

○国立大学法人横浜国立大学教職員給与規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 110 号)

改正 平成 17 年 3 月 24 日規則第 494 号 平成 17 年 11 月 24 日規則第 26 号 平成 18 年 3 月 28 日規則第 46 号
平成 18 年 7 月 27 日規則第 92 号 平成 18 年 12 月 21 日規則第 104 号 平成 19 年 3 月 27 日規則第 54 号
平成 19 年 3 月 30 日規則第 72 号 平成 19 年 11 月 29 日規則第 129 号 平成 20 年 2 月 28 日規則第 12 号
平成 20 年 3 月 27 日規則第 54 号 平成 21 年 3 月 27 日規則第 34 号 平成 21 年 5 月 29 日規則第 66 号
平成 21 年 11 月 30 日規則第 91 号 平成 22 年 3 月 26 日規則第 50 号 平成 22 年 6 月 17 日規則第 70 号
平成 22 年 11 月 24 日規則第 86 号 平成 24 年 1 月 19 日規則第 6 号 平成 24 年 3 月 21 日規則第 82 号
平成 24 年 5 月 28 日規則第 110 号 平成 25 年 3 月 28 日規則第 29 号 平成 25 年 11 月 25 日規則第 73 号
平成 26 年 3 月 24 日規則第 45 号 平成 26 年 11 月 21 日規則第 84 号 平成 27 年 3 月 23 日規則第 23 号
平成 27 年 11 月 25 日規則第 73 号 平成 28 年 3 月 22 日規則第 27 号 平成 28 年 11 月 30 日規則第 78 号
平成 29 年 3 月 22 日規則第 57 号 平成 29 年 11 月 24 日規則第 99 号 平成 30 年 3 月 19 日規則第 26 号
平成 30 年 11 月 30 日規則第 67 号 平成 31 年 3 月 22 日規則第 30 号 令和元年 11 月 20 日規則第 30 号
令和 2 年 3 月 25 日規則第 36 号 令和 2 年 11 月 25 日規則第 115 号 令和 3 年 3 月 17 日規則第 2 号
令和 3 年 11 月 25 日規則第 50 号 令和 4 年 3 月 23 日規則第 20 号 令和 4 年 6 月 23 日規則第 54 号
令和 4 年 9 月 29 日規則第 61 号 令和 4 年 11 月 24 日規則第 106 号 令和 5 年 3 月 22 日規則第 27 号
令和 5 年 6 月 22 日規則第 63 号 令和 5 年 11 月 30 日規則第 82 号 令和 6 年 3 月 28 日規則第 24 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 10 条)
- 第 2 章 俸給(第 11 条—第 21 条)
- 第 3 章 諸手当(第 22 条—第 80 条)
- 第 4 章 給与の特例等(第 81 条—第 89 条)
- 第 5 章 雑則(第 90 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、国立大学法人横浜国立大学教職員就業規則(平成 16 年規則第 101 号。以下「教職員就業規則」という。)第 30 条の規定に基づき、国立大学法人横浜国立大学に勤務する教職員の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第 2 条 教職員の給与に関しては、この規則の定めによるほか、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。)その他の法令の定めるところによる。

(適用範囲)

第 3 条 この規則は、教職員就業規則第 3 条に規定する教職員に適用する。ただし、年俸制を適用する教職員及び非常勤職員の給与については、別に定める。

(給与の区分)

第4条 教職員の給与は、俸給、諸手当及び賞与とし、諸手当及び賞与はそれぞれ次の各号に掲げる区分により支給する。

- (1) 諸手当は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、初任給調整手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、義務教育等教員特別手当、宿日直手当、管理職手当、教育業務連絡指導手当、大学院手当、特別支援学校教員手当、クロスアポイントメント手当及び研究代表者手当とする。
- (2) 賞与は、期末手当及び勤勉手当とする。

(給与の支払)

第5条 この規則に基づく給与は、その全額を通貨で直接教職員に支払う。ただし、法令で定められたもの及び労基法第24条第1項ただし書きに規定する労使協定に基づき、給与の一部を控除して支払うことができる。

- 2 前項前段の規定にかかわらず、教職員から申し出があつた場合においては、労使協定に基づき、その者に対する給与の全額又は一部を、教職員が希望する金融機関等の本人名義の口座に振込を行う方法によって支払うことができる。
- 3 いかなる給与も、学長が定めた諸規則に基づかずに教職員に対して支給しない。
- 4 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給与期間)

第6条 給与の計算期間は、一の月の初日から末日までとする。

(給与の支給日)

第7条 給与の支給日(通勤手当、研究代表者手当及び賞与を除く。)は、毎月17日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給日とする。

- (1) 17日が日曜日に当たるとき。 15日(15日が国立大学法人横浜国立大学勤務時間、休日及び休暇等に関する規則(平成16年規則第103号。以下「勤務時間規則」という。)第6条の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、18日)
 - (2) 17日が土曜日に当たるとき。 16日(16日が休日に当たるときは、15日)
 - (3) 17日が休日(勤務時間規則第6条第4号に規定する休日を除く。)に当たるとき。 16日(16日が日曜日に当たるときは、18日)
- 2 俸給、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、管理職手当、教育業務連絡指導手当、大学院手当、特別支援学校教員手当及びクロスアポイントメント手当は、一の給与期間の月額的全額をその月の給与の支給日に支給する。
 - 3 超過勤務手当、宿日直手当及び特殊勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における俸給の支給日に支給する。

- 4 研究代表者手当は、一の年度（毎年4月から翌年3月までをいう。）における分を当該年度の3月10日（以下この項において「支給日」という。）に支給する。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給日とする。
- (1) 支給日が日曜日に当たるとき。 支給日の前々日(支給日の前々日が休日に当たるときは、支給日の翌日)
 - (2) 支給日が土曜日に当たるとき。 支給日の前日(支給日の前日が休日に当たるときは、支給日の前々日)
 - (3) 支給日が休日に当たるとき。 支給日の前日(支給日の前日が日曜日に当たるときは、支給日の翌日)
- 5 賞与は、6月30日及び12月10日(以下この項において「支給日」という。)に支給する。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給日とする。
- (1) 支給日が日曜日に当たるとき。 支給日の前々日(支給日の前々日が休日に当たるときは、支給日の翌日)
 - (2) 支給日が土曜日に当たるとき。 支給日の前日(支給日の前日が休日に当たるときは、支給日の前々日)
 - (3) 支給日が休日に当たるとき。 支給日の前日(支給日の前日が日曜日に当たるときは、支給日の翌日)
- 6 第2項及び第3項について、俸給の支給日までに支給に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。また、過払いが生じたときは、その日後の給与から控除することができる。
(非常時払い)

第8条 教職員が、当該教職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、結婚、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるため請求した場合には、前条の規定する給与の支給日前であっても、既往の労働に対する給与を支給する。
(勤務1時間当たりの給与額)

第9条 この規則に定める勤務1時間当たりの給与額は、俸給、大学院手当、特別支援学校教員手当、これらに対する地域手当、初任給調整手当及び義務教育等教員特別手当の合計額を算定基礎額(以下「算定基礎額」という。)とし、次の算式によって得た額とする。なお、年間所定勤務日数は、年度の始めから当該年度の末日までの日数から休日を除いた日数とする。

$$\text{勤務1時間当たりの給与額} = (\text{算定基礎額} / (\text{年間所定勤務日数} \times 7 \text{時間} 45 \text{分}) \div 12)$$

(端数の取扱い)

第10条 第21条第4項に規定する日割計算及びその他により給与の額に、1円未満の端数を生じたときは、次項及び第3項に掲げる場合を除き、これを切り捨てるものとする。

- 2 第 67 条の規定により勤務 1 時間につき支給する超過勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。
- 3 第 81 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。
- 4 一の給与期間の超過勤務の時間数の合計に 1 時間未満の端数がある場合は、30 分未満の端数を切り捨て、それ以上を 1 時間に切り上げるものとする。
- 5 一の給与期間の欠勤の時間数、育児時間の時間数又は介護部分休業の時間数の合計に 1 時間未満の端数がある場合は、30 分未満の端数を切り捨て、それ以上を 1 時間に切り上げるものとする。

第 2 章 俸給

(俸給の決定)

第 11 条 教職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度と教職員の能力、知識及び経験に基づき、俸給表において定める級及び号俸により決定する。

2 俸給表の種類は次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ別に定めるところによる。

- (1) 一般職俸給表(別表第 1)
- (2) 技能職等俸給表(別表第 2)
- (3) 大学教員俸給表(別表第 3)
- (4) 特別支援学校教員俸給表(別表第 4)
- (5) 中・小学校教員俸給表(別表第 5)
- (6) 栄養士俸給表(別表第 6)
- (7) 看護師俸給表(別表第 7)

3 各俸給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は、別に定めるものとする。

(初任給)

第 12 条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の教職員との均衡を考慮して、別に定めるところにより決定する。

第 13 条 削除

(人事交流者等の初任給)

第 14 条 人事交流その他の異動により、国立大学法人横浜国立大学教職員退職手当規則(平成 16 年規則第 111 号)第 12 条の規定により退職手当を通算する機関から引き続いて本学の教職員となった者が、この規則により受けることとなる俸給の級及び号俸については、別に定めるところにより決定する。

(昇格)

第 15 条 学長は、教職員の勤務成績が良好な場合又は上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、別に定めるところにより教職員を昇格させることができる。

(降格)

第 16 条 学長は、教職員の勤務成績が著しく不良な場合又はその他の事由による場合は、別に定めるところにより教職員を降格させることができる。

(俸給表の適用を異にする異動及び初任給基準を異にする異動の給与)

第 17 条 教職員が、俸給表の適用の異なる他の職種に異動する場合又は俸給表の適用を異にすることなく初任給基準の異なる他の職種に属する職務に異動する場合における職務の級及び号俸については別に定める。

(昇給)

第 18 条 教職員の昇給は、1 月 1 日に、同日前 1 年間に於けるその者の勤務の状況、勤務成績及び直近の業績評価の結果に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により教職員(55 歳(技能職等俸給表の適用を受ける教職員にあっては、57 歳)を超える教職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号俸数を 4 号俸(一般職俸給表の適用を受ける教職員で第 73 条に定める管理職手当の支給を受けるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける教職員でこれに相当するものとして学長が別に定める教職員にあっては、3 号俸)とすることを標準として学長が別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55 歳(技能職等俸給表の適用を受ける教職員にあっては、57 歳)を超える教職員の第 1 項の規定による昇給は、同項に規定する期間に於けるその者の勤務成績が特に良好である場合又は直近の業績評価の結果が上位である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績及び直近の業績評価の結果に応じて学長が別に定める基準に従い決定するものとする。

4 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

5 削除

6 第 1 項から前項までに規定するもののほか、教職員の昇給に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第 19 条及び第 20 条 削除

(俸給の日割計算等)

第 21 条 新たに教職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇格、降格等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 教職員が退職(死亡による退職を除く。)したときは、その日まで俸給を支給する。

3 教職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。

- 4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であつて、月の初日から俸給を支給するとき以外のとき、又は月の末日まで俸給を支給するとき以外のときは、その俸給額は、その月の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

第3章 諸手当

(扶養手当)

第22条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、一般職俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級が9級以上であるもの(以下「一般職9級以上教職員」という。)に対しては、支給しない。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母

- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

- (6) 重度心身障害者

- 3 前項に規定する扶養親族には、次に掲げる者は含まれないものとする。

- (1) 教職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又はこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

- (2) 年額1,300,000円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

(扶養手当の支給額)

第23条 扶養手当の月額額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(一般職俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの及び大学教員俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級のもの(以下「一般職8級教職員等」という。))にあつては、3,500円)、前条第2項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

- 2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下この条及び第26条において「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養手当の届出)

第24条 新たに教職員となった者に扶養親族(一般職9級以上教職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、一般職9級以上教職員から一般職9級以上教職員以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は教職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その教職員は、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合(一般職9級以上教職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第22条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職9級以上教職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)

2 前項の規定による届出は、扶養親族届により行うものとする。

(扶養手当の確認及び認定)

第25条 学長は、前条に規定する届出があつたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。

2 学長は、前項の規定により認定した教職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を扶養手当認定簿に記載するものとする。

3 学長は、第1項の認定を行う場合において必要と認めるときは、教職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(扶養手当の支給の始期及び終期)

第26条 扶養手当の支給は、新たに教職員となった者に扶養親族(一般職9級以上教職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においてはその者が教職員となった日、一般職9級以上教職員から一般職9級以上教職員以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で第24条第1項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職9級以上教職員以外の教職員となった日、教職員に扶養親族(一般職9級以上教職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその教職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている教職員が退職した場合においてはそれぞれの者が退職した日、一般職9級以上教職員以外の教職員から一般職9級以上教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職9級以上教職員となった日、扶養手当を受けている教職員の扶養親族(一般職9級以上教職員にあつては扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの

日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている教職員に更に第24条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている教職員の扶養親族(一般職9級以上教職員にあつては扶養親族たる子に限る。)で第24条第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第24条第1項の規定による届出に係るものがある一般職9級以上教職員が一般職9級以上教職員以外の教職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第24条第1項の規定による届出に係るものがある一般職8級教職員等が一般職8級教職員等及び一般職9級以上教職員以外の教職員となった場合

(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第24条第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある教職員で一般職9級以上教職員以外のものが一般職9級以上教職員となった場合

(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第24条第1項の規定による届出に係るものがある教職員で一般職8級教職員等及び一般職9級以上教職員以外のものが一般職8級教職員等となった場合

(7) 教職員の扶養親族たる子で第24条第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(扶養手当の事後確認)

第27条 学長は、現に扶養手当の支給を受けている教職員の扶養親族が第22条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

2 前項の事後確認において、扶養親族たる要件に疑義がある場合で、かつ、教職員が第25条第3項に掲げる扶養の事実等を証明するに足る書類を提出しない場合、学長は、第24条第2項の届出を待たずに、扶養の事実がないものとして取り扱うことができる。

3 前項の場合において、その終期は、直近の事後確認をした日の属する月まで、あるいは認定まで遡って扶養の事実がないものとして必要な措置を行うことができる。

(地域手当)

第 28 条 教職員に、民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して支給割合 100 分の 16 の地域手当を支給する。ただし、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号。以下「給与法」という。）第 11 条の 3 の規定により、同条第 2 項第 1 号に掲げる割合で地域手当が支給される地域に所在する施設に在勤する教職員については、前段の規定にかかわらず同号の割合による支給割合により地域手当を支給する。

2 地域手当の月額、俸給（特別支援学校教員俸給表又は中・小学校教員俸給表の適用を受ける教職員のうち職務の級が 2 級又は 3 級である者については、その者の俸給月額の 100 分の 4 に相当する額を公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号。以下「給特法」という。）第 3 条第 1 項に定める教職調整額相当とみなし、これを俸給に加算した額）、大学院手当、特別支援学校教員手当、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、前項に定める支給割合（第 4 項から第 5 項が適用される者については当該各項に規定する支給割合）を乗じて得た額とする。

3 削除

4 一般職の国家公務員、特別職に属する国家公務員、国立大学法人の教職員、独立行政法人の職員、地方公務員及びその他これに準ずると学長が認める者（以下「給与法適用職員等」という。）が、引き続き教職員となった場合において、採用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して第 1 項の規定による地域手当を支給される教職員との権衡上必要があると学長が認めたときは、当該教職員には、同項の規定に準じて、第 1 項の規定にかかわらず、当該採用の日から 2 年を経過するまでの間、当該採用前の機関で支給を受けていた国における地域手当に相当する手当の支給割合（以下「採用前支給割合」という。）に次の各号の区分に応じた割合を乗じて得た支給割合により地域手当を支給する。ただし、各号の区分に応じた割合を乗じて得た支給割合が、第 1 項前段の規定による支給割合に達しない場合には第 1 項前段の規定による支給割合とする。

(1) 当該採用の日から 1 年を経過するまでの間 100 分の 100

(2) 当該採用の日の 1 年経過後から 2 年を経過するまでの間 100 分の 80

5 前項に規定する者のうち、学長が別に定めるものについては、学長が別に定める期間、採用前支給割合と第 1 項前段の規定による支給割合のいずれか高い方により地域手当を支給する。

(住居手当)

第 29 条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第 3 号において同じ。）を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員。ただし、次に掲げる教職員を除く。

イ 本学所有の宿舎又は国家公務員宿舎を貸与され、使用料を支払っている教職員
ロ 地方公共団体、沖縄振興開発金融公庫、国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号。以下「退職手当令」という。)第9条の2各号に掲げる法人その他これに類すると学長が認める法人から貸与された職員宿舎に居住している教職員

ハ 配偶者、父母又は配偶者の父母で、教職員の扶養親族たる者(第22条に規定する扶養親族で第24条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。)以外の者が所有し、又は借り受け、居住している住宅及びこれに類すると学長が認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している教職員

(2) 第48条又は第50条の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者が居住するための住宅(第1号イからハで規定する住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの

(3) 第50条の規定により単身赴任手当を支給される教職員(配偶者のない教職員に限る。)で、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもののうち、学長が特に認めるもの

(住居手当の支給額)

第30条 住居手当の月額、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める額(第1号に掲げる教職員のうち第2号に掲げる教職員であるものについては、第1号及び第2号に定める額の合計額)とする。

(1) 前条第1号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは17,000円)を11,000円に加算した額

(2) 前条第2号及び第3号に掲げる教職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

(住居手当の届出)

第31条 新たに第29条の教職員たる要件を具備するに至った教職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届により、その居住の実情等を速やかに学長に届け出なければならない。住居手当を受けている教職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(住居手当の確認及び決定)

第 32 条 学長は、教職員から前条第 1 項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第 29 条の教職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 学長は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を住居手当認定簿に記載するものとする。

(住居手当の家賃の算定の基準)

第 33 条 第 31 条第 1 項の規定による届出に係る教職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、次に掲げる基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

(1) 居住に関する支払額に食料費が含まれている場合 その支払額の 100 分の 40 に相当する額

(2) 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の 100 分の 90 に相当する額

(住居手当の支給の始期及び終期)

第 34 条 住居手当の支給は、教職員が新たに第 29 条の教職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、教職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第 31 条第 1 項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 住居手当を受けている教職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(住居手当の事後の確認)

第 35 条 学長は、現に住居手当の支給を受けている教職員が第 29 条の教職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

2 第 27 条第 2 項及び第 3 項に規定する取扱い等は、この条に準用する。

(通勤手当)

第 36 条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

- (1) 通勤(教職員が勤務のため、その者の住居と勤務する部局、附属学校及び本学が所有する施設(以下「部局等」という。))との間を往復することをいう。)のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする教職員(交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2km 未満であるもの及び第 3 号に掲げる教職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具(本学、国又は地方公共団体の所有に属するものを除く。以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする教職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2km 未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員(交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2km 未満であるものを除く。)
- (4) 前各号に掲げる交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難な教職員は、労働者災害補償保険法施行規則(昭和 30 年労働省令第 22 号)別表第 1 に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な教職員とする。
(通勤手当の支給額)

第 37 条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前条第 1 号に掲げる教職員 第 44 条に規定する支給単位期間につき、その者の通勤に要する交通機関(新幹線鉄道等を除く。以下「普通交通機関」という。)の運賃に相当する額(以下「運賃相当額」という。)。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1 箇月当たりの運賃相当額」という。)が 55,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が 2 以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1 箇月当たりの運賃相当額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- (2) 前条第 2 号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、1 箇月につきそれぞれ次に掲げる額(1 週間の勤務日数が 4 日以下とされている教職員は次に掲げる額を 5 で除した額に 1 週間の勤務日数を乗じて得た額)
イ 自動車等の使用距離(一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。以下この号において「使用距離」という。)が片道 5km 未満である教職員 2,000 円

ロ	使用距離が片道 5km 以上 10km 未満である教職員	4,200 円
ハ	使用距離が片道 10km 以上 15km 未満である教職員	7,100 円
ニ	使用距離が片道 15km 以上 20km 未満である教職員	10,000 円
ホ	使用距離が片道 20km 以上 25km 未満である教職員	12,900 円
ヘ	使用距離が片道 25km 以上 30km 未満である教職員	15,800 円
ト	使用距離が片道 30km 以上 35km 未満である教職員	18,700 円
チ	使用距離が片道 35km 以上 40km 未満である教職員	21,600 円
リ	使用距離が片道 40km 以上 45km 未満である教職員	24,400 円
ヌ	使用距離が片道 45km 以上 50km 未満である教職員	26,200 円
ル	使用距離が片道 50km 以上 55km 未満である教職員	28,000 円
ヲ	使用距離が片道 55km 以上 60km 未満である教職員	29,800 円
ワ	使用距離が片道 60km 以上である教職員	31,600 円

(3) 前条第 3 号に掲げる教職員 次に掲げる区分に応じた額

- イ 自動車等の使用距離が片道 2km 以上である教職員及び自動車等の使用距離が片道 2km 未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員 第 1 号に掲げる額及び前号に掲げる額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額の合計額(1 箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- ロ 1 箇月当たりの運賃相当額が前号に掲げる額以上である教職員(イに掲げる教職員を除く。) 第 1 号に掲げる額
- ハ 1 箇月当たりの運賃相当額が前号に掲げる額未満である教職員(イに掲げる教職員を除く。) 前号に掲げる額

- 2 部局等を異にする異動、給与法適用職員等で、当該職から引き続いて本学の教職員となった場合(以下「給与法適用職員等からの採用」という。)又は在勤する部局等の移転に伴い、所在する地域を異にする部局等に在勤することとなったことにより、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該異動、採用又は移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる教職員で、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)を利用しなければ通勤することが困難(新幹線鉄道等を利用せずに通勤するものとした通勤距離が 60 キロメートル以上であり、新幹線鉄道等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤時間がおおむね 90 分以上である教職員)と認められ、かつ、その利用により通勤時間が 30 分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると学長が認める前条第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる教職員で、当該異動、採用又は移転の直前の住居(当該異動、採用又は移転の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のために利用する経路に変更が生じないとき

の当該転居後の住居及び学長がこれに準ずると認める住居を含む。)からの通勤のため、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃相当額の算出の基礎となる運賃に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。なお、第48条又は第50条の規定により単身赴任手当が支給される教職員には、特別料金等に係る通勤手当は支給しない。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通勤の経路及び方法により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「一箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が、20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(普通交通機関に係る定期券と新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されている場合にあつては、当該定期券の価額と通用期間が当該定期券と同じ支給単位期間である距離制等による通常の定期券の価額との差額の2分の1に相当する額、又は特別料金等が含まれた通勤21回分の運賃等の額と距離制等による通常の通勤21回分の運賃との差額の2分の1に相当する額に支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
(通勤手当の算出の基準)

第38条 前条第1項第1号に規定する運賃相当額の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃の額によるものとする。なお、通常徒歩によることを例とする距離(概ね1kmとする。)内においてのみ利用する普通交通機関は、通常の経路及び方法に係る普通交通機関に含まれないものとする。

2 前項の通勤の経路及び方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであつてはならない。ただし、正当な事由がある場合は、この限りでない。

3 運賃相当額は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関を利用する区間については、当該区間における1箇月当たりの運賃相当額が最も低廉となる定期券の価額

(2) 前号に掲げる区間以外の普通交通機関を利用する区間については、その使用が最も経済的かつ合理的であると認められる回数乗車券等の通勤21回分(週当たりの勤

務日数が5日未満の教職員にあつては、平均1か月当たりの通勤所要回数分の運賃の額

- 4 第2項ただし書に該当する場合の運賃相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの普通交通機関について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額の総額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 5 前3項の規定は、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額及び1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の算出について準用する。この場合において、第3項中「普通交通機関の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号中「普通交通機関」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する額」と、前項中「普通交通機関」とあるのは、「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(通勤手当の届出)

第39条 教職員は、新たに第36条の教職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届により、その通勤の実情を速やかに学長に届け出なければならない。住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃の額に変更があった教職員についても、同様とする。

(通勤手当の確認及び決定)

第40条 学長は、教職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)の提示を求める等の方法により確認し、その者が第36条の教職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の支給額を決定し、又は改定しなければならない。

- 2 学長は、前項の規定により通勤手当の支給額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を通勤手当認定簿に記載するものとする。

(通勤手当の支給日等)

第41条 通勤手当は、支給単位期間(第3項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。)又は第3項各号に定める期間(以下この条及び第45条において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の第7条に規定する給与の支給日(以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに第39条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

- 2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において退職した職員には、当該通勤手当をその際支給する。
- 3 次の各号に掲げる通勤手当は、その区分に応じ、当該各号に定める期間を支給単位期間に相当する期間とする。

(1) 教職員が2以上の交通機関を利用するものとして第37条第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合(次号に該当する場合を除く。)において、1箇月当たりの運賃相当額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間(次号及び第43条において「最長支給単位期間」という。)

(2) 教職員が第37条第2項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃相当額及び同号に定める額の合計額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 最長支給単位期間

(通勤手当の支給の始期及び終期)

第42条 通勤手当の支給は、教職員が新たに第36条の教職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、通勤手当を支給されている教職員が退職した場合においてはそれぞれその者が退職した日、通勤手当を支給されている教職員が同条の教職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、通勤手当の支給開始については、第39条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている教職員にその支給額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の月額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

3 次の各号に該当する場合は、当該各号に定める日を前項における事実の生じた日とみなす。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関又は新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当(次号の通勤手当を除く。)を支給されている場合において、支給単位期間に対応する当該定期券の通用期間中に当該定期券の価額が改定されたとき 当該支給単位期間に係る最後の月の末日

(2) 前条第3項各号に掲げる通勤手当を支給されている場合において、当該各号に定める期間中に当該通勤手当に係る普通交通機関又は新幹線鉄道等に係る運賃等の額が改定されたとき 当該各号に定める期間に係る最後の月の末日

4 採用となった者又は部局等を異にして異動した教職員が当該採用又は当該異動の直後に在勤する部局等への勤務を開始すべきこととされる日に第36条の教職員たる要件を具備するときは、当該採用の日又は当該異動の発令日を同項の教職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱い、第1項の規定による支給の開始又は第2項の規定による支給額の改定を行うものとする。

(通勤手当の返納)

第 43 条 通勤手当を支給される職員につき、次の各号に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して次項に定める額を返納させるものとする。

- (1) 離職し、若しくは死亡した場合又は第 36 条の教職員たる要件を欠くに至った場合
- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
- (3) 月の中途において、次のいずれかに該当し、勤務に就かなかつた期間がある場合（当該期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。）

イ 教職員就業規則の定めにより休職又は停職にされた場合

ロ 国立大学法人横浜国立大学育児休業等規則(平成 16 年規則第 104 号。以下「育児休業規則」という。)の定めにより育児休業をした場合

ハ 国立大学法人横浜国立大学介護休業等規則(平成 16 年規則第 105 号。以下「介護休業規則」という。)の定めにより介護休業をした場合

ニ 国立大学法人横浜国立大学教職員の自己啓発等休業に関する規則(平成 20 年規則第 9 号。以下「自己啓発等休業規則」という。)の定めにより自己啓発等休業をした場合

ホ 国立大学法人横浜国立大学教職員の配偶者同行休業に関する規則(平成 30 年規則第 25 号。以下「配偶者同行休業規則」という。)の定めにより配偶者同行休業をした場合

- (4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

2 普通交通機関に係る通勤手当に係る前項による返納額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1 箇月当たりの運賃相当額等(第 37 条第 1 項第 3 号に掲げる教職員にあっては、1 箇月当たりの運賃相当額及び同項第 2 号に掲げる額の合計額。以下この項において同じ。)が 55,000 円以下であった場合 前項第 2 号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関(同号の改定後に 1 箇月当たりの運賃相当額等が 55,000 円を超えることとなるときは、その利用するすべての普通交通機関)、同項第 1 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての普通交通機関につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃の払い戻しを、次に定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

イ 前項第 1 号に掲げる事由 当該事由が生じた日の属する月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月)

- ロ 前項第2号に掲げる事由 通勤手当の額が改定される月の前月
 - ハ 前項第3号に掲げる事由 同号の期間の開始した日の属する月
 - ニ 前項第4号に掲げる事由 当該通勤しないこととなる月の前月(病気休暇等の期間が当該通勤しないこととなる月の中途までの期間とされていた場合であって、その後の事情の変更によりやむを得ず当該病気休暇等の期間がその月の初日から末日までの期間の全日数にわたることとなるとき等、その月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなることについてその月の前月の末日において予見しがたいことが相当と認められる場合にあっては当該通勤しないこととなる月)
- (2) 1箇月当たりの運賃相当額等が55,000円を超えていた場合
- イ ロに掲げる場合以外の場合 55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零)
 - ロ 第41条第3項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 55,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数(以下「残月数」という。)を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関についての払戻金相当額、最長支給単位期間において使用されるべき普通交通機関に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以後であるものの価額、最長支給単位期間において使用されるべき普通交通機関に係る回数乗車券等の通勤21回分の運賃の額に残月数を乗じて得た額及び最長支給単位期間において使用されるべき自動車等に係る第37条第2項第2号に定める額に残月数を乗じて得た額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該機関に係る最後の月である場合にあっては、零)
- 3 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る第1項による返納額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円以下であった場合 その者の利用する新幹線鉄道につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額(次号において「払戻金2分の1相当額」という。)
 - (2) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円を超えていた場合 20,000円に残月数を乗じて得た額又は新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零)
- 4 第1項の規定により教職員に前2項に定める額を返納させる場合においては、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

(通勤手当の支給単位期間)

第44条 通勤手当における「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として次の各号に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関又は新幹線鉄道等 当該普通交通機関又は新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関にあつては、当該新幹線鉄道に係る支給単位期間に相当する期間

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的と認められる普通交通機関又は新幹線鉄道等 1箇月

- 2 前項第1号に掲げる普通交通機関又は新幹線鉄道等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、退職、長期間の出張又は研修の開始又は終了等により通勤のため負担する運賃の額に変更があることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月)までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。
- 3 支給単位期間は、第42条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。
- 4 前条第1項第3号の規定に該当する場合(次項の規定に該当する場合を除く。)の支給単位期間は、その後復職し、又は勤務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合は、その日の属する月から。)から開始する。
- 5 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合(前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。)には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

(通勤手当を支給できない場合)

第45条 第36条の教職員が、出張、研修、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができない。

(通勤手当の事後確認)

第46条 学長は、現に通勤手当の支給を受けている教職員について、その者が第36条の教職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該教

職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

2 第 27 条第 2 項及び第 3 項に規定する取扱い等は、この条に準用する。

(通勤手当のみなし支給)

第 47 条 出張先又は研修先において月の初日から末日までの全日数にわたって通勤に類する行為があり、かつ、その間に国立大学法人横浜国立大学役職員等の旅費に関する規則(平成 16 年規則第 119 号)による宿泊料を含む旅費が支給されていない場合は、第 45 条の規定にかかわらず、その月についてはその出張先又は研修先において勤務する場所を部局等とみなして通勤手当を支給することができる。

2 第 37 条の規定は、前項の規定により支給する通勤手当の額について準用する。

(単身赴任手当)

第 48 条 部局等を異にする異動、給与法適用職員等からの採用又は在勤する部局等の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動、採用又は部局等の移転の直前の住居から当該異動、採用又は部局等の移転の直後に在勤する部局等に通勤することが通勤距離等を考慮して困難(以下「通勤困難」という。)であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する部局等に通勤することが、通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 前項のやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある教職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。

(2) 配偶者が学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。

(3) 配偶者が引き続き就業すること。

(4) 配偶者が教職員又は配偶者の所有に係る住宅を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。

(5) 配偶者が教職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

3 第 1 項に定める通勤困難の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 通勤距離が 60km 以上であること。

(2) 通勤距離が 60km 未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

(単身赴任手当の支給額)

第 49 条 単身赴任手当の月額額は、30,000 円(教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。))が 100km 以上である教職員にあっては、その額に、

70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて第3項に定める額を加算した額とする。

2 前項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による教職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さによるものとする。

3 第1項の交通距離の区分に応じて定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 100km以上300km未満 8,000円

(2) 300km以上500km未満 16,000円

(3) 500km以上700km未満 24,000円

(4) 700km以上900km未満 32,000円

(5) 900km以上1,100km未満 40,000円

(6) 1,100km以上1,300km未満 46,000円

(7) 1,300km以上1,500km未満 52,000円

(8) 1,500km以上2,000km未満 58,000円

(9) 2,000km以上2,500km未満 64,000円

(10) 2,500km以上 70,000円

(単身赴任手当の権衡職員の範囲等)

第50条 第48条の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると学長が特に認める教職員には、前2条の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(単身赴任手当の届出)

第51条 新たに第48条又は第50条の教職員たる要件を具備するに至った教職員は、当該要件を具備していることを証明する書類(住民票等配偶者との別居の状況等を明らかにする書類、診断書、在学証明書、就業証明書等教職員が配偶者等と別居することとなった事情を明らかにする書類(これらの書類の写しを含む。))を添付して、単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに学長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている教職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(単身赴任手当の確認及び決定)

第52条 学長は、教職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第48条又は第50条の教職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 学長は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を単身赴任手当認定簿に記載するものとする。

(単身赴任手当の支給の始期及び終期)

第 53 条 単身赴任手当の支給は、教職員が新たに第 48 条又は第 50 条の教職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、教職員が第 48 条又は第 50 条に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第 51 条第 1 項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 単身赴任手当を受けている教職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(単身赴任手当の事後の確認)

第 54 条 学長は、現に単身赴任手当の支給を受けている教職員が第 48 条又は第 50 条の教職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正かどうかを随時確認するものとする。

2 学長は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、教職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

3 第 27 条第 2 項及び第 3 項に規定する取扱い等は、この条に準用する。

(初任給調整手当)

第 55 条 学長は、医学に関する専門知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に採用された者に初任給調整手当を支給する。

(初任給調整手当を支給する教職員の範囲)

第 56 条 初任給調整手当を支給される教職員は、前条に規定する職に採用された教職員で、その採用が、学校教育法に規定する大学(以下「大学」という。)卒業の日から 37 年(医師法(昭和 23 年法律第 201 号)に規定する臨床研修(次条において「臨床研修」という。)を経た者にあつては 39 年、医師法の一部を改正する法律(昭和 43 年法律第 47 号)による改正前の医師法に規定する実地修練(次条において「実地修練」という。)を経た者にあつては 38 年)を経過するまでの期間内に行われたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して 35 年に達している教職員には、初任給調整手当は支給しない。

(初任給調整手当の支給期間及び支給額)

第 57 条 初任給調整手当の支給期間は 35 年とし、その月額は教職員の区分及び採用の日以後の期間の区分に応じた次の表に掲げる額(育児休業規則第 13 条の 2 及び 13 条の 4 に規定する育児短時間勤務の申出をしている教職員(以下「育児短時間勤務教職員」と

いう。)にあつてはその額に申出をしている週当たりの育児短時間勤務時間数を38時間45分で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。この場合において、大学卒業の日からそれぞれ採用の日までの期間が4年(臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年)を超えることとなる教職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内の教職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

- 2 初任給調整手当を支給されている教職員が休職にされた場合における当該教職員に対する同表の適用については、当該休職の期間(第82条第1項による休職、同条第2項の規定により、その休職の期間中給与の全額が支給される休職及びその他学長が認める休職の期間を除く。)は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

期間の区分	支給額
	円
1年未満	51,100
1年以上2年未満	51,100
2年以上3年未満	51,100
3年以上4年未満	51,100
4年以上5年未満	51,100
5年以上6年未満	51,100
6年以上7年未満	49,300
7年以上8年未満	47,500
8年以上9年未満	45,700
9年以上10年未満	43,900
10年以上11年未満	42,100
11年以上12年未満	40,300
12年以上13年未満	38,500
13年以上14年未満	36,700
14年以上15年未満	35,300
15年以上16年未満	33,900
16年以上17年未満	32,500
17年以上18年未満	31,100
18年以上19年未満	29,700
19年以上20年未満	28,300
20年以上21年未満	26,900
21年以上22年未満	26,300

22年以上23年未満	25,700
23年以上24年未満	24,700
24年以上25年未満	24,100
25年以上26年未満	23,500
26年以上27年未満	22,900
27年以上28年未満	22,300
28年以上29年未満	21,500
29年以上30年未満	21,200
30年以上31年未満	20,800
31年以上32年未満	20,200
32年以上33年未満	19,300
33年以上34年未満	18,400
34年以上35年未満	17,700

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

- 3 前条第1項に規定する教職員となった者(前条第2項に規定する職員を除く。)のうち、これらの教職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある教職員で、第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

(初任給調整手当の支給の終了)

第58条 初任給調整手当を支給されている教職員が第55条に規定する教職員以外の教職員へ異動した場合は、当該異動の日から初任給調整手当は支給しない。

(初任給調整手当支給調書の作成)

第59条 学長は、初任給調整手当を支給する場合には、第55条に規定する教職員ごとに初任給調整手当支給調書を作成し、必要事項を記入の上保管するものとする。

(特殊勤務手当)

第60条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する教職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

(特殊勤務手当の種類)

第61条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 異常圧力内作業手当
- (2) 入試業務手当

2 学長は、前項各号の規定によるもののほか、特に必要と認める場合には、特殊勤務手当を支給することができる。

(異常圧力内作業手当)

第 62 条 異常圧力内作業手当は、教職員が潜水船に乗り組んで潜水して行う海中又は海底の観測又は調査の作業に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した時間一時間につき、教職員の職務の級に応じて次に定める額(潜水深度が 300 メートルを超える海中における作業に従事した場合にあっては、次に定める額にその 100 分の 30 に相当する額を加算した額)とする。

(1) 大学教員俸給表 3 級以上の級

2,200 円

(2) 大学教員俸給表 2 級

1,700 円

(3) 大学教員俸給表 1 級

1,400 円

第 63 条から第 65 条まで 削除

(入試業務手当)

第 65 条の 2 入試業務手当は、大学教員俸給表、特別支援学校教員俸給表又は中・小学校教員俸給表の適用を受ける教職員が、入試業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額については、別に定める。

第 65 条の 3 削除

(特殊勤務に係る超過勤務手当)

第 66 条 第 62 条から前条に掲げる特殊勤務に、勤務時間規則第 4 条に規定する勤務時間を超えて従事することとなった場合(泊を伴うものを除く。)に支払われる超過勤務手当は、第 9 条及び次条の規定にかかわらず、勤務 1 時間当たりの給与額を算定する場合の算定基礎額には、当該従事することとなった特殊勤務に係る特殊勤務手当を加えて算出するものとする。

(超過勤務手当)

第 67 条 勤務時間規則第 4 条に規定する所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた教職員(勤務時間規則第 9 条の 3 の規定によりフレックスタイム制が適用された教職員(以下「フレックスタイム教職員」という。)を除く。第 81 条第 1 項において同じ。)には、所定勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 9 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に所定勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務教職員が、次の第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日

における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。なお、次の第4号に掲げる勤務は、毎月1日を1か月の起算日として累計する。

- (1) 勤務が割り振られた日における勤務で、労基法第32条を適用して定めた所定勤務時間を超えた勤務 100分の125
- (2) 休日(勤務時間規則第7条から第9条の2により振り替えられた休日を含む。)の勤務 100分の135
- (3) 第1号及び第2号以外の勤務 100分の100
- (4) 前各号に掲げる勤務の累計が1か月60時間を超えた時点からの勤務 100分の150

2 フレックスタイム教職員には、清算期間における実労働時間が所定勤務時間を超えた場合又は休日に勤務を行った場合、その勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- (1) 勤務が割り振られた日における勤務で、労基法第32条の3の規定による労使協定で定めた所定勤務時間を超えた勤務(次号に規定する休日の勤務時間を除く。) 100分の125
- (2) 休日(勤務時間規則第7条又は第8条により振り替えられた休日を含む。)の勤務 100分の135
- (3) 一月の1日から末日までの1か月間において、前各号に掲げる勤務の累計が60時間を超えた時点からの勤務 100分の150

第68条及び第69条 削除

(義務教育等教員特別手当)

第70条 義務教育等教員特別手当は、特別支援学校教員俸給表又は中・小学校教員俸給表の適用を受ける教職員に支給する。

(義務教育等教員特別手当の月額)

第71条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 特別支援学校教員俸給表の適用を受ける教職員 その者の属する職務の級及びその者の受ける号俸に対応する次の表のアに掲げる額
 - (2) 中・小学校教員俸給表の適用を受ける教職員 その者の属する職務の級及びその者の受ける号俸に対応する次の表のイに掲げる額
- ア 特別支援学校教員俸給表の適用を受ける教職員

職務の級 号俸	2級	3級	4級	5級
1～4	6,300円	8,600円	12,800円	17,100円
5～8	6,600	9,300	13,200	17,500
9～12	7,000	9,700	13,600	17,900
13～16	7,300	10,000	14,000	18,300
17～20	7,600	11,000	14,400	18,700
21～24	7,900	11,400	14,800	19,000
25～28	8,300	11,800	15,100	19,400
29～32	8,900	12,500	15,500	19,600
33～36	9,300	12,800	15,900	19,900
37～40	9,700	13,500	16,300	20,200
41～44	10,500	13,800	16,700	
45～48	10,900	14,100	17,100	
49～52	11,300	14,400	17,400	
53～56	12,100	14,700	17,700	
57～60	12,500	15,200	18,000	
61～64	12,900	15,500	18,300	
65～68	13,300	16,100	18,500	
69～72	13,700	16,300	18,700	
73～76	14,000	16,500	18,900	
77～80	14,400	17,000	19,100	
81～84	14,700	17,200		
85～88	15,000	17,400		
89～92	15,400	17,600		
93～96	15,700	17,800		
97～100	16,000	18,100		
101～104	16,300	18,200		
105～108	16,500	18,300		
109～112	16,800	18,400		
113～116	17,000	18,400		
117～120	17,200	18,400		
121～124	17,400			
125～145	17,600			

イ 中・小学校教員俸給表の適用を受ける教職員

職務の級	2級	3級	4級	5級
------	----	----	----	----

号俸				
1~4	5,400円	8,300円	10,700円	17,100円
5~8	5,700	8,900	11,100	17,500
9~12	6,000	9,300	11,500	17,900
13~16	6,300	9,700	12,400	18,300
17~20	6,600	10,500	12,800	18,700
21~24	7,000	10,900	13,200	19,000
25~28	7,300	11,300	13,600	19,400
29~32	7,600	12,100	14,000	19,600
33~36	7,900	12,500	14,400	19,900
37~40	8,300	12,900	14,800	20,200
41~44	8,900	13,300	15,100	
45~48	9,300	13,700	15,500	
49~52	9,700	14,000	15,900	
53~56	10,500	14,400	16,300	
57~60	10,900	14,700	16,700	
61~64	11,300	15,000	17,100	
65~68	12,100	15,400	17,400	
69~72	12,500	15,700	17,700	
73~76	12,900	16,000	18,000	
77~80	13,300	16,400	18,300	
81~84	13,700	16,600	18,500	
85~88	14,000	16,900	18,700	
89~92	14,400	17,100	18,900	
93~96	14,700	17,500	19,100	
97~100	15,000	17,700		
101~104	15,400	17,800		
105~108	15,700	18,200		
109~112	16,000	18,300		
113~116	16,300	18,600		
117~120	16,500	18,600		
121~124	16,800			
125~128	17,000			
129~132	17,200			
133~136	17,400			
137~157	17,600			

(宿日直手当)

第72条 宿日直を命ぜられた教職員には、その勤務1回につき、6,000円を宿日直手当として支給する。ただし、その勤務が5時間未満の場合は、3,000円とする。

(管理職手当)

第73条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある教職員のうち学長が指定する職にある者について、支給する。

2 管理職手当の月額は、その者の属する俸給表及び職務の級並びに前項により学長が指定した職の区分に応じた次の表に掲げる額(育児短時間勤務教職員にあつてはその額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

ア 一般職俸給表の適用を受ける教職員

俸給表 ＼ 職務の級	区分	手当額
10級	一種	139,300円
9級	一種	130,300
	二種	104,200
8級	一種	117,100
	二種	94,000
	三種	82,200
7級	二種	88,500
	三種	77,400
	四種	66,400
6級	三種	72,700
	四種	62,300
	五種	51,900
5級	三種	69,400
	四種	59,500
	五種	49,600
4級	三種	64,700
	四種	55,500
	五種	46,300

イ 大学教員俸給表の適用を受ける教職員

俸給表 ＼ 職務の級	区分	手当額
5級	一種	131,900円

	二種	105,500
	三種	92,300
	四種	85,700
	五種	79,100
	六種	65,900
	七種	46,200
	八種	33,000
4級	一種	118,700円
	二種	94,900
	三種	83,000
	四種	77,100
	五種	71,100
	六種	59,300
	七種	41,500
	八種	29,700

ウ 特別支援学校教員俸給表の適用を受ける教職員

俸給表 ＼ 職務の級	区分	手当額
5級	五種	73,200円
4級	五種	69,300
3級	七種	36,000
2級	七種	32,100

エ 中・小学校教員俸給表の適用を受ける教職員

俸給表 ＼ 職務の級	区分	手当額
5級	五種	69,600円
4級	五種	66,300

- 3 管理職手当は、第1項の教職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(業務上の負傷若しくは疾病に係る休職及び休暇の場合又は通勤上の負傷若しくは疾病に係る休職及び休暇の場合を除く。)は、支給しない。
- 4 第2項に規定する月額には、深夜勤務に相当する超過勤務手当相当額及び第61条第1項第5号に規定する入試業務手当相当額を含むものとする。
(教育業務連絡指導手当)

第73条の2 教育業務連絡指導手当は、特別支援学校教員俸給表又は中・小学校教員俸給表の適用を受ける教職員のうち、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる職務を担当する主任等で、別に定める者に支給する。

2 教育業務連絡指導手当の月額、4,000円(育児短時間勤務教職員にあってはその額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

3 教育業務連絡指導手当は、第1項の教職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(業務上の負傷若しくは疾病に係る休職及び休暇の場合又は通勤上の負傷若しくは疾病に係る休職及び休暇の場合を除く。)は、支給しない。
(期末手当)

第74条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対して、それぞれ第7条第5項で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職(教職員就業規則第37条の規定による諭旨解雇若しくは懲戒解雇の処分を受けた場合又は教職員就業規則第16条第2号及び第3号の規定により当然解雇された場合を除く。)した教職員についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職した教職員については退職した日現在)において当該教職員が受けるべき俸給(特別支援学校教員俸給表又は中・小学校教員俸給表の適用を受ける教職員のうち職務の級が2級又は3級である者については、その者の俸給月額の100分の4に相当する額を給特法第3条第1項に定める教職調整額相当とみなし、これを俸給に加算した額。以下この項において同じ。)、扶養手当、大学院手当及び特別支援学校教員手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額(表一に定める教職員にあっては、俸給、大学院手当及び特別支援学校教員手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に同表の職務の級に対応する加算率(学長により衛生管理者又は産業医に任命された教職員については、表一に定める教職員にあっては当該加算率に100分の5を加算したもの、表一に定める教職員以外の教職員にあっては100分の5を加算率とする。))を乗じて得た額(表二に定める教職員にあっては、その額に俸給の月額に同表の職務の級及び管理職手当の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。以下「期末手当基礎額」という。)に表三に定める支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、表四に定める割合を乗じて得た額とする。

表一 職制上の段階、職務の級を考慮する教職員

俸給表	職務の級	加算割合
一般職俸給表	10級、9級及び8級の教職員	100分の20

	7 級及び 6 級の教職員	100 分の 15
	5 級及び 4 級の教職員	100 分の 10
	3 級の教職員	100 分の 5
技能職等俸給表	3 級の教職員	100 分の 5
大学教員俸給表	5 級の教職員のうち当該年度の 6 月 1 日現在の 5 級の教職員数に 0.5 を乗じた数(1 未満の端数は切り捨て)の範囲内で学長が定める教職員	100 分の 20
	5 級の教職員	100 分の 15
	4 級の教職員のうち当該年度の 6 月 1 日現在の 4 級の教職員数に 0.25 を乗じた数(1 未満の端数は切り捨て)の範囲内で学長が定める教職員	100 分の 15
	4 級及び 3 級の教職員	100 分の 10
	2 級の教職員のうち修士課程修了後 5 年の経験年数を有する教職員	100 分の 5
特別支援学校教員俸給表	5 級及び 4 級の教職員	100 分の 15
	3 級の教職員	100 分の 10
	2 級の教職員のうち大学 4 卒後 12 年の経験年数を有する教職員	100 分の 5
中・小学校教員俸給表	5 級及び 4 級の教職員	100 分の 15
	3 級の教職員	100 分の 10
	2 級の教職員のうち大学 4 卒後 12 年の経験年数を有する教職員	100 分の 5
栄養士俸給表	4 級及び 3 級の教職員	100 分の 5
	2 級の教職員で短大 3 卒後 15 年の経験年数を有する教職員	100 分の 5
看護師俸給表	3 級の教職員	100 分の 5
	2 級の教職員のうち短大 3 卒後 15 年の経験年数を有する教職員	100 分の 5

表二 管理又は監督の地位にある教職員

俸給表	職務の級	管理職手当の区分	割増率
一般職俸給表	5 級以上	1 種	100 分の 25

		2種	100分の15
		3種	100分の10
大学教員俸給表	5級	1種	100分の25
		2種	100分の15

表三 期末手当支給割合

支給割合	
管理又は監督の地位にある教職員	その他の教職員
100分の102.5	100分の122.5

表四 在職期間別支給割合

在職期間	割合
6か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の80
3か月以上5か月未満	100分の60
3か月未満	100分の30

- 3 前項に掲げる在職期間は、この規則の適用を受ける教職員として在職した期間とし、その算定については次の期間を除算する。
- (1) 停職にされていた期間
 - (2) 育児休業規則第4条第1項、第6条第1項及び第2項、第6条の2第1項並びに第6条の3第1項に規定する育児休業の申出の期間（次に掲げる育児休業を除く。）、介護休業規則第4条第1項及び第6条に規定する介護休業の申出の期間、自己啓発等休業規則第3条第1項及び第5条第1項に規定する自己啓発等休業の承認の期間又は配偶者同行休業規則第3条第1項及び第5条第1項に規定する配偶者同行休業の承認の期間の2分の1
 - イ 当該育児休業の申出の期間の全部が育児休業規則第6条の3第1項に規定する育児休業であって、当該育児休業の申出に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業
 - ロ 当該育児休業の申出の期間の全部が育児休業規則第6条の3第1項に規定する育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の申出に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業
 - (3) 休職の期間(第82条第1項による休職、同条第2項の規定により、その休職の期間中給与の全額が支給される休職及びその他学長が認める休職の期間を除く。)の2分の1
 - (4) 育児短時間勤務教職員として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1

- 4 基準日以前6か月以内の期間において、給与法適用職員等が引き続き教職員となった場合に、当該機関がその者に期末手当又はこれに相当する給与を支給しない場合においては、これらの機関における在職期間を教職員として在職した期間に算入する。
- 5 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第7号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は支給しない。
 - (1) 教職員が引き続き給与法適用職員等になるために退職し、当該機関が教職員としての在職期間を通算する場合
 - (2) 教職員が基準日に給与を受けていない休職者である場合
 - (3) 教職員が基準日に停職者である場合
 - (4) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、教職員就業規則第37条の規定による諭旨解雇又は懲戒解雇の処分を受けた場合
 - (5) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、教職員就業規則第16条第2号及び第3号の規定により当然解雇された場合
 - (6) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した教職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (7) 次項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた場合
- 6 学長は、支給日に期末手当を支給することとされている教職員で当該支給日の前日までに退職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
 - (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第8項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認める場合
- 7 学長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する

場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

8 前項の規定は、学長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

9 学長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
(勤勉手当)

第75条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する教職員に対して、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務の状況、勤務成績及び直近の業績評価の結果に応じてそれぞれ第7条第5項に規定する日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職(教職員就業規則第37条の規定による諭旨解雇若しくは懲戒解雇の処分を受けた場合又は教職員就業規則第16条第2号及び第3号の規定により当然解雇された場合を除く。)した教職員(学長が定める教職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在(退職した教職員については退職した日現在)において当該教職員が受けるべき俸給(特別支援学校教員俸給表又は中・小学校教員俸給表の適用を受ける教職員のうち職務の級が2級又は3級である者については、その者の俸給月額 \times 100分の4に相当する額を給特法第3条第1項に定める教職調整額相当とみなし、これを俸給に加算した額。以下この項において同じ。)、大学院手当、特別支援学校教員手当及びこれに対する地域手当の月額合計額(前条第2項の表一に定める教職員にあつては、俸給、大学院手当、特別支援学校教員手当及びこれに対する地域手当の月額合計額に同表の職務の級に対応する加算率を乗じて得た額(前条第2項の表二に定める教職員にあつては、その額に、俸給の月額に同表の職務の級及び管理職手当の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)に学長が別に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、次表に定める割合を乗じて得た額とする。

表 勤務期間別支給割合

勤務期間	割合
------	----

6 か月	100 分の 100
5 か月 15 日以上 6 か月未満	100 分の 95
5 か月以上 5 か月 15 日未満	100 分の 90
4 か月 15 日以上 5 か月未満	100 分の 80
4 か月以上 4 か月 15 日未満	100 分の 70
3 か月 15 日以上 4 か月未満	100 分の 60
3 か月以上 3 か月 15 日未満	100 分の 50
2 か月 15 日以上 3 か月未満	100 分の 40
2 か月以上 2 か月 15 日未満	100 分の 30
1 か月 15 日以上 2 か月未満	100 分の 20
1 か月以上 1 か月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上 1 か月未満	100 分の 10
15 日未満	100 分の 5
零	零

- 3 勤勉手当の総額は、次に定める額を超えてはならない。
- (1) 前条第 2 項表 2 に定める教職員のうち管理職手当の区分が 3 種である者を除く教職員 これに該当する教職員の期末手当基礎額に 100 分の 122.5 を乗じて得た額
 - (2) 前号以外の教職員 前号以外の教職員の期末手当基礎額に 100 分の 102.5 を乗じて得た額
- 4 第 2 項に掲げる勤務期間は、この規則の適用を受ける教職員として在職した期間とし、その算定については次の期間を除算する。
- (1) 停職にされていた期間
 - (2) 育児休業規則第 4 条第 1 項、第 6 条第 1 項及び第 2 項、第 6 条の 2 第 1 項並びに第 6 条の 3 第 1 項に規定する育児休業の申出の期間（第 74 条第 3 項第 2 号イ及びロに掲げる育児休業を除く。）、介護休業規則第 4 条第 1 項及び第 6 条に規定する介護休業の申出の期間、自己啓発等休業規則第 3 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する自己啓発等休業の承認の期間又は配偶者同行休業規則第 3 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する配偶者同行休業の承認の期間
 - (3) 休職の期間(第 82 条第 1 項の規定による休職、同条第 2 項の規定により、その休職の期間中給与の全額が支給される休職及びその他学長が認める休職の期間を除く。)
 - (4) 育児短時間勤務教職員として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間
 - (5) 第 81 条の規定により給与を減額された期間

- (6) 負傷又は疾病(業務上の負傷若しくは疾病の場合及び通勤上の負傷若しくは疾病の場合を除く。)により勤務しなかった期間から、休日を除いた期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
 - (7) 育児休業規則第14条の規定による育児時間又は介護休業規則第12条の規定による介護部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
 - (8) 基準日以前6か月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、その全期間
 - (9) 削除
- 5 基準日以前6か月以内の期間において、給与法適用職員等が引き続いて教職員となった場合に、当該機関がその者に勤勉手当又はこれに相当する給与を支給しない場合においては、これらの機関における勤務期間を教職員として勤務した期間に算入する。
- 6 教職員が次の各号に該当する場合は、勤勉手当は支給しない。
- (1) 教職員が引き続き給与法適用職員等になるために退職し、当該機関が教職員としての勤務期間を通算する場合
 - (2) 教職員が基準日に休職者である場合(第82条第1項の規定による休職、同条第2項の規定により、その休職の期間中給与の全額が支給される休職を除く。)
 - (3) 教職員が基準日に停職者である場合
 - (4) 教職員が基準日から支給日の前日までの間に、教職員就業規則第37条の規定による諭旨解雇又は懲戒解雇の処分を受けた場合
 - (5) 教職員が基準日から支給日の前日までの間に、教職員就業規則第16条の規定により当然解雇された場合
 - (6) 基準日前1か月以内又は基準日から支給日の前日までの間に退職した教職員で、退職した日から支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (7) 次項の規定により勤勉手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた場合
- 7 前条第6項から第9項の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。
- (大学院手当)

第76条 学長は、大学院の授業を常時担当する教授、准教授、講師、助教(以下「大学院担当教員」という。)及び大学院に在学する学生の指導に常時従事する大学教員で次条第3項に定める者(以下「大学院指導教員」という。)に、その職務の特殊性に基づき俸給月額に適正な調整を行うため、大学院手当を支給する。

- 2 大学院手当は、表一に掲げる教職員の職務の級に応じて表二に掲げる大学院手当基本額にその者に係る表一の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額(育児短時間勤務教職

員にあつてはその額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

表一

教職員	調整数
(1) 大学院担当教員のうち、博士課程を担当する者で、4人以上の博士課程後期の学生に対して主任として研究指導に従事する者	3
(2) 大学院担当教員のうち、博士課程を担当する者((1)に掲げる者を除く。)	2
(3) 大学院担当教員((1)及び(2)に掲げる者を除く。)	1
(4) 大学院指導教員	1

備考 この表において博士課程を担当する者とは、国立大学法人横浜国立大学組織運営規則(平成16年規則第5号)第11条に定める研究院に所属し博士課程を担当している者、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科を担当している者又は担当する学府において博士課程後期の担当審査を経た者とする。

表二

職務の級	大学院手当基本額
2級	10,500円ただし、1号俸10,489円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,000円

(大学院手当の支給)

第77条 大学院担当教員で大学院手当を支給する者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学院研究科又は大学院学府(以下「大学院研究科等」という。)に配置されている教授、准教授、講師及び助教のうち、当該大学院研究科等において直接に講義、演習、実験又は実習の指導(以下「講義等」という。)を年度を通じて2単位以上担当するもの、又は主任として学生に対する研究指導(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第11条第1項に規定するものをいい、1人の学生に対して原則として1人をいうものとする。以下「主任指導」という。)を担当するもの

(2) 前号以外の教授、准教授、講師及び助教で次の一に該当し、かつ、大学院研究科等において講義等を年度を通じて4単位以上担当するもの、又は主任指導を行うほか講義等を年度を通じて2単位以上担当するもの

イ 大学院研究科等新設の際当該研究科等の教員組織の編成上必要な教授、准教授、講師及び助教として学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第43条に規定する大学設置・学校法人審議会の審査を経ているもの

ロ 前号に該当するものから、前号以外の教授、准教授、講師及び助教に異動し、引き続き当該講義等又は主任指導を担当する必要があるもの

- ハ 大学院研究科等の教育課程として編成されている授業科目について、前号に掲げる教員が欠員等のため又は前号に掲げる教員に適任者が得られないため、これを補うものとして担当を命ぜられているもの
- 2 前条第2項表一(1)により大学院手当を支給する者は、次の各号により取り扱うものとする。
- (1) 主任指導を行う学生には、留学、休学及び停学中のものを含まない。
 - (2) 2以上の大学院研究科等の学生の主任指導を担当する場合には、当該教職員が主任指導を担当する学生の合計人数により、調整数を決定するものとする。
 - (3) 前項第2号により大学院手当を支給する教職員について調整数3の大学院手当を支給する場合にあっては、所要の人数の学生に対する主任指導を行うほか講義等を2単位以上担当すること。
- 3 前条第2項表一(4)により大学院手当を支給する者は次の各号のすべてに該当するものとする。
- (1) 大学院研究科等に配置されている大学教員で、その者が職務を助けている大学院担当教員が当該研究科等の授業を常時担当しているものであること。
 - (2) 次に掲げる大学教員のうち大学院の学生に対する十分な指導能力を有すると認められる者で、現に大学院担当教員を助けて、大学院の学生を直接指導する複雑、困難の度の高い業務に従事する者
 - イ 博士の学位を有する者
 - ロ 博士の学位を有する者に匹敵する研究業績を有する者(原則として、修士課程修了後5年以上の研究歴を有する者、医大卒業後6年以上の研究歴を有する者又は大学(短大を除く。)卒業後8年以上の研究歴を有する者のうちから選考するものとする。)
 - (3) その者が大学院研究科等において授業科目の担当教員を補助して行う学生の指導(以下「授業補助指導」という。)及び主任指導教員を補助して行う学生の研究指導に従事する時間が年間において合わせて授業4単位分に相当する時間以上(このうち、原則として授業補助指導の従事時間数が2単位相当以上であることを要する。)であること。
- 4 次の各号の一に該当する場合には、大学院手当の支給を停止するものとする。
- (1) 休職、停職、育児休業、介護休業、自己啓発等休業又は配偶者同行休業により職務に従事していないもの
 - (2) 年度の初めから(当該年度の前年から引き続く場合を含む。)当該年度の末日まで外国出張又は海外研修(一時帰国している期間を含む。)を命令等された場合、当該年度の初日以降。
 - (3) 病気休暇により引き続き90日を超えた日以降。この場合において、期間の計算は、病気休暇開始日から起算し、休日を含めるものとする。

(特別支援学校教員手当)

第 78 条 学長は、教育学部附属特別支援学校に勤務し、特別支援教育に直接従事することを本務とする副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭に、その職務の特殊性に基づき俸給月額に適正な調整を行うため、特別支援学校教員手当を支給する。

- 2 特別支援学校教員手当は、前項に規定する教職員の職務の級に応じて次の表に掲げる特別支援学校教員手当基本額に調整数として 2 を乗じて得た額(育児短時間勤務教職員にあってはその額に算出率を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする

職務の級	調整基本額
2 級	11, ただし、1 号俸 9,886 円、2 号俸 9,963 円、3 号俸 10,030 円、4 号俸 10,098 100 円、5 号俸 10,174 円、6 号俸 10,233 円、7 号俸 10,287 円、8 号俸 10,345 円、9 円 号俸 10,422 円、10 号俸 10,498 円、11 号俸 10,575 円、12 号俸 10,647 円、13 号俸 10,714 円、14 号俸 10,804 円、15 号俸 10,890 円、16 号俸 10,975 円、17 号俸 11,052 円
3 級	11,500 円
4 級	12,200 円
5 級	13,100 円

(クロスアポイントメント手当)

第 78 条の 2 クロスアポイントメント手当は、国立大学法人横浜国立大学におけるクロスアポイントメントの取扱いに関する規則(平成 28 年規則第 3 号) 第 5 条第 1 項に基づき締結されたクロスアポイントメントに関する協定により指定された教員のうち、別に定める要件を満たし、大学の教育、研究及び産学連携活動等の推進に資する教員に支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、クロスアポイントメント手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(研究代表者手当)

第 78 条の 3 研究代表者手当は、大学教員俸給表の適用を受ける教員のうち、別に定める要件を満たし、研究代表者等として外部資金を獲得することを通じた大学の教育研究基盤強化への貢献が特に顕著な教員に支給する。

2 前項に規定するもののほか、研究代表者手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(諸手当の支給方法)

第79条 地域手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、管理職手当、教育業務連絡指導手当、大学院手当、特別支援学校教員手当及びクロスアポイントメント手当について、月の途中で要件が具備されるに至った場合又は月の途中で要件を欠くに至った場合には、第21条の規定に準じ、日割計算によって得た額を支給する。

2 その他諸手当の支給に関し必要な事項は、学長が定める。
(特定の教職員についての適用除外)

第80条 超過勤務手当は、管理職手当の支給を受ける教職員には支給しない。

2 削除

第4章 給与の特例等

(給与の減額)

第81条 教職員が勤務しないときは、休日(勤務時間規則第7条の規定により休日の振替を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあつては、当該休日を振り替えた日)である場合、勤務時間規則第19条に規定する休暇による場合その他勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除き、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 フレックスタイム教職員の清算期間における実労働時間が所定勤務時間に不足したときは、その不足した時間のうち次の清算期間に繰り越す時間を除き、不足した1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(休職者の給与)

第82条 教職員が教職員就業規則第21条第1号に掲げる事由に該当して休職となった場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところに従い、休業(補償)給付又は傷病(補償)年金がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。

2 教職員が教職員就業規則第21条第2号に掲げる事由に該当して休職となった場合には、その休職期間が1年(結核性疾患にあつては2年)に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、住居手当、特別支援学校教員手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。ただし、附属学校に勤務する教員が、結核性疾患のため長期休養を要する場合に該当して休職となった場合には、教職員就業規則第22条第1号及び第22条の2第1項により定められた休職の期間中、給与の全額を支給する。

3 教職員が教職員就業規則第21条第3号に掲げる事由に該当して休職となった場合には、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び特別支援学校教員手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 教職員が教職員就業規則第21条第4号、第5号又は第9号に掲げる事由により休職となった場合には、その休職期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、住居手当、特

別支援学校教員手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 70 以内を支給することができる。ただし、第 9 号の規定に該当して休職となった場合で、当該休職に係る生死不明若しくは所在不明の原因である災害によるものが業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、100 分の 100 以内を支給することができる。

- 5 教職員が教職員就業規則第 21 条第 7 号により休職となった場合には、その派遣の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、住居手当、特別支援学校教員手当及び期末手当(この項において、「本給等」という。)のそれぞれ 100 分の 70 を支給することができる。ただし、派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、別に定めるところにより、あらかじめ学長の承認を得て、本給等のそれぞれ 100 分の 70 を超え 100 分の 100 以内を支給することができる。
- 6 教職員が教職員就業規則第 21 条第 10 号により休職となり、その休職期間中、給与等を支給する必要があると認められる場合には、学長が別に定める。
(育児休業中の給与)

第 83 条 育児休業規則第 4 条第 1 項、第 6 条第 1 項及び第 2 項、第 6 条の 2 第 1 項並びに第 6 条の 3 第 1 項に規定する育児休業の申出をしている教職員(この条において「育児休業教職員」という。)には、その期間中の給与は支給しない。

- 2 第 74 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業している教職員のうち、基準日 6 か月以内の期間において勤務した期間及びこれに相当する期間がある場合には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 3 前項の「これに相当する期間」とは、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

- (1) 停職にされていた期間
- (2) 非常勤職員として在職した期間

- 4 第 75 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に在職する育児休業教職員のうち、基準日以前 6 か月以内の期間において勤務した期間がある場合には、第 1 項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児短時間勤務中の俸給)

第 83 条の 2 育児短時間勤務教職員の俸給は、当該育児短時間勤務教職員が得ている俸給に、算出率を乗じて得た額を俸給とする。この場合において、俸給月額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該教職員の俸給月額とする。

(育児短時間勤務教職員についての特例)

第 83 条の 3 育児短時間勤務教職員についての第 74 条第 2 項及び第 75 条第 2 項の適用については、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

俸給	俸給を算出率で除して得た額
大学院手当	大学院手当を算出率で除して得た額
特別支援学校教員手当	特別支援学校教員手当を算出率で除して得た額

俸給の月額	俸給の月額を算出率で除して得た額
-------	------------------

(育児時間中の給与)

第84条 教職員が、育児休業規則第14条に規定する育児時間の承認を受けて勤務しない場合には、第81条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 承認された育児時間の期間は、期末手当の在職期間から除算しない。

(介護休業中の給与)

第85条 介護休業規則第4条第1項及び第6条に規定する介護休業の申出をしている教職員(この条において「介護休業教職員」という。)には、その期間中の給与は支給しない。

2 第74条第1項に規定するそれぞれの基準日に介護休業をしている教職員のうち、基準日6か月以内の期間において勤務した期間及びこれに相当する期間がある場合には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

3 前項のこれに「相当する期間」とは、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

(1) 停職にされていた期間

(2) 非常勤職員として在職した期間

4 第75条第1項に規定するそれぞれの基準日に介護休業をしている教職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある場合には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(介護部分休業中の給与)

第86条 教職員が、介護休業規則第12条に規定する介護部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第81条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 承認された介護部分休業の期間は、期末手当の在職期間から除算しない。

(自己啓発等休業中の給与)

第86条の2 自己啓発等休業規則第3条第1項及び第5条第1項に規定する自己啓発等休業の承認を得ている教職員には、その期間中の給与は支給しない。

(配偶者同行休業中の給与)

第86条の3 配偶者同行休業規則第3条第1項及び第5条第1項に規定する配偶者同行休業の承認を得ている教職員には、その期間中の給与は支給しない。

(復職時調整)

第87条 休職にされた教職員が復職し、又は育児休業、介護休業、自己啓発等休業若しくは配偶者同行休業をしていた教職員が復帰し、若しくは休暇のために引き続き勤務しなかった教職員が再び勤務するに至った場合において、他の教職員との均衡上必要があると認められるときは、休職の期間、育児休業の期間、介護休業の期間、自己啓

発等休業の期間、配偶者同行休業の期間又は休暇の期間(以下「休職等の期間」という。)を次の表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、又は再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に学長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

休職等の期間	換算する率
業務又は通勤による傷病に係る休職(休暇)、業務上の災害又は通勤による災害を原因とする行方不明による休職	3分の3
大学院修学休業の期間	
結核性疾患による休職(休暇)	2分の1
非結核性疾患による休職(休暇)及び行方不明者(業務上の災害又は通勤による災害を原因とするものを除く。)の期間	3分の1
刑事事件による休職の期間(無罪判決を受けた場合に限る。)	3分の3
育児休業をした期間	3分の3
介護休業をした期間	3分の3
自己啓発等休業をした期間(大学等における修学(教職員としての職務に特に有用であると認められるもの)又は国際貢献活動(独立行政法人国際協力機構が行う派遣業務)のためのものに限る。)	3分の3
自己啓発等休業をした期間(前項に掲げるものを除く。)	2分の1
配偶者同行休業をした期間	2分の1

- 2 教職員就業規則第21条第3号又は5号に規定する休職の場合における俸給月額調整について、前項の規定による場合には他の教職員との均衡を著しく失うと認められるときは、これらの規定にかかわらず調整することができる。

(俸給の半減)

第88条 第81条の規定にかかわらず、教職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。以下この項において同じ。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病にかかる就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日について、俸給の半額を減ずる。

- 2 前項の俸給の半額を減ずることとなる就業禁止の措置は、次の各号とする。
 - (1) 伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者で、他の教職員に感染のおそれが高いと認められるもの
 - (2) 精神障害のため業務につかせることが著しく不相当と認められるもの
- 3 第1項の勤務しない期間には、病気休暇等（次の各号に掲げる場合における病気休暇（以下「生理休暇等」という。）以外の病気休暇又は同項に規定する就業禁止の措置をいう。以下同じ。）の日（1日の勤務時間の一部を病気休暇等により勤務しない日を含む。）のほか、当該療養期間中の勤務時間規則第6条に規定する休日その他の勤務しない日（1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、生理休暇等の日その他の別に定める日を除く。）が含まれるものとする。
 - (1) 生理日の就業が著しく困難な場合
 - (2) 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合
 - (3) 国立大学法人横浜国立大学教職員労働安全衛生管理規則（平成16年規則第108号）第30条の規定により同規則別紙4に規定する生活規正の面Bの指導区分の決定又は変更を受け、同規則第31条第1項の事後措置を受けた場合
- 4 一の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当該病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日（1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次項において同じ。）につき、俸給の半額を減ずる。
- 5 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日につき、俸給の半額を減ずる。
- 6 前2項の規定の適用については、生理休暇等の期間その他の別に定める期間の前後の勤務しない期間は、引き続いているものとする。
- 7 月又は月の中途において俸給の半額が減ぜられることとなった場合等給与期間中の一部の日につき俸給の半額が減ぜられる場合における俸給は、当該給与期間の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
(給与の改定)

第89条 この規則による給与に改定の必要が生じた場合には、原則として次年度の4月1日から行うものとする。ただし、学長が特に必要と認めた場合にはこの限りでない。

第5章 雑則

第90条 この規則の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

2 この規則による用語その他手続等についてこの規則に定めのないときは、一般職の国家公務員の例による。

附 則

第1条 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

第2条 国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第4条第1項に規定する職員(以下「承継職員」という。)がこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)にこの規則により適用を受ける俸給表は、次の表のそれぞれ給与法適用による俸給表に対応するこの規則の適用による俸給表とする。

給与法の適用による俸給表	この規則の適用による俸給表
行政職俸給表(一)	一般職俸給表
行政職俸給表(二)	技能職等俸給表
教育職俸給表(一)	大学教員俸給表
教育職俸給表(二)	養護学校教員俸給表
教育職俸給表(三)	中・小学校教員俸給表
医療職俸給表(二)	栄養士俸給表
医療職俸給表(三)	看護師俸給表

第3条 承継職員が施行日に受けるそれぞれの俸給表の級及び号俸は、施行日の前日に給与法の適用により受けていた級及び号俸とする。なお、施行日に第15条から第19条の規定による異動がある場合は、当該施行日に第15条から第19条までの規定を適用して決定した級及び号俸とする。

第4条 承継職員が給与法第6条及び同法第8条の規定により昇給した人事院規則9-8第36条に規定する時期から施行日の前日までの期間は、第19条第1項における12月を下らない期間及び第3項における24月(その俸給月額が職務の級における俸給の幅の最高額である場合にあっては、18月)を下らない期間に含むものとする。

第5条 承継職員で、平成11年4月1日において人事院規則9-8-37の規定による普通昇給の昇給停止年齢の経過措置の適用を受ける者又はこれと同等と学長が認める者については、施行日以降においてもこの経過措置が引き続いているものとする。

第6条 承継職員が施行日に受ける扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当は、施行日の前日に給与法の適用により受けていた扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の認定が引き続いているものとみなして支給する。

第7条 承継職員が給与法第10条の3に規定する初任給調整手当が支給されていた場合の支給期間及び支給額は、同条に規定する初任給調整手当を受けていた期間第56条に規定する初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

第8条 第76条に規定する大学院手当及び第78条に規定する養護学校教員手当については、平成18年3月31日まで人事院規則9-6-25附則第2項から第5項までの規定による経過措置が引き続いているものとする。

第9条 施行日に教職員就業規則第21条に規定する休職中である承継職員についての第82条第2項及び第3項の規定による休職者の給与の支給される期間は、給与法第23条による休職者の給与を受けていた期間を含むものとする。

第10条 施行日に引き続いて病気休暇を取得中である承継職員についての第88条第1項及び第4項の規定による期間は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号)第18条の規定による当該病気休暇の開始の日から起算した期間とする。

第11条 承継職員で、施行日の前日に給与法による俸給の特別調整額を受ける職にあった者で、施行日において引き続き第73条の規定による管理職手当を受ける同一の職にある者のうち、管理職手当の支給率が施行日前に受けていた俸給の特別調整額の支給率を下回る者については、平成16年度に限り施行日前に受けていた俸給の特別調整額の支給率を管理職手当の支給率とみなして支給する。

第12条 承継職員で施行日の前日に給与法による指定職俸給表の適用を受けていた部局長で、施行日において引き続き当該部局長の職にある者については、平成16年度に限り、施行日の前日の給与法による指定職俸給表の適用を受けるものとし、号俸及び俸給月額については施行日の前日に給与法の適用により受けていた号俸及び俸給月額とする。

第13条 前条の適用を受ける教職員に対しては、期末特別手当をそれぞれ第7条第5項で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職(教職員就業規則第37条の規定による諭旨解雇又は懲戒解雇処分を受けた場合又は教職員就業規則第16条第2号及び第3号の規定により当然解雇された場合を除く。)した教職員についても、同様とする。

2 期末特別手当の額は、それぞれ基準日現在(退職した教職員については退職した日現在。)において当該教職員が受けるべき俸給及びこれに対する都市手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額(教職員就業規則第21条の規定により休職にされている者(第82条第1項の規定による休職、同条第2項の規定により、その休職の期間中給与の全額が支給される休職を除く。)以外の者にあつては、その額に俸給の100分の25を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、第74条第2項表四に定める割合を乗じて得た額(当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ学長が定める額を減じて得た額)とする。

3 第74条第3項から第9項の規定は、第1項の規定による期末特別手当の支給について準用する。

第14条 扶養手当、住居手当、宿日直手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当及び大学院手当は、附則第12条の適用を受ける教職員には支給しない。

第15条 当分の間、教職員の俸給月額を、当該教職員が60歳(技能職等俸給表の適用を受ける教職員のうち、教職員就業規則附則第6条第2項に掲げる者にあつては、63歳)に達した日後における最初の4月1日(以下この附則において「特定日」という。)以後、当該教職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、当該教職員の属する職務の級及び当該教職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

2 前項の規定は、次に掲げる者には適用しない。

(1) 大学教員(国立大学法人横浜国立大学教員の就業に関する規則第2条第1項第1号に規定する教員をいう。)

(2) 教職員就業規則第7条の規定により雇用の期間を定めて採用された教職員

(3) 教職員就業規則第20条の4の規定により、引き続き管理監督職を占める教職員

3 教職員就業規則第20条の2第1項に規定する他の職への降任をされた教職員であつて、当該職への降任をされた日(以下「異動日」という。)の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教職員のうち、特定日に第1項の規定により当該教職員の受ける俸給月額(以下この項において「特定日俸給月額」という。)が異動日の前日に当該教職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる教職員には、当分の間、特定日以後、第1項の規定により当該教職員の受ける俸給月額に、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を加算した額を俸給として支給する。

4 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される教職員の受ける俸給月額との合計額が当該教職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額」とあるのは、「当該教職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額」とする。

5 異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける教職員(第1項の規定の適用を受ける教職員に限り、第3項に規定する教職員を除く。)であつて、同項の規定による俸給月額を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、学長の定めるところにより、当分の間、当該教職員の受ける俸給月額に、前2項の規定に準じて算出した額を加算した額を俸給として支給する。

- 6 第3項又は前項の規定による俸給を支給される教職員以外の第1項の規定の適用を受ける教職員であつて、事情を考慮して当該俸給月額を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、学長の定めるところにより、当分の間、当該教職員の受ける俸給月額に、前3項の規定に準じて算出した額を加算した額を俸給として支給する。

附 則(平成17年3月24日規則第494号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年11月24日規則第26号)

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則(平成18年3月28日規則第46号)

改正 平成19年3月27日規則第54号 平成19年3月30日規則第72号
平成20年2月28日規則第12号 平成21年11月30日規則第91号
平成24年5月28日規則第110号

第1条 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

第2条 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった教職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、学長が別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

第3条 切替日の前日において教職員給与規則別表第1から別表第7までの俸給表の適用を受けていた教職員の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、次項及び次条に規定する教職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)及びその者が旧号俸を受けていた期間(学長が別に定める教職員にあっては、学長が定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

2 前条後段の規定により新級を決定される教職員(次条に規定する教職員を除く。)の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。

第4条 切替日の前日において、職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた教職員の切替日における俸給月額は、学長が別に定める。

第5条 切替日前に職務の級を異にして異動した教職員及びこれに準ずると学長が別に定める教職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、学長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

第6条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額(次の各号に掲げる教職員である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる教職員(学長が別に定める教職員を除く。)には、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(平成22年11月24日規則第86号附則第2条第1項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける教職員(再雇用教職員を除く。))のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額を俸給として支給する。

- (1) 平成21年12月1日において次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受けていた教職員でその号俸が次の表の号俸欄に掲げる号俸以外であった教職員(以下「平成21年度減額改定対象教職員」という。) 100分の99.1
- (2) 平成21年度減額改定対象教職員以外の教職員 100分の99.34

俸給表	職務の級	号俸
一般職俸給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
技能職等俸給表	1級	1号俸から68号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
大学教員俸給表	1級	1号俸から48号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から12号俸まで
特別支援学校教員俸給表	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
中・小学校教員俸給表	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から44号俸まで
	3級	1号俸から4号俸まで
栄養士俸給表	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで
看護師俸給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から40号俸まで

	3級	1号俸から16号俸まで
--	----	-------------

- 2 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける教職員(前項に規定する教職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される教職員と権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、学長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 3 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、学長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

第7条 前条の規定による俸給を支給される教職員に関する教職員給与規則第69条第1項の規定の適用については、「俸給月額」とあるのは「俸給月額と国立大学法人横浜国立大学教職員給与規則の一部を改正する規則(平成18年規則第46号)附則第6条の規定による俸給の額との合計額」とする。

第8条 第76条の規定により大学院手当を支給される職を占める教職員(以下「大学院手当適用教職員」という。)のうち、その者に係る大学院手当基本額が経過措置基準額に達しないこととなる教職員には、この規則による改正後の第76条第2項の規定による大学院手当のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該教職員に係る調整数を乗じて得た額(育児休業規則第13条の2及び第13条の4に規定する育児短時間勤務教職員にあつてはその額に算出率を乗じて得た額)(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を大学院手当として支給する。

- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) 切替日の前日から引き続き大学院手当適用教職員(第3号に該当する教職員を除く。)である教職員 同日にその者に適用されていた大学院手当基本額
- (2) 切替日以後に新たに大学院手当適用教職員(次号に該当する教職員及び切替日以後に新たに教職員となった教職員を除く。) 切替日の前日に新たに大学院手当適用教職員になったとした場合にこの規則による改正前の国立大学法人横浜国立大学教職員給与規則(以下「改正前の教職員給与規則」という。)第76条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる大学院手当基本額
- (3) 切替日以後に次に掲げる場合に該当することとなった教職員(切替日以後に新たに教職員となった教職員を除く。) 切替日の前日に当該場合に該当することとなった

とした場合(次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに大学院手当適用教職員となった者にあつては、切替日の前日に新たに大学院手当適用教職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合)に同日にその者に適用されることとなる職務の級及び号俸を基礎として改正前の教職員給与規則第76条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる大学院手当基本額

ただし切替日以後に次に掲げる場合に該当することとなった教職員にあつては、学長の定める額

イ 俸給表の適用を異にする異動をした場合

ロ 切替日の前日においてその者が属していた職務の級より下位の級に降格をした場合

ハ 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合

ニ 再任用職員異動をした場合

- (4) 切替日以後に、国立大学法人横浜国立大学教職員退職手当規則第12条第2項の規定により新たに教職員となった教職員 当該教職員が切替日の前日に教職員であったものとみなして前2号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる大学院手当基本額

第9条 第78条の規定により特別支援学校教員手当(第1号の経過措置期間における養護学校教員手当を含む。以下同じ。)を支給される職を占める教職員(以下「特別支援学校手当適用教職員」という。)のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる教職員には、この規則による改正後の第78条第2項の規定による特別支援学校教員手当のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該教職員に係る調整数を乗じて得た額(育児休業規則第13条の2及び第13条の4に規定する育児短時間勤務教職員にあつてはその額に算出率を乗じて得た額)(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を特別支援学校教員手当として支給する。

(1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100

(2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75

(3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50

(4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

- 2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 切替日の前日から引き続き特別支援学校教員手当適用教職員(第3号に該当する教職員を除く。)である教職員 同日にその者に適用されていた調整基本額

(2) 切替日以後に新たに特別支援学校教員手当適用教職員(次号に該当する教職員及び切替日以後に新たに教職員となった教職員を除く。) 切替日の前日に新たに特別支援学校教員手当適用教職員になったとした場合にこの規則による改正前の国立大学

法人横浜国立大学教職員給与規則(以下「改正前の教職員給与規則」という。)第78条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

(3) 切替日以後に次に掲げる場合に該当することとなった教職員(切替日以後に新たに教職員となった教職員を除く。) 切替日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合(次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに特別支援学校教員手当適用教職員となった者にあつては、切替日の前日に新たに特別支援学校教員手当適用教職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合)に同日にその者に適用されることとなる職務の級及び号俸を基礎として改正前の教職員給与規則第78条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額。ただし切替日以後に次に掲げる場合に該当することとなった教職員にあつては、学長の定める額

イ 俸給表の適用を異にする異動をした場合

ロ 切替日の前日においてその者が属していた職務の級より下位の級に降格をした場合

ハ 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合

ニ 再任用職員異動をした場合

(4) 切替日以後に、国立大学法人横浜国立大学教職員退職手当規則第12条第2項の規定により新たに教職員となった教職員 当該教職員が切替日の前日に教職員であつたものとみなして前2号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額

第10条 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる教職員給与規則の規定の適用についてはこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第18条第3項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸
第28条第1項	100分の12	100分の11(学長が定める間に限る。)

別表第1 職務の級の切替表

俸給表	旧級	新級
一般職俸給表	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	

	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級 10級
技能職等俸給表	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	
大学教員俸給表	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級
	5級	5級
		6級
養護学校教員俸給表	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級
中・小学校教員俸給表	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級
栄養士俸給表	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級
看護師俸給表	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級

別表第2 旧級がこれに対応する別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である教職員以外の教職員の号俸の切替表

イ 一般職俸給表の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級

1	3月未滿			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未滿			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未滿			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未滿			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未滿	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未滿	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未滿	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未滿	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未滿	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未滿	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未滿	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未滿	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未滿	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未滿	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未滿	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未滿	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未滿	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未滿	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未滿	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未滿	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未滿	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未滿	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未滿	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未滿	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未滿	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未滿	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未滿	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未滿	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未滿	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未滿	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6

	6 月以上 9 月未滿	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9 月以上 12 月未滿	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12 月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3 月未滿	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3 月以上 6 月未滿	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6 月以上 9 月未滿	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9 月以上 12 月未滿	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12 月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3 月未滿	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3 月以上 6 月未滿	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6 月以上 9 月未滿	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9 月以上 12 月未滿	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12 月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3 月未滿	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3 月以上 6 月未滿	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6 月以上 9 月未滿	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9 月以上 12 月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12 月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3 月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3 月以上 6 月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6 月以上 9 月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9 月以上 12 月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12 月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3 月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3 月以上 6 月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6 月以上 9 月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9 月以上 12 月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12 月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3 月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3 月以上 6 月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6 月以上 9 月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9 月以上 12 月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12 月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3 月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3 月以上 6 月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6 月以上 9 月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9 月以上 12 月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36

	12 月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3 月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3 月以上 6 月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6 月以上 9 月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9 月以上 12 月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12 月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3 月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3 月以上 6 月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6 月以上 9 月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9 月以上 12 月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12 月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3 月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3 月以上 6 月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6 月以上 9 月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9 月以上 12 月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12 月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3 月未滿		93	73	61	77	65	61	57		
	3 月以上 6 月未滿		93	74	61	78	66	62	58		
	6 月以上 9 月未滿		93	75	61	79	67	63	59		
	9 月以上 12 月未滿		93	76	62	80	68	64	60		
	12 月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3 月未滿			77	62	81	69	65	61		
	3 月以上 6 月未滿			78	62	82	70	66	62		
	6 月以上 9 月未滿			79	63	83	71	67	63		
	9 月以上 12 月未滿			80	63	84	72	68	64		
	12 月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3 月未滿			81	63	85	73	69	65		
	3 月以上 6 月未滿			82	64	86	74	70	66		
	6 月以上 9 月未滿			83	64	87	75	71	67		
	9 月以上 12 月未滿			84	64	88	76	72	68		
	12 月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3 月未滿			85	65	89	77	73			
	3 月以上 6 月未滿			86	65	90	78	74			
	6 月以上 9 月未滿			87	66	91	79	75			
	9 月以上 12 月未滿			88	66	92	80	76			
	12 月以上			89	67	93	81	77			
23	3 月未滿			89	67	93	81				

	3 月以上 6 月未満			90	67	94	82				
	6 月以上 9 月未満			91	68	95	83				
	9 月以上 12 月未満			92	68	96	84				
	12 月以上			93	69	97	85				
24	3 月未満			93	69	97	85				
	3 月以上 6 月未満			94	70	98	86				
	6 月以上 9 月未満			95	71	99	87				
	9 月以上 12 月未満			96	72	100	88				
	12 月以上			97	73	101	89				
25	3 月未満			97	73	101					
	3 月以上 6 月未満			98	73	102					
	6 月以上 9 月未満			99	74	103					
	9 月以上 12 月未満			100	74	104					
	12 月以上			101	75	105					
26	3 月未満			101	75	105					
	3 月以上 6 月未満			102	75	106					
	6 月以上 9 月未満			103	76	107					
	9 月以上 12 月未満			104	76	108					
	12 月以上			105	77	109					
27	3 月未満			105	77						
	3 月以上 6 月未満			106	78						
	6 月以上 9 月未満			107	79						
	9 月以上 12 月未満			108	80						
	12 月以上			109	81						
28	3 月未満			109	81						
	3 月以上 6 月未満			110	82						
	6 月以上 9 月未満			111	83						
	9 月以上 12 月未満			112	84						
	12 月以上			113	85						
29	3 月未満			113							
	3 月以上 6 月未満			114							
	6 月以上 9 月未満			115							
	9 月以上 12 月未満			116							
	12 月以上			117							
30	3 月未満			117							
	3 月以上 6 月未満			118							
	6 月以上 9 月未満			119							

	9月以上12月未満			120						
	12月以上			121						
31	3月未満			121						
	3月以上6月未満			122						
	6月以上9月未満			123						
	9月以上12月未満			124						
	12月以上			125						
32	3月未満			125						
	3月以上6月未満			125						
	6月以上9月未満			125						
	9月以上12月未満			125						
	12月以上			125						

ロ 技能職等俸給表の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級			
		1級	2級	3級	4級
1	3月未満		1	1	5
	3月以上6月未満		1	1	6
	6月以上9月未満		1	1	7
	9月以上12月未満		1	1	8
	12月以上		1	1	9
2	3月未満	1	1	1	9
	3月以上6月未満	2	2	1	10
	6月以上9月未満	3	3	1	11
	9月以上12月未満	4	4	1	12
	12月以上	5	5	1	13
3	3月未満	5	5	1	13
	3月以上6月未満	6	6	2	14
	6月以上9月未満	7	7	3	15
	9月以上12月未満	8	8	4	16
	12月以上	9	9	5	17
4	3月未満	9	9	5	17
	3月以上6月未満	10	10	6	18
	6月以上9月未満	11	11	7	19
	9月以上12月未満	12	12	8	20
	12月以上	13	13	9	21
5	3月未満	13	13	9	21
	3月以上6月未満	14	14	10	22

	6 月以上 9 月未満	15	15	11	23
	9 月以上 12 月未満	16	16	12	24
	12 月以上	17	17	13	25
6	3 月未満	17	17	13	25
	3 月以上 6 月未満	18	18	14	26
	6 月以上 9 月未満	19	19	15	27
	9 月以上 12 月未満	20	20	16	28
	12 月以上	21	21	17	29
7	3 月未満	21	21	17	29
	3 月以上 6 月未満	22	22	18	30
	6 月以上 9 月未満	23	23	19	31
	9 月以上 12 月未満	24	24	20	32
	12 月以上	25	25	21	33
8	3 月未満	25	25	21	33
	3 月以上 6 月未満	26	26	22	34
	6 月以上 9 月未満	27	27	23	35
	9 月以上 12 月未満	28	28	24	36
	12 月以上	29	29	25	37
9	3 月未満	29	29	25	37
	3 月以上 6 月未満	30	30	26	38
	6 月以上 9 月未満	31	31	27	39
	9 月以上 12 月未満	32	32	28	40
	12 月以上	33	33	29	41
10	3 月未満	33	33	29	41
	3 月以上 6 月未満	34	34	30	42
	6 月以上 9 月未満	35	35	31	43
	9 月以上 12 月未満	36	36	32	44
	12 月以上	37	37	33	45
11	3 月未満	37	37	33	45
	3 月以上 6 月未満	38	38	34	46
	6 月以上 9 月未満	39	39	35	47
	9 月以上 12 月未満	40	40	36	48
	12 月以上	41	41	37	49
12	3 月未満	41	41	37	49
	3 月以上 6 月未満	42	42	38	50
	6 月以上 9 月未満	43	43	39	51
	9 月以上 12 月未満	44	44	40	52

	12 月以上	45	45	41	53
13	3 月未滿	45	45	41	53
	3 月以上 6 月未滿	46	46	42	54
	6 月以上 9 月未滿	47	47	43	55
	9 月以上 12 月未滿	48	48	44	56
	12 月以上	49	49	45	57
14	3 月未滿	49	49	45	57
	3 月以上 6 月未滿	50	50	46	58
	6 月以上 9 月未滿	51	51	47	59
	9 月以上 12 月未滿	52	52	48	60
	12 月以上	53	53	49	61
15	3 月未滿	53	53	49	61
	3 月以上 6 月未滿	54	54	50	62
	6 月以上 9 月未滿	55	55	51	63
	9 月以上 12 月未滿	56	56	52	64
	12 月以上	57	57	53	65
16	3 月未滿	57	57	53	65
	3 月以上 6 月未滿	58	58	54	66
	6 月以上 9 月未滿	59	59	55	67
	9 月以上 12 月未滿	60	60	56	68
	12 月以上	61	61	57	69
17	3 月未滿	61	61	57	69
	3 月以上 6 月未滿	62	62	58	70
	6 月以上 9 月未滿	63	63	59	71
	9 月以上 12 月未滿	64	64	60	72
	12 月以上	65	65	61	73
18	3 月未滿	65	65	61	73
	3 月以上 6 月未滿	66	66	62	74
	6 月以上 9 月未滿	67	67	63	75
	9 月以上 12 月未滿	68	68	64	76
	12 月以上	69	69	65	77
19	3 月未滿	69	69	65	77
	3 月以上 6 月未滿	70	70	65	78
	6 月以上 9 月未滿	71	71	66	79
	9 月以上 12 月未滿	72	72	66	80
	12 月以上	73	73	67	81
20	3 月未滿	73	73	67	81

	3月以上6月未滿	74	74	67	82
	6月以上9月未滿	75	75	68	83
	9月以上12月未滿	76	76	68	84
	12月以上	77	77	69	85
21	3月未滿	77	77	69	85
	3月以上6月未滿	78	78	70	86
	6月以上9月未滿	79	79	71	87
	9月以上12月未滿	80	80	72	88
	12月以上	81	81	73	89
22	3月未滿	81	81	73	89
	3月以上6月未滿	82	82	73	90
	6月以上9月未滿	83	83	74	91
	9月以上12月未滿	84	84	74	92
	12月以上	85	85	75	93
23	3月未滿	85	85	75	
	3月以上6月未滿	86	86	75	
	6月以上9月未滿	87	87	76	
	9月以上12月未滿	88	88	76	
	12月以上	89	89	77	
24	3月未滿	89	89	77	
	3月以上6月未滿	90	90	77	
	6月以上9月未滿	91	91	78	
	9月以上12月未滿	92	92	78	
	12月以上	93	93	79	
25	3月未滿	93	93	79	
	3月以上6月未滿	94	94	79	
	6月以上9月未滿	95	95	80	
	9月以上12月未滿	96	96	80	
	12月以上	97	97	81	
26	3月未滿	97	97	81	
	3月以上6月未滿	98	98	82	
	6月以上9月未滿	99	99	83	
	9月以上12月未滿	100	100	84	
	12月以上	101	101	85	
27	3月未滿	101	101	85	
	3月以上6月未滿	102	102	85	
	6月以上9月未滿	103	103	86	

	9月以上12月未満	104	104	86	
	12月以上	105	105	87	
28	3月未満	105	105	87	
	3月以上6月未満	106	106	87	
	6月以上9月未満	107	107	88	
	9月以上12月未満	108	108	88	
	12月以上	109	109	89	
29	3月未満	109	109	89	
	3月以上6月未満	110	110	90	
	6月以上9月未満	111	111	91	
	9月以上12月未満	112	112	92	
	12月以上	113	113	93	
30	3月未満	113	113	93	
	3月以上6月未満	114	114	93	
	6月以上9月未満	115	115	94	
	9月以上12月未満	116	116	94	
	12月以上	117	117	95	
31	3月未満	117	117	95	
	3月以上6月未満	118	118	95	
	6月以上9月未満	119	119	96	
	9月以上12月未満	120	120	96	
	12月以上	121	121	97	
32	3月未満	121	121		
	3月以上6月未満	121	122		
	6月以上9月未満	121	123		
	9月以上12月未満	121	124		
	12月以上	121	125		
33	3月未満		125		
	3月以上6月未満		126		
	6月以上9月未満		127		
	9月以上12月未満		128		
	12月以上		129		

ハ 大学教員俸給表の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級			
		1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1

	6 月以上 9 月未満			1	1
	9 月以上 12 月未満			1	1
	12 月以上			1	1
2	3 月未満	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	2	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	3	1
	9 月以上 12 月未満	4	4	4	1
	12 月以上	5	5	5	1
3	3 月未満	5	5	5	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	6	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	7	1
	9 月以上 12 月未満	8	8	8	1
	12 月以上	9	9	9	1
4	3 月未満	9	9	9	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	10	2
	6 月以上 9 月未満	11	11	11	3
	9 月以上 12 月未満	12	12	12	4
	12 月以上	13	13	13	5
5	3 月未満	13	13	13	5
	3 月以上 6 月未満	14	14	14	6
	6 月以上 9 月未満	15	15	15	7
	9 月以上 12 月未満	16	16	16	8
	12 月以上	17	17	17	9
6	3 月未満	17	17	17	9
	3 月以上 6 月未満	18	18	18	10
	6 月以上 9 月未満	19	19	19	11
	9 月以上 12 月未満	20	20	20	12
	12 月以上	21	21	21	13
7	3 月未満	21	21	21	13
	3 月以上 6 月未満	22	22	22	14
	6 月以上 9 月未満	23	23	23	15
	9 月以上 12 月未満	24	24	24	16
	12 月以上	25	25	25	17
8	3 月未満	25	25	25	17
	3 月以上 6 月未満	26	26	26	18
	6 月以上 9 月未満	27	27	27	19
	9 月以上 12 月未満	28	28	28	20

	12 月以上	29	29	29	21
9	3 月未滿	29	29	29	21
	3 月以上 6 月未滿	30	30	30	22
	6 月以上 9 月未滿	31	31	31	23
	9 月以上 12 月未滿	32	32	32	24
	12 月以上	33	33	33	25
10	3 月未滿	33	33	33	25
	3 月以上 6 月未滿	34	34	34	26
	6 月以上 9 月未滿	35	35	35	27
	9 月以上 12 月未滿	36	36	36	28
	12 月以上	37	37	37	29
11	3 月未滿	37	37	37	29
	3 月以上 6 月未滿	38	38	38	30
	6 月以上 9 月未滿	39	39	39	31
	9 月以上 12 月未滿	40	40	40	32
	12 月以上	41	41	41	33
12	3 月未滿	41	41	41	33
	3 月以上 6 月未滿	42	42	42	34
	6 月以上 9 月未滿	43	43	43	35
	9 月以上 12 月未滿	44	44	44	36
	12 月以上	45	45	45	37
13	3 月未滿	45	45	45	37
	3 月以上 6 月未滿	46	46	46	38
	6 月以上 9 月未滿	47	47	47	39
	9 月以上 12 月未滿	48	48	48	40
	12 月以上	49	49	49	41
14	3 月未滿	49	49	49	41
	3 月以上 6 月未滿	50	50	50	42
	6 月以上 9 月未滿	51	51	51	43
	9 月以上 12 月未滿	52	52	52	44
	12 月以上	53	53	53	45
15	3 月未滿	53	53	53	45
	3 月以上 6 月未滿	54	54	54	46
	6 月以上 9 月未滿	55	55	55	47
	9 月以上 12 月未滿	56	56	56	48
	12 月以上	57	57	57	49
16	3 月未滿	57	57	57	49

	3 月以上 6 月未滿	58	58	58	50
	6 月以上 9 月未滿	59	59	59	51
	9 月以上 12 月未滿	60	60	60	52
	12 月以上	61	61	61	53
17	3 月未滿	61	61	61	53
	3 月以上 6 月未滿	62	62	62	54
	6 月以上 9 月未滿	63	63	63	55
	9 月以上 12 月未滿	64	64	64	56
	12 月以上	65	65	65	57
18	3 月未滿	65	65	65	57
	3 月以上 6 月未滿	66	66	66	58
	6 月以上 9 月未滿	67	67	67	59
	9 月以上 12 月未滿	68	68	68	60
	12 月以上	69	69	69	61
19	3 月未滿	69	69	69	61
	3 月以上 6 月未滿	70	70	70	62
	6 月以上 9 月未滿	71	71	71	63
	9 月以上 12 月未滿	72	72	72	64
	12 月以上	73	73	73	65
20	3 月未滿	73	73	73	65
	3 月以上 6 月未滿	74	74	74	66
	6 月以上 9 月未滿	75	75	75	67
	9 月以上 12 月未滿	76	76	76	68
	12 月以上	77	77	77	69
21	3 月未滿	77	77	77	69
	3 月以上 6 月未滿	78	78	78	70
	6 月以上 9 月未滿	79	79	79	71
	9 月以上 12 月未滿	80	80	80	72
	12 月以上	81	81	81	73
22	3 月未滿	81	81	81	73
	3 月以上 6 月未滿	82	82	82	74
	6 月以上 9 月未滿	83	83	83	75
	9 月以上 12 月未滿	84	84	84	76
	12 月以上	85	85	85	77
23	3 月未滿	85	85	85	77
	3 月以上 6 月未滿	86	86	86	78
	6 月以上 9 月未滿	87	87	87	79

	9月以上12月未満	88	88	88	80
	12月以上	89	89	89	81
24	3月未満	89	89	89	81
	3月以上6月未満	90	90	90	82
	6月以上9月未満	91	91	91	83
	9月以上12月未満	92	92	92	84
	12月以上	93	93	93	85
25	3月未満	93	93	93	85
	3月以上6月未満	94	94	94	86
	6月以上9月未満	95	95	95	87
	9月以上12月未満	96	96	96	88
	12月以上	97	97	97	89
26	3月未満	97	97	97	89
	3月以上6月未満	98	98	98	89
	6月以上9月未満	99	99	99	89
	9月以上12月未満	100	100	100	89
	12月以上	101	101	101	89
27	3月未満	101	101	101	
	3月以上6月未満	102	102	102	
	6月以上9月未満	103	103	103	
	9月以上12月未満	104	104	104	
	12月以上	105	105	105	
28	3月未満	105	105	105	
	3月以上6月未満	106	106	105	
	6月以上9月未満	107	107	105	
	9月以上12月未満	108	108	105	
	12月以上	109	109	105	
29	3月未満	109	109		
	3月以上6月未満	110	110		
	6月以上9月未満	111	111		
	9月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未満	113	113		
	3月以上6月未満	114	114		
	6月以上9月未満	115	115		
	9月以上12月未満	116	116		
	12月以上	117	117		

31	3月未満	117	117		
	3月以上6月未満	118	118		
	6月以上9月未満	119	119		
	9月以上12月未満	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3月未満	121	121		
	3月以上6月未満	122	122		
	6月以上9月未満	123	123		
	9月以上12月未満	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3月未満	125	125		
	3月以上6月未満	126	126		
	6月以上9月未満	127	127		
	9月以上12月未満	128	128		
	12月以上	129	129		
34	3月未満	129	129		
	3月以上6月未満	130	129		
	6月以上9月未満	131	129		
	9月以上12月未満	132	129		
	12月以上	133	129		
35	3月未満	133			
	3月以上6月未満	134			
	6月以上9月未満	135			
	9月以上12月未満	136			
	12月以上	137			
36	3月未満	137			
	3月以上6月未満	138			
	6月以上9月未満	139			
	9月以上12月未満	140			
	12月以上	141			
37	3月未満	141			
	3月以上6月未満	142			
	6月以上9月未満	143			
	9月以上12月未満	144			
	12月以上	145			
38	3月未満	145			
	3月以上6月未満	146			

	6月以上9月未満	147			
	9月以上12月未満	148			
	12月以上	149			

ニ 養護学校教員俸給表の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級			
		1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	1	1
	9月以上12月未満	8	8	1	1
	12月以上	9	9	1	1
4	3月未満	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	2	1
	6月以上9月未満	11	11	3	1
	9月以上12月未満	12	12	4	1
	12月以上	13	13	5	1
5	3月未満	13	13	5	1
	3月以上6月未満	14	14	6	1
	6月以上9月未満	15	15	7	1
	9月以上12月未満	16	16	8	1
	12月以上	17	17	9	1
6	3月未満	17	17	9	1
	3月以上6月未満	18	18	10	2
	6月以上9月未満	19	19	11	3
	9月以上12月未満	20	20	12	4
	12月以上	21	21	13	5
7	3月未満	21	21	13	5

	3 月以上 6 月未滿	22	22	14	6
	6 月以上 9 月未滿	23	23	15	7
	9 月以上 12 月未滿	24	24	16	8
	12 月以上	25	25	17	9
8	3 月未滿	25	25	17	9
	3 月以上 6 月未滿	26	26	18	10
	6 月以上 9 月未滿	27	27	19	11
	9 月以上 12 月未滿	28	28	20	12
	12 月以上	29	29	21	13
9	3 月未滿	29	29	21	13
	3 月以上 6 月未滿	30	30	22	14
	6 月以上 9 月未滿	31	31	23	15
	9 月以上 12 月未滿	32	32	24	16
	12 月以上	33	33	25	17
10	3 月未滿	33	33	25	17
	3 月以上 6 月未滿	34	34	26	18
	6 月以上 9 月未滿	35	35	27	19
	9 月以上 12 月未滿	36	36	28	20
	12 月以上	37	37	29	21
11	3 月未滿	37	37	29	21
	3 月以上 6 月未滿	38	38	30	22
	6 月以上 9 月未滿	39	39	31	23
	9 月以上 12 月未滿	40	40	32	24
	12 月以上	41	41	33	25
12	3 月未滿	41	41	33	25
	3 月以上 6 月未滿	42	42	34	26
	6 月以上 9 月未滿	43	43	35	27
	9 月以上 12 月未滿	44	44	36	28
	12 月以上	45	45	37	29
13	3 月未滿	45	45	37	29
	3 月以上 6 月未滿	46	46	38	30
	6 月以上 9 月未滿	47	47	39	31
	9 月以上 12 月未滿	48	48	40	32
	12 月以上	49	49	41	33
14	3 月未滿	49	49	41	33
	3 月以上 6 月未滿	50	50	42	34
	6 月以上 9 月未滿	51	51	43	35

	9月以上12月未満	52	52	44	36
	12月以上	53	53	45	37
15	3月未満	53	53	45	37
	3月以上6月未満	54	54	46	37
	6月以上9月未満	55	55	47	37
	9月以上12月未満	56	56	48	37
	12月以上	57	57	49	37
16	3月未満	57	57	49	
	3月以上6月未満	58	58	50	
	6月以上9月未満	59	59	51	
	9月以上12月未満	60	60	52	
	12月以上	61	61	53	
17	3月未満	61	61	53	
	3月以上6月未満	62	62	54	
	6月以上9月未満	63	63	55	
	9月以上12月未満	64	64	56	
	12月以上	65	65	57	
18	3月未満	65	65	57	
	3月以上6月未満	66	66	58	
	6月以上9月未満	67	67	59	
	9月以上12月未満	68	68	60	
	12月以上	69	69	61	
19	3月未満	69	69	61	
	3月以上6月未満	70	70	62	
	6月以上9月未満	71	71	63	
	9月以上12月未満	72	72	64	
	12月以上	73	73	65	
20	3月未満	73	73	65	
	3月以上6月未満	74	74	66	
	6月以上9月未満	75	75	67	
	9月以上12月未満	76	76	68	
	12月以上	77	77	69	
21	3月未満	77	77	69	
	3月以上6月未満	78	78	70	
	6月以上9月未満	79	79	71	
	9月以上12月未満	80	80	72	
	12月以上	81	81	73	

22	3月未滿	81	81	73	
	3月以上6月未滿	82	82	74	
	6月以上9月未滿	83	83	75	
	9月以上12月未滿	84	84	76	
	12月以上	85	85	77	
23	3月未滿	85	85	77	
	3月以上6月未滿	86	86	77	
	6月以上9月未滿	87	87	77	
	9月以上12月未滿	88	88	77	
	12月以上	89	89	77	
24	3月未滿	89	89		
	3月以上6月未滿	90	90		
	6月以上9月未滿	91	91		
	9月以上12月未滿	92	92		
	12月以上	93	93		
25	3月未滿	93	93		
	3月以上6月未滿	94	94		
	6月以上9月未滿	95	95		
	9月以上12月未滿	96	96		
	12月以上	97	97		
26	3月未滿	97	97		
	3月以上6月未滿	98	98		
	6月以上9月未滿	99	99		
	9月以上12月未滿	100	100		
	12月以上	101	101		
27	3月未滿	101	101		
	3月以上6月未滿	102	102		
	6月以上9月未滿	103	103		
	9月以上12月未滿	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3月未滿	105	105		
	3月以上6月未滿	106	106		
	6月以上9月未滿	107	107		
	9月以上12月未滿	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未滿	109	109		
	3月以上6月未滿	110	110		

	6 月以上 9 月未満	111	111		
	9 月以上 12 月未満	112	112		
	12 月以上	113	113		
30	3 月未満	113	113		
	3 月以上 6 月未満	114	114		
	6 月以上 9 月未満	115	115		
	9 月以上 12 月未満	116	116		
	12 月以上	117	117		
31	3 月未満	117	117		
	3 月以上 6 月未満	118	118		
	6 月以上 9 月未満	119	119		
	9 月以上 12 月未満	120	120		
	12 月以上	121	121		
32	3 月未満	121	121		
	3 月以上 6 月未満	122	122		
	6 月以上 9 月未満	123	123		
	9 月以上 12 月未満	124	124		
	12 月以上	125	125		
33	3 月未満	125	125		
	3 月以上 6 月未満	126	126		
	6 月以上 9 月未満	127	127		
	9 月以上 12 月未満	128	128		
	12 月以上	129	129		
34	3 月未満	129			
	3 月以上 6 月未満	130			
	6 月以上 9 月未満	131			
	9 月以上 12 月未満	132			
	12 月以上	133			
35	3 月未満	133			
	3 月以上 6 月未満	134			
	6 月以上 9 月未満	135			
	9 月以上 12 月未満	136			
	12 月以上	137			
36	3 月未満	137			
	3 月以上 6 月未満	138			
	6 月以上 9 月未満	139			
	9 月以上 12 月未満	140			

	12月以上	141		
37	3月未満	141		
	3月以上6月未満	142		
	6月以上9月未満	143		
	9月以上12月未満	144		
	12月以上	145		
38	3月未満	145		
	3月以上6月未満	146		
	6月以上9月未満	147		
	9月以上12月未満	148		
	12月以上	149		
39	3月未満	149		
	3月以上6月未満	150		
	6月以上9月未満	151		
	9月以上12月未満	152		
	12月以上	153		
40	3月未満	153		
	3月以上6月未満	153		
	6月以上9月未満	153		
	9月以上12月未満	153		
	12月以上	153		
外1	3月未満		129	
	3月以上6月未満		130	
	6月以上9月未満		131	
	9月以上12月未満		132	
	12月以上		133	
外2	3月未満		133	
	3月以上6月未満		134	
	6月以上9月未満		135	
	9月以上12月未満		136	
	12月以上		137	
外3	3月未満		137	
	3月以上6月未満		137	
	6月以上9月未満		137	
	9月以上12月未満		137	
	12月以上		137	

ホ 中・小学校教員俸給表の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	旧級			
		1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1
	6月以上9月未満	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
5	3月未満	13	13	9	1
	3月以上6月未満	14	14	10	1
	6月以上9月未満	15	15	11	1
	9月以上12月未満	16	16	12	1
	12月以上	17	17	13	1
6	3月未満	17	17	13	1
	3月以上6月未満	18	18	14	2
	6月以上9月未満	19	19	15	3
	9月以上12月未満	20	20	16	4
	12月以上	21	21	17	5
7	3月未満	21	21	17	5
	3月以上6月未満	22	22	18	6
	6月以上9月未満	23	23	19	7
	9月以上12月未満	24	24	20	8
	12月以上	25	25	21	9

8	3月未満	25	25	21	9
	3月以上6月未満	26	26	22	10
	6月以上9月未満	27	27	23	11
	9月以上12月未満	28	28	24	12
	12月以上	29	29	25	13
9	3月未満	29	29	25	13
	3月以上6月未満	30	30	26	14
	6月以上9月未満	31	31	27	15
	9月以上12月未満	32	32	28	16
	12月以上	33	33	29	17
10	3月未満	33	33	29	17
	3月以上6月未満	34	34	30	18
	6月以上9月未満	35	35	31	19
	9月以上12月未満	36	36	32	20
	12月以上	37	37	33	21
11	3月未満	37	37	33	21
	3月以上6月未満	38	38	34	22
	6月以上9月未満	39	39	35	23
	9月以上12月未満	40	40	36	24
	12月以上	41	41	37	25
12	3月未満	41	41	37	25
	3月以上6月未満	42	42	38	26
	6月以上9月未満	43	43	39	27
	9月以上12月未満	44	44	40	28
	12月以上	45	45	41	29
13	3月未満	45	45	41	29
	3月以上6月未満	46	46	42	30
	6月以上9月未満	47	47	43	31
	9月以上12月未満	48	48	44	32
	12月以上	49	49	45	33
14	3月未満	49	49	45	33
	3月以上6月未満	50	50	46	34
	6月以上9月未満	51	51	47	35
	9月以上12月未満	52	52	48	36
	12月以上	53	53	49	37
15	3月未満	53	53	49	37
	3月以上6月未満	54	54	50	37

	6 月以上 9 月未満	55	55	51	37
	9 月以上 12 月未満	56	56	52	37
	12 月以上	57	57	53	37
16	3 月未満	57	57	53	
	3 月以上 6 月未満	58	58	54	
	6 月以上 9 月未満	59	59	55	
	9 月以上 12 月未満	60	60	56	
	12 月以上	61	61	57	
17	3 月未満	61	61	57	
	3 月以上 6 月未満	62	62	58	
	6 月以上 9 月未満	63	63	59	
	9 月以上 12 月未満	64	64	60	
	12 月以上	65	65	61	
18	3 月未満	65	65	61	
	3 月以上 6 月未満	66	66	62	
	6 月以上 9 月未満	67	67	63	
	9 月以上 12 月未満	68	68	64	
	12 月以上	69	69	65	
19	3 月未満	69	69	65	
	3 月以上 6 月未満	70	70	66	
	6 月以上 9 月未満	71	71	67	
	9 月以上 12 月未満	72	72	68	
	12 月以上	73	73	69	
20	3 月未満	73	73	69	
	3 月以上 6 月未満	74	74	70	
	6 月以上 9 月未満	75	75	71	
	9 月以上 12 月未満	76	76	72	
	12 月以上	77	77	73	
21	3 月未満	77	77	73	
	3 月以上 6 月未満	78	78	74	
	6 月以上 9 月未満	79	79	75	
	9 月以上 12 月未満	80	80	76	
	12 月以上	81	81	77	
22	3 月未満	81	81	77	
	3 月以上 6 月未満	82	82	78	
	6 月以上 9 月未満	83	83	79	
	9 月以上 12 月未満	84	84	80	

	12 月以上	85	85	81	
23	3 月未滿	85	85	81	
	3 月以上 6 月未滿	86	86	82	
	6 月以上 9 月未滿	87	87	83	
	9 月以上 12 月未滿	88	88	84	
	12 月以上	89	89	85	
24	3 月未滿	89	89	85	
	3 月以上 6 月未滿	90	90	86	
	6 月以上 9 月未滿	91	91	87	
	9 月以上 12 月未滿	92	92	88	
	12 月以上	93	93	89	
25	3 月未滿	93	93	89	
	3 月以上 6 月未滿	94	94	90	
	6 月以上 9 月未滿	95	95	91	
	9 月以上 12 月未滿	96	96	92	
	12 月以上	97	97	93	
26	3 月未滿	97	97	93	
	3 月以上 6 月未滿	98	98	93	
	6 月以上 9 月未滿	99	99	93	
	9 月以上 12 月未滿	100	100	93	
	12 月以上	101	101	93	
27	3 月未滿	101	101		
	3 月以上 6 月未滿	102	102		
	6 月以上 9 月未滿	103	103		
	9 月以上 12 月未滿	104	104		
	12 月以上	105	105		
28	3 月未滿	105	105		
	3 月以上 6 月未滿	106	106		
	6 月以上 9 月未滿	107	107		
	9 月以上 12 月未滿	108	108		
	12 月以上	109	109		
29	3 月未滿	109	109		
	3 月以上 6 月未滿	110	110		
	6 月以上 9 月未滿	111	111		
	9 月以上 12 月未滿	112	112		
	12 月以上	113	113		
30	3 月未滿	113	113		

	3 月以上 6 月未満	114	114		
	6 月以上 9 月未満	115	115		
	9 月以上 12 月未満	116	116		
	12 月以上	117	117		
31	3 月未満	117	117		
	3 月以上 6 月未満	118	118		
	6 月以上 9 月未満	119	119		
	9 月以上 12 月未満	120	120		
	12 月以上	121	121		
32	3 月未満	121	121		
	3 月以上 6 月未満	122	122		
	6 月以上 9 月未満	123	123		
	9 月以上 12 月未満	124	124		
	12 月以上	125	125		
33	3 月未満	125	125		
	3 月以上 6 月未満	125	126		
	6 月以上 9 月未満	125	127		
	9 月以上 12 月未満	125	128		
	12 月以上	125	129		
34	3 月未満		129		
	3 月以上 6 月未満		130		
	6 月以上 9 月未満		131		
	9 月以上 12 月未満		132		
	12 月以上		133		
35	3 月未満		133		
	3 月以上 6 月未満		134		
	6 月以上 9 月未満		135		
	9 月以上 12 月未満		136		
	12 月以上		137		
36	3 月未満		137		
	3 月以上 6 月未満		138		
	6 月以上 9 月未満		139		
	9 月以上 12 月未満		140		
	12 月以上		141		
外 1	3 月未満		141		
	3 月以上 6 月未満		142		
	6 月以上 9 月未満		143		

	9月以上12月未満		144		
	12月以上		145		
外2	3月未満		145		
	3月以上6月未満		146		
	6月以上9月未満		147		
	9月以上12月未満		148		
	12月以上		149		
外3	3月未満		149		
	3月以上6月未満		149		
	6月以上9月未満		149		
	9月以上12月未満		149		
	12月以上		149		

へ 栄養士俸給表の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	旧級			
		1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1
	12月以上	5	5	5	1
3	3月未満	5	5	5	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2
	6月以上9月未満	7	7	7	3
	9月以上12月未満	8	8	8	4
	12月以上	9	9	9	5
4	3月未満	9	9	9	5
	3月以上6月未満	10	10	10	6
	6月以上9月未満	11	11	11	7
	9月以上12月未満	12	12	12	8
	12月以上	13	13	13	9
5	3月未満	13	13	13	9
	3月以上6月未満	14	14	14	10

	6 月以上 9 月未満	15	15	15	11
	9 月以上 12 月未満	16	16	16	12
	12 月以上	17	17	17	13
6	3 月未満	17	17	17	13
	3 月以上 6 月未満	18	18	18	14
	6 月以上 9 月未満	19	19	19	15
	9 月以上 12 月未満	20	20	20	16
	12 月以上	21	21	21	17
7	3 月未満	21	21	21	17
	3 月以上 6 月未満	22	22	22	18
	6 月以上 9 月未満	23	23	23	19
	9 月以上 12 月未満	24	24	24	20
	12 月以上	25	25	25	21
8	3 月未満	25	25	25	21
	3 月以上 6 月未満	26	26	26	22
	6 月以上 9 月未満	27	27	27	23
	9 月以上 12 月未満	28	28	28	24
	12 月以上	29	29	29	25
9	3 月未満	29	29	29	25
	3 月以上 6 月未満	30	30	30	26
	6 月以上 9 月未満	31	31	31	27
	9 月以上 12 月未満	32	32	32	28
	12 月以上	33	33	33	29
10	3 月未満	33	33	33	29
	3 月以上 6 月未満	34	34	34	30
	6 月以上 9 月未満	35	35	35	31
	9 月以上 12 月未満	36	36	36	32
	12 月以上	37	37	37	33
11	3 月未満	37	37	37	33
	3 月以上 6 月未満	38	38	38	34
	6 月以上 9 月未満	39	39	39	35
	9 月以上 12 月未満	40	40	40	36
	12 月以上	41	41	41	37
12	3 月未満	41	41	41	37
	3 月以上 6 月未満	42	42	42	38
	6 月以上 9 月未満	43	43	43	39
	9 月以上 12 月未満	44	44	44	40

	12 月以上	45	45	45	41
13	3 月未滿	45	45	45	41
	3 月以上 6 月未滿	46	46	46	42
	6 月以上 9 月未滿	47	47	47	43
	9 月以上 12 月未滿	48	48	48	44
	12 月以上	49	49	49	45
14	3 月未滿	49	49	49	45
	3 月以上 6 月未滿	50	50	50	46
	6 月以上 9 月未滿	51	51	51	47
	9 月以上 12 月未滿	52	52	52	48
	12 月以上	53	53	53	49
15	3 月未滿	53	53	53	49
	3 月以上 6 月未滿	54	54	54	50
	6 月以上 9 月未滿	55	55	55	51
	9 月以上 12 月未滿	56	56	56	52
	12 月以上	57	57	57	53
16	3 月未滿	57	57	57	53
	3 月以上 6 月未滿	58	58	58	54
	6 月以上 9 月未滿	59	59	59	55
	9 月以上 12 月未滿	60	60	60	56
	12 月以上	61	61	61	57
17	3 月未滿	61	61	61	57
	3 月以上 6 月未滿	62	62	62	58
	6 月以上 9 月未滿	63	63	63	59
	9 月以上 12 月未滿	64	64	64	60
	12 月以上	65	65	65	61
18	3 月未滿	65	65	65	61
	3 月以上 6 月未滿	66	66	66	62
	6 月以上 9 月未滿	67	67	67	63
	9 月以上 12 月未滿	68	68	68	64
	12 月以上	69	69	69	65
19	3 月未滿	69	69	69	65
	3 月以上 6 月未滿	70	70	70	66
	6 月以上 9 月未滿	71	71	71	67
	9 月以上 12 月未滿	72	72	72	68
	12 月以上	73	73	73	69
20	3 月未滿	73	73	73	69

	3 月以上 6 月未滿	74	74	74	70
	6 月以上 9 月未滿	75	75	75	71
	9 月以上 12 月未滿	76	76	76	72
	12 月以上	77	77	77	73
21	3 月未滿	77	77	77	73
	3 月以上 6 月未滿	78	78	78	74
	6 月以上 9 月未滿	79	79	79	75
	9 月以上 12 月未滿	80	80	80	76
	12 月以上	81	81	81	77
22	3 月未滿	81	81	81	77
	3 月以上 6 月未滿	82	82	82	78
	6 月以上 9 月未滿	83	83	83	79
	9 月以上 12 月未滿	84	84	84	80
	12 月以上	85	85	85	81
23	3 月未滿	85	85	85	81
	3 月以上 6 月未滿	85	86	86	82
	6 月以上 9 月未滿	85	87	87	83
	9 月以上 12 月未滿	85	88	88	84
	12 月以上	85	89	89	85
24	3 月未滿		89	89	85
	3 月以上 6 月未滿		90	90	86
	6 月以上 9 月未滿		91	91	87
	9 月以上 12 月未滿		92	92	88
	12 月以上		93	93	89
25	3 月未滿		93	93	89
	3 月以上 6 月未滿		94	94	90
	6 月以上 9 月未滿		95	95	91
	9 月以上 12 月未滿		96	96	92
	12 月以上		97	97	93
26	3 月未滿		97	97	93
	3 月以上 6 月未滿		98	98	94
	6 月以上 9 月未滿		99	99	95
	9 月以上 12 月未滿		100	100	96
	12 月以上		101	101	97
27	3 月未滿		101	101	97
	3 月以上 6 月未滿		102	102	98
	6 月以上 9 月未滿		103	103	99

	9月以上12月未満		104	104	100
	12月以上		105	105	101
28	3月未満		105	105	
	3月以上6月未満		105	106	
	6月以上9月未満		105	107	
	9月以上12月未満		105	108	
	12月以上		105	109	
29	3月未満			109	
	3月以上6月未満			110	
	6月以上9月未満			111	
	9月以上12月未満			112	
	12月以上			113	
30	3月未満			113	
	3月以上6月未満			113	
	6月以上9月未満			113	
	9月以上12月未満			113	
	12月以上			113	

ト 看護師俸給表の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	旧級		
		1級	2級	3級
1	3月未満			1
	3月以上6月未満			1
	6月以上9月未満			1
	9月以上12月未満			1
	12月以上			1
2	3月未満	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2
	6月以上9月未満	3	3	3
	9月以上12月未満	4	4	4
	12月以上	5	5	5
3	3月未満	5	5	5
	3月以上6月未満	6	6	6
	6月以上9月未満	7	7	7
	9月以上12月未満	8	8	8
	12月以上	9	9	9
4	3月未満	9	9	9
	3月以上6月未満	10	10	10

	6 月以上 9 月未満	11	11	11
	9 月以上 12 月未満	12	12	12
	12 月以上	13	13	13
5	3 月未満	13	13	13
	3 月以上 6 月未満	14	14	14
	6 月以上 9 月未満	15	15	15
	9 月以上 12 月未満	16	16	16
	12 月以上	17	17	17
6	3 月未満	17	17	17
	3 月以上 6 月未満	18	18	18
	6 月以上 9 月未満	19	19	19
	9 月以上 12 月未満	20	20	20
	12 月以上	21	21	21
7	3 月未満	21	21	21
	3 月以上 6 月未満	22	22	22
	6 月以上 9 月未満	23	23	23
	9 月以上 12 月未満	24	24	24
	12 月以上	25	25	25
8	3 月未満	25	25	25
	3 月以上 6 月未満	26	26	26
	6 月以上 9 月未満	27	27	27
	9 月以上 12 月未満	28	28	28
	12 月以上	29	29	29
9	3 月未満	29	29	29
	3 月以上 6 月未満	30	30	30
	6 月以上 9 月未満	31	31	31
	9 月以上 12 月未満	32	32	32
	12 月以上	33	33	33
10	3 月未満	33	33	33
	3 月以上 6 月未満	34	34	34
	6 月以上 9 月未満	35	35	35
	9 月以上 12 月未満	36	36	36
	12 月以上	37	37	37
11	3 月未満	37	37	37
	3 月以上 6 月未満	38	38	38
	6 月以上 9 月未満	39	39	39
	9 月以上 12 月未満	40	40	40

	12 月以上	41	41	41
12	3 月未滿	41	41	41
	3 月以上 6 月未滿	42	42	42
	6 月以上 9 月未滿	43	43	43
	9 月以上 12 月未滿	44	44	44
	12 月以上	45	45	45
13	3 月未滿	45	45	45
	3 月以上 6 月未滿	46	46	46
	6 月以上 9 月未滿	47	47	47
	9 月以上 12 月未滿	48	48	48
	12 月以上	49	49	49
14	3 月未滿	49	49	49
	3 月以上 6 月未滿	50	50	50
	6 月以上 9 月未滿	51	51	51
	9 月以上 12 月未滿	52	52	52
	12 月以上	53	53	53
15	3 月未滿	53	53	53
	3 月以上 6 月未滿	54	54	54
	6 月以上 9 月未滿	55	55	55
	9 月以上 12 月未滿	56	56	56
	12 月以上	57	57	57
16	3 月未滿	57	57	57
	3 月以上 6 月未滿	58	58	58
	6 月以上 9 月未滿	59	59	59
	9 月以上 12 月未滿	60	60	60
	12 月以上	61	61	61
17	3 月未滿	61	61	61
	3 月以上 6 月未滿	62	62	62
	6 月以上 9 月未滿	63	63	63
	9 月以上 12 月未滿	64	64	64
	12 月以上	65	65	65
18	3 月未滿	65	65	65
	3 月以上 6 月未滿	66	66	66
	6 月以上 9 月未滿	67	67	67
	9 月以上 12 月未滿	68	68	68
	12 月以上	69	69	69
19	3 月未滿	69	69	69

	3 月以上 6 月未満	70	70	70
	6 月以上 9 月未満	71	71	71
	9 月以上 12 月未満	72	72	72
	12 月以上	73	73	73
20	3 月未満	73	73	73
	3 月以上 6 月未満	74	74	74
	6 月以上 9 月未満	75	75	75
	9 月以上 12 月未満	76	76	76
	12 月以上	77	77	77
21	3 月未満	77	77	77
	3 月以上 6 月未満	78	78	78
	6 月以上 9 月未満	79	79	79
	9 月以上 12 月未満	80	80	80
	12 月以上	81	81	81
22	3 月未満	81	81	81
	3 月以上 6 月未満	82	82	82
	6 月以上 9 月未満	83	83	83
	9 月以上 12 月未満	84	84	84
	12 月以上	85	85	85
23	3 月未満	85	85	85
	3 月以上 6 月未満	86	86	86
	6 月以上 9 月未満	87	87	87
	9 月以上 12 月未満	88	88	88
	12 月以上	89	89	89
24	3 月未満	89	89	89
	3 月以上 6 月未満	90	90	90
	6 月以上 9 月未満	91	91	91
	9 月以上 12 月未満	92	92	92
	12 月以上	93	93	93
25	3 月未満	93	93	93
	3 月以上 6 月未満	94	94	94
	6 月以上 9 月未満	95	95	95
	9 月以上 12 月未満	96	96	96
	12 月以上	97	97	97
26	3 月未満	97	97	97
	3 月以上 6 月未満	98	98	98
	6 月以上 9 月未満	99	99	99

	9 月以上 12 月未満	100	100	100
	12 月以上	101	101	101
27	3 月未満	101	101	101
	3 月以上 6 月未満	102	102	102
	6 月以上 9 月未満	103	103	103
	9 月以上 12 月未満	104	104	104
	12 月以上	105	105	105
28	3 月未満	105	105	105
	3 月以上 6 月未満	106	106	106
	6 月以上 9 月未満	107	107	107
	9 月以上 12 月未満	108	108	108
	12 月以上	109	109	109
29	3 月未満	109	109	109
	3 月以上 6 月未満	110	110	110
	6 月以上 9 月未満	111	111	111
	9 月以上 12 月未満	112	112	112
	12 月以上	113	113	113
30	3 月未満	113	113	113
	3 月以上 6 月未満	114	114	114
	6 月以上 9 月未満	115	115	115
	9 月以上 12 月未満	116	116	116
	12 月以上	117	117	117
31	3 月未満	117	117	117
	3 月以上 6 月未満	118	118	118
	6 月以上 9 月未満	119	119	119
	9 月以上 12 月未満	120	120	120
	12 月以上	121	121	121
32	3 月未満	121	121	
	3 月以上 6 月未満	122	122	
	6 月以上 9 月未満	123	123	
	9 月以上 12 月未満	124	124	
	12 月以上	125	125	
33	3 月未満	125	125	
	3 月以上 6 月未満	126	126	
	6 月以上 9 月未満	127	127	
	9 月以上 12 月未満	128	128	
	12 月以上	129	129	

34	3 月未満	129	129	
	3 月以上 6 月未満	130	130	
	6 月以上 9 月未満	131	131	
	9 月以上 12 月未満	132	132	
	12 月以上	133	133	
35	3 月未満	133	133	
	3 月以上 6 月未満	134	134	
	6 月以上 9 月未満	135	135	
	9 月以上 12 月未満	136	136	
	12 月以上	137	137	
36	3 月未満	137	137	
	3 月以上 6 月未満	138	138	
	6 月以上 9 月未満	139	139	
	9 月以上 12 月未満	140	140	
	12 月以上	141	141	
37	3 月未満	141	141	
	3 月以上 6 月未満	142	142	
	6 月以上 9 月未満	143	143	
	9 月以上 12 月未満	144	144	
	12 月以上	145	145	
38	3 月未満	145	145	
	3 月以上 6 月未満	146	146	
	6 月以上 9 月未満	147	147	
	9 月以上 12 月未満	148	148	
	12 月以上	149	149	
39	3 月未満	149		
	3 月以上 6 月未満	150		
	6 月以上 9 月未満	151		
	9 月以上 12 月未満	152		
	12 月以上	153		
40	3 月未満	153		
	3 月以上 6 月未満	154		
	6 月以上 9 月未満	155		
	9 月以上 12 月未満	156		
	12 月以上	157		
41	3 月未満	157		
	3 月以上 6 月未満	158		

	6 月以上 9 月未満	159		
	9 月以上 12 月未満	160		
	12 月以上	161		

別表第 3 旧級がこれに対応する別表第 1 の新級欄に 2 の職務の級が掲げられている職務の級である教職員の号俸の切替表

イ 旧級が一般職俸給表の 11 級である教職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	新級	
		9 級	10 級
1	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
2	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
3	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
4	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
5	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
6	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1

	12 月以上	1	1
7	3 月未滿	1	1
	3 月以上 6 月未滿	2	1
	6 月以上 9 月未滿	3	1
	9 月以上 12 月未滿	4	1
	12 月以上	5	1
8	3 月未滿	5	1
	3 月以上 6 月未滿	6	1
	6 月以上 9 月未滿	7	1
	9 月以上 12 月未滿	8	1
	12 月以上	9	1
9	3 月未滿	9	1
	3 月以上 6 月未滿	10	1
	6 月以上 9 月未滿	11	1
	9 月以上 12 月未滿	12	1
	12 月以上	13	1
10	3 月未滿	13	1
	3 月以上 6 月未滿	14	1
	6 月以上 9 月未滿	15	1
	9 月以上 12 月未滿	16	1
	12 月以上	17	1
11	3 月未滿	17	1
	3 月以上 6 月未滿	18	1
	6 月以上 9 月未滿	19	1
	9 月以上 12 月未滿	20	1
	12 月以上	21	1
12	3 月未滿	21	1
	3 月以上 6 月未滿	22	2
	6 月以上 9 月未滿	23	3
	9 月以上 12 月未滿	24	4
	12 月以上	25	5
13	3 月未滿	25	5
	3 月以上 6 月未滿	26	6
	6 月以上 9 月未滿	27	7
	9 月以上 12 月未滿	28	8
	12 月以上	29	9
14	3 月未滿	29	9

	3月以上6月未満	30	10
	6月以上9月未満	31	11
	9月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未満	33	13
	3月以上6月未満	34	13
	6月以上9月未満	35	13
	9月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

ロ 旧級が大学教員俸給表の5級である教職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	5級	6級
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1

6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
7	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
8	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
9	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
10	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
11	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	1
	6月以上9月未満	23	1
	9月以上12月未満	24	1
	12月以上	25	1
12	3月未満	25	1
	3月以上6月未満	26	1
	6月以上9月未満	27	1
	9月以上12月未満	28	1
	12月以上	29	1
13	3月未満	29	1
	3月以上6月未満	30	1

	6 月以上 9 月未滿	31	1
	9 月以上 12 月未滿	32	1
	12 月以上	33	1
14	3 月未滿	33	1
	3 月以上 6 月未滿	34	1
	6 月以上 9 月未滿	35	1
	9 月以上 12 月未滿	36	1
	12 月以上	37	1
15	3 月未滿	37	1
	3 月以上 6 月未滿	38	1
	6 月以上 9 月未滿	39	1
	9 月以上 12 月未滿	40	1
	12 月以上	41	1
16	3 月未滿	41	1
	3 月以上 6 月未滿	42	1
	6 月以上 9 月未滿	43	1
	9 月以上 12 月未滿	44	1
	12 月以上	45	1
17	3 月未滿	45	1
	3 月以上 6 月未滿	46	1
	6 月以上 9 月未滿	47	1
	9 月以上 12 月未滿	48	1
	12 月以上	49	1
18	3 月未滿	49	1
	3 月以上 6 月未滿	50	1
	6 月以上 9 月未滿	51	1
	9 月以上 12 月未滿	52	1
	12 月以上	53	1
19	3 月未滿	53	1
	3 月以上 6 月未滿	54	1
	6 月以上 9 月未滿	55	1
	9 月以上 12 月未滿	56	1
	12 月以上	57	1
20	3 月未滿	57	1
	3 月以上 6 月未滿	58	2
	6 月以上 9 月未滿	59	3
	9 月以上 12 月未滿	60	4

	12月以上	61	5
21	3月未満	61	5
	3月以上6月未満	62	6
	6月以上9月未満	63	7
	9月以上12月未満	64	8
	12月以上	65	9
22	3月未満	65	9
	3月以上6月未満	66	9
	6月以上9月未満	67	10
	9月以上12月未満	68	10
	12月以上	69	11
23	3月未満	69	11
	3月以上6月未満	70	11
	6月以上9月未満	71	12
	9月以上12月未満	72	12
	12月以上	73	13

附 則(平成18年7月27日規則第92号)

この規則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則(平成18年12月21日規則第104号)

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平成19年3月27日規則第54号)

第1条 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

第2条 国立大学法人横浜国立大学教職員給与規則(平成16年規則第110号。以下「教職員給与規則」という。)第73条の規定により管理職手当を受ける職を占める者のうち、この規則による改正後の管理職手当が経過措置基準額に達しないこととなる者には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。

- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) 施行日の前日に適用されていた俸給表と同一の俸給表の適用を受ける教職員(以下「同一俸給表適用教職員」という。)であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する教職員以外のもののうち、相当区分等教職員(同日に管理職手当を受けていた職に係る教職員給与規則第 73 条の表の区分欄に掲げる区分(以下「旧区分」という。)に相当する改正後の管理職手当を受ける職を占める教職員をいう。第 3 号において同じ。) 同日にその者が受けていた管理職手当
- (2) 同一俸給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する教職員以外のもののうち、下位区分等相当教職員(旧区分より低い区分に相当する改正後の管理職手当を受ける職を占める教職員をいう。第 4 号において同じ。) 同日に当該旧区分より低い区分に相当する改正後の教職員給与規則第 73 条の表の区分欄に掲げる区分を適用したならばその者が受けることとなる管理職手当
- (3) 同一俸給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当区分等教職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当
- (4) 同一俸給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分等相当教職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する改正後の教職員給与規則第 73 条の表の区分欄に掲げる区分を適用したならばその者が受けることとなる管理職手当
- (5) 施行日以後に俸給表の適用を異にする異動をした教職員(施行日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員を除く。) 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当
- (6) 前各号に掲げる教職員のほか、施行日以後に教職員給与規則第 28 条第 4 項に規定する給与法適用職員等から人事交流等により引き続き新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員その他特別の事情があると認められる教職員のうち、部内の他の教職員との均衡を考慮して前各号に掲げる教職員に準ずるものとして学長が定める教職員 前各号の規定に準じて学長が定める額

第 3 条 国立大学法人横浜国立大学教職員給与規則の一部を改正する規則(平成 18 年規則第 46 号)附則第 10 条の表第 28 条第 1 項の項中「100 分の 11(学長が定める間に限る。)」の適用については、平成 19 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 72 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 11 月 29 日規則第 129 号)

この規則は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 2 月 28 日規則第 12 号)

第 1 条 この規則は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

第 2 条 この規則施行の際現に育児休業をしている教職員が職務に復帰した場合における改正後の規則第 87 条第 1 項表中の育児休業をした期間の換算する率の適用については、施行日前の期間については、2 分の 1 とする。

附 則(平成 20 年 3 月 27 日規則第 54 号)

第 1 条 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 中・小学校教員俸給表の適用を受ける教職員で、平成 20 年 4 月 1 日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が受けていた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第 1 に掲げられている職務の級であった場合、教職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

第 3 条 切替日の前日において教職員給与規則別表第 5 の俸給表の適用を受けていた教職員で、附則別表第 1 に掲げられた者の切替日における号俸は、切替日前日においてその者が受けていた号俸と同一の号俸とする。

附則別表第 1

職務の級の切替表

俸給表	旧級	新級
中・小学校教員俸給表	3 級	4 級
	4 級	5 級

附 則(平成 21 年 3 月 27 日規則第 34 号)

第 1 条 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 この規則の施行日(以下「施行日」という。)の前日において、改正前の第 77 条第 4 項及び第 5 項にかかる外国出張等により大学院手当の支給を停止されている者については、施行日に当該外国出張等が開始されたものとみなして、改正後の規則を適用する。

附 則(平成 21 年 5 月 29 日規則第 66 号)

この規則は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 11 月 30 日規則第 91 号)

1 この規則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

- 2 第74条第2項表二に定める教職員の平成21年12月の期末手当の支給割合は、第74条表三の規定にかかわらず、100分の125とする。
- 3 第74条第2項表二に定める教職員の平成21年12月の勤勉手当の総額は、第75条第3項第1号の規定にかかわらず、同表に定める教職員の期末手当基礎額に100分の95を乗じて得た額とする。

附 則(平成22年3月26日規則第50号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年6月17日規則第70号)

- 1 この規則は、平成22年6月30日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日までに承認された育児休業の期間は、育児休業規則に定める申出に基づき取得したとみなす。

附 則(平成22年11月24日規則第86号)

改正 平成27年3月23日規則第23号 平成28年11月30日規則第78号

平成29年11月24日規則第99号

第1条 この規則は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第67条の改正規定及び附則第3条の規定は、平成23年4月1日から適用する。

第2条 平成30年3月31日までの間、教職員(次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける教職員(再雇用教職員を除く。))のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。ただし、平成22年4月1日前に55歳に達した教職員に対する本項の規定については、上記「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」と読み替えて適用するものとする。

- (1) 俸給月額 当該特定職員の俸給月額(当該特定職員が第88条第1項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額(当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下同じ。)に達しない場合(以下「最低号

俸に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額(以下「俸給月額減額基礎額」という。))

- (2) 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額)
- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第74条第2項の表一に定める教職員にあつては、当該合計額に同表の職務の級に対応する加算率(学長により衛生管理者又は産業医に任命された教職員のうち、同表に定める教職員にあつては当該加算率に100分の5を加算する。))を乗じて得た額(同項の表二に定める教職員にあつては、その額に俸給月額に同表の職務の級及び管理職手当の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額に、当該特定職員に支給される同項の表三に定める支給月ごとの支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、同項の表四に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第2項の表一に定める教職員にあつては、当該合計額に同表の職務の級に対応する加算率(学長により衛生管理者又は産業医に任命された教職員のうち、同表に定める教職員にあつては当該加算率に100分の5を加算する。))を乗じて得た額(同項の表二に定める教職員にあつては、その額に俸給月額減額基礎額に同表の職務の級及び管理職手当の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される同項の表三に定める支給月ごとの支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、同項の表四に定める割合を乗じて得た額)
- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第74条第2項の表一に定める教職員にあつては、当該合計額に同表の職務の級に対応する加算率(学長により衛生管理者又は産業医に任命された教職員のうち、同表に定める教職員にあつては当該加算率に100分の5を加算する。))を乗じて得た額(同項の表二に定める教職員にあつては、その額に俸給月額に同表の職務の級及び管理職手当の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。以下「勤勉手当減額対象額」という。)に、第75条第2項に規定する学長が別に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、同項の表に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及び

これに対する地域手当の月額合計額(第74条第2項の表一に定める教職員にあっては、当該合計額と同表の職務の級に対応する加算率(学長により衛生管理者又は産業医に任命された教職員のうち、同表に定める教職員にあっては当該加算率に100分の5を加算する。)を乗じて得た額(同項の表二に定める教職員にあっては、その額に俸給月額減額基礎額と同表の職務の級及び管理職手当の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。以下「勤勉手当減額基礎額」という。)に、第75条第2項に規定する学長が別に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、同項の表に定める割合を乗じて得た額)

(5) 第82条各項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第82条第1項 前各号に定める額(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところに従い、休業(補償)給付又は傷病(補償)年金がある場合には、前各号に定める額に給与の額からその補償の額を控除した残額を当該給与の額で除した割合を乗じて得た額)

ロ 第82条第2項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第82条第3項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第82条第4項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第82条第5項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ヘ 第82条第6項 学長が別に定める額

俸給表	職務の級
一般職俸給表	6級
大学教員俸給表	5級
特別支援学校教員俸給表	5級
中・小学校教員俸給表	5級

2 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関して、この規則に定めのないときは、一般職の国家公務員の例に準ずるものとする。

3 附則第2条第1項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第67条、第81条、第84条及び第86条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第9条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1日当たりの勤務時間に年間所定勤務日数を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場

合にあつては、俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1日当たりの勤務時間に年間所定勤務日数を乗じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

- 4 附則第2条第1項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての管理職手当の月額は、第73条第2項の規定にかかわらず、同項各表に掲げる額(育児短時間勤務教職員にあつてはその額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に100分の98.5を乗じて得た額とする。
- 5 附則第2条第1項の規定が適用される間、第75条第3項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる教職員で附則第2条第1項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.65を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の110を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。
- 6 附則第2条第1項の規定が適用される間、第75条第3項第2号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる教職員で附則第2条第1項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.35を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の90を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

第3条 平成23年4月1日において43歳に満たない教職員(その属する職務の級における最高の号俸を受ける教職員を除く。)のうち、平成22年1月1日において第18条第1項の規定により昇給した教職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況等を考慮して学長が別に定める教職員を除く。)その他当該教職員との権衡上必要があると認められるものとして学長が別に定める教職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則(平成24年1月19日規則第6号)

この規則は、平成24年1月19日から施行する。

附 則(平成24年3月21日規則第82号)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の前日から引き続き結核性疾患による第88条第1項に規定する病気休暇又は就業禁止の措置により勤務しない職員に対する改正後の同条第4項及び第5項の規定の適用については、同条第4項中「一の負傷又は疾病」とあるのは「平成24年4月1日前から結核性疾患」と、「90日」とあるのは「1年」と、同条第5項中「他の負傷又は疾病」とあるのは「平成24年4月1日前から結核性疾患」と、「90日」とあるのは「1年」とする。

附 則(平成 24 年 5 月 28 日規則第 110 号)

改正 平成 25 年 3 月 28 日規則第 29 号

第 1 条 この規則は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

第 2 条 平成 24 年 4 月 1 日において 36 歳に満たない教職員（その属する職務の級における最高の号俸を受ける教職員を除く。）のうち、当該教職員の平成 19 年 1 月 1 日、平成 20 年 1 月 1 日及び平成 21 年 1 月 1 日の第 18 条第 1 項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして学長が認める教職員の平成 24 年 6 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸（平成 24 年 4 月 1 日において 30 歳に満たない教職員のうち、当該教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして学長が認める教職員にあっては、2 号俸）上位の号俸とする。

2 平成 25 年 4 月 1 日において 31 歳以上 39 歳未満の教職員（その属する職務の級における最高の号俸を受ける教職員を除く。）のうち、当該教職員の調整考慮事項及び平成 24 年 6 月 1 日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして学長が認める教職員の平成 25 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。

3 平成 26 年 4 月 1 日において 45 歳未満の教職員（その属する職務の級における最高の号俸を受ける教職員を除く。）のうち、当該教職員の調整考慮事項並びに平成 24 年 6 月 1 日及び平成 25 年 4 月 1 日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして学長が認める教職員の平成 26 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。

附 則(平成 25 年 3 月 28 日規則第 29 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 11 月 25 日規則第 73 号)

この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 24 日規則第 45 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 11 月 21 日規則第 84 号)

1 この規則は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

2 平成 27 年 3 月 31 日までの間における第 18 条第 2 項の規定の適用については、同項中「4 号俸」とあるのは「3 号俸」と、「3 号俸」とあるのは「2 号俸」とする。

附 則(平成 27 年 3 月 23 日規則第 23 号)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した教職員及びこれに準ずると学長が別に定める教職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、学長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 3 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの（学長が別に定める教職員を除く。）には、平成 30 年 3 月 31 日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（平成 22 年 11 月 24 日規則第 86 号附則第 2 条第 1 項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける教職員（再雇用教職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額）を俸給として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、学長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 5 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員について、採用の事情等を考慮して前 2 項の規定による俸給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、学長が別に定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 6 前 3 項の規定による俸給を支給される教職員に関する第 69 条第 1 項の規定の適用については、「俸給月額」とあるのは「俸給月額と国立大学法人横浜国立大学教職員給与規則の一部を改正する規則（平成 27 年規則第 23 号）附則第 3 項の規定による俸給の額との合計額」とする。
- 7 切替日から令和 5 年 3 月 31 日までの間における第 28 条第 1 項の規定の適用については、同項中「100 分の 16」とあるのは「100 分の 14」とする。

附 則(平成 27 年 11 月 25 日規則第 73 号)

この規則は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 22 日規則第 27 号)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 57 条については平成 27 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 特別支援学校教員俸給表の適用を受ける教職員で、平成 28 年 4 月 1 日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が受けていた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第 1 に掲げられている職務の級であった場合、教職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。
- 3 切替日の前日において教職員給与規則別表第 4 の俸給表の適用を受けていた教職員で、附則別表第 1 に掲げられた者の切替日における号俸は、切替日前日においてその者が受けていた号俸と同一の号俸とする。

附則別表第 1

職務の級の切替表

俸給表	旧級	新級
特別支援学校教員俸給表	3 級	4 級
	4 級	5 級

附 則(平成 28 年 11 月 30 日規則第 78 号)

この規則は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 22 日規則第 57 号)

(施行期日等)

- 第 1 条 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 87 条については平成 29 年 1 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の第 87 条の規定は、平成 29 年 1 月 1 日以降の介護休業の期間について適用し、同日前の介護休業の期間については、なお従前の例による。

(平成 32 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例)

- 第 2 条 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、第 22 条第 1 項ただし書及び第 26 条第 2 項第 3 号から第 6 号までの規定は適用せず、第 23 条第 1 項、第 24 条第 1 項及び第 26 条の規定の適用については、第 23 条第 1 項中「扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500 円(一般職俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級が 8 級であるもの及び大学教員俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級が 5 級のもの(以下「一般職 8 級教職員等」という。)にあつては、3,500 円)、前条第 2 項第 2 号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については 1 人につき 10,000 円」とあるのは「前条第 2 項第 1 号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については 10,000 円、同項第 2 号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については 1 人につき 8,000 円(教職員に配偶者が不在の場合にあつては、

そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(教職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円)」と、第24条第1項中「扶養親族(一般職9級以上教職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、一般職9級以上教職員から一般職9級以上教職員以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その教職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、同項第1号中「場合(一般職9級以上教職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第22条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職9級以上教職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第22条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者のない教職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)」と、第26条第1項中「扶養親族(一般職9級以上教職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職9級以上教職員から一般職9級以上教職員以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で第24条第1項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職9級以上教職員以外の教職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「第24条第1項の規定による届出に係るものがない場合」と、「退職した日、一般職9級以上教職員以外の教職員から一般職9級以上教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職9級以上教職員となった日」とあるのは「退職した日」と、同条第2項中「次の各号のいずれか」とあるのは、「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている教職員について第24条第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で同条第1項の規定による届出に係るものがある教職員で

配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる子で同条第1項の規定による届出に係るものがある教職員が配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族(一般職9級以上教職員にあつては扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第22条第1項ただし書及び第26条第2項第3号から第6号までの規定は適用せず、第23条第1項、第24条第1項及び第26条の規定の適用については、第23条第1項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(一般職俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの及び大学教員俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級のもの(以下「一般職8級教職員等」という。))にあつては、3,500円)、前条第2項第2号」とあるのは、「同項第2号」と、第24条第1項中「扶養親族(一般職9級以上教職員にあつては、扶養親族たる子に限る。))がある場合、一般職9級以上教職員から一般職9級以上教職員以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(一般職9級以上教職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。))」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職9級以上教職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第26条第1項中「扶養親族(一般職9級以上教職員にあつては、扶養親族たる子に限る。))」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職9級以上教職員から一般職9級以上教職員以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で第24条第1項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職9級以上教職員以外の教職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「第24条第1項の規定による届出に係るものがない場合」と、「退職した日、一般職9級以上教職員以外の教職員から一般職9級以上教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないとき

はその教職員が一般職9級以上教職員となった日」とあるのは「退職した日」と、同条第2項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(一般職9級以上教職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第22条第1項ただし書並びに第26条第2項第3号及び第5号の規定は適用せず、第23条第1項、第24条第1項及び第26条の規定の適用については、第23条第1項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」と、「が8級」とあるのは、「が8级以上」と、「一般職8級教職員等」とあるのは「一般職8级以上教職員等」と、「前条第2項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、第24条第1項中「扶養親族(一般職9級以上教職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」がある場合、一般職9級以上教職員から一般職9級以上教職員以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(一般職9級以上教職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職9級以上教職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第26条第1項中「扶養親族(一般職9級以上教職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職9級以上教職員から一般職9級以上教職員以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で第24条第1項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職9級以上教職員以外の教職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「第24条第1項の規定による届出に係るものがない場合」と、「退職した日、一般職9級以上教職員以外の教職員から一般職9級以上教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職9級以上教職員となった日」とあるのは「退職した日」と、同条第2項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(一般職9級以上教職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「一般職8級教職員等が一般職8級教職員等及び一般職9級以上教職員」とあるのは「一般職8級以上教職員等が一般職8級以上教職員等」と、同項第6号中「一般職8級教職員等及び一般職9級以上教職員」とあるのは「一般職8級以上教職員等」と、「が一般職8級教職員等」とあるのは「が一般職8級以上教職員等」とする。

第3条 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第29条中「第22条」とあるのは、「国立大学法人横浜国立大学教職員給与規則の一部を改正する規則（平成29年規則第57号）附則第2条の規定により読み替えられた第22条」とする。

附 則(平成29年11月24日規則第99号)

この規則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則(平成30年3月19日規則第26号)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年4月1日において37歳に満たない教職員(その属する職務の級における最高の号俸を受ける教職員を除く。)のうち、平成27年1月1日において第18条第1項の規定により昇給した教職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して学長が別に定める教職員を除く。)その他当該教職員との権衡上必要があると認められるものとして学長が別に定める教職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則(平成30年11月30日規則第67号)

この規則は、平成30年12月1日から施行する。ただし、第74条については平成31年4月1日から適用する。

附 則(平成31年3月22日規則第30号)

第1条 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(改正後の規則第18条適用における経過措置)

第2条 学長が別に定めるところにより直近の業績評価の結果を勘案することとしている教職員については、改正後の規則第18条の規定は、平成33年1月1日を基準日として行う昇給の決定から適用する。

(改正後の規則第75条適用における経過措置)

第3条 学長が別に定めるところにより直近の業績評価の結果を勘案することとしている教職員については、改正後の規則第75条の規定は、基準日が平成31年12月1日となる勤勉手当の支給から適用する。

附 則(令和元年11月20日規則第30号)

この規則は、令和元年12月1日から施行する。

附 則(令和2年3月25日規則第36号)

第1条 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(住居手当に関する経過措置)

第2条 施行日の前日において改正前の第29条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える教職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(学長が別に定める教職員を除く。)に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の第30条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で学長が別に定める額。第2号において「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- (1) 改正後の第29条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる教職員
- (2) 旧手当額から改正後の第30条第1項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる教職員

附 則(令和2年11月25日規則第115号)

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

附 則(令和3年3月17日規則第2号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年11月25日規則第50号)

この規則は、令和3年12月1日から施行する。

附 則(令和4年3月23日規則第20号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年6月23日規則第54号)

この規則は、令和4年9月1日から施行する。

附 則(令和4年9月29日規則第61号)

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和4年11月24日規則第106号)

この規則は、令和4年12月1日から施行する。

附 則(令和5年3月22日規則第27号)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

- 2 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における第28条第1項の規定の適用については、同項で定める支給割合から100分の2を差し引くものとする。

附 則(令和5年6月22日規則第63号)

この規則は、令和5年6月22日から施行する。

附 則(令和5年11月30日規則第82号)

この規則は、令和5年12月1日から施行する。

附 則(令和6年3月28日規則第24号)

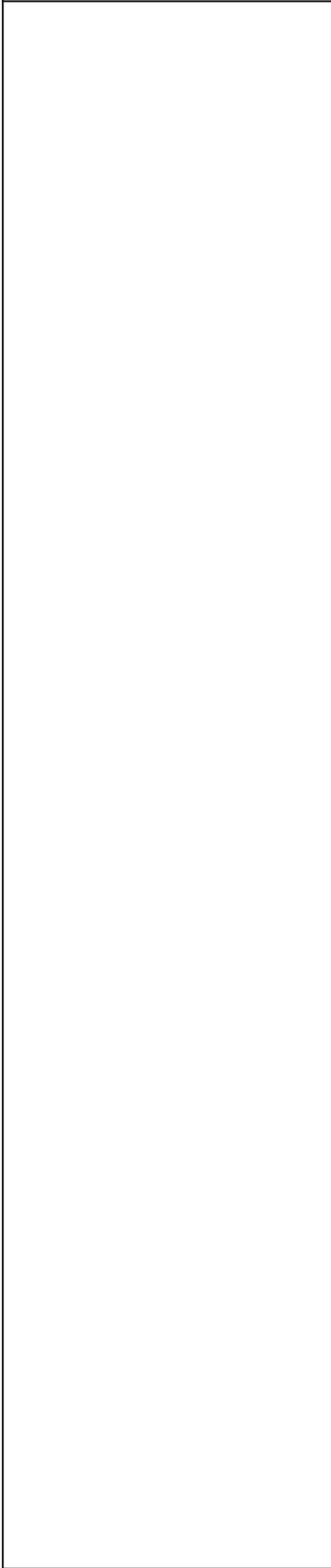
- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における第28条第1項の規定の適用については、同項で定める支給割合から100分の2を差し引くものとする。

別表第1

一般職俸給表

1/2

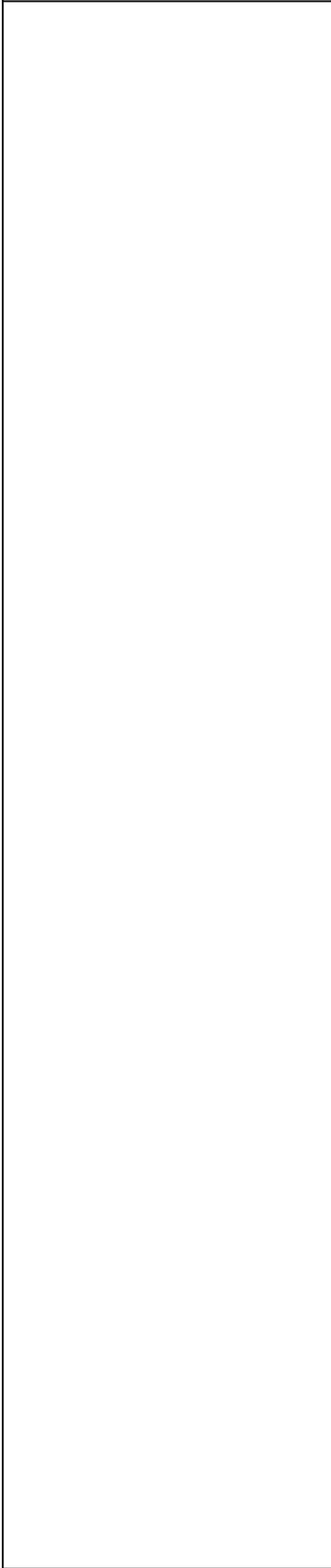
教職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再雇用教職員以外の教職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100



16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000



45	221, 800	264, 700	304, 400	349, 900	370, 800
46	222, 700	265, 800	306, 000	351, 300	371, 700
47	223, 600	266, 900	307, 600	352, 700	372, 600
48	224, 500	267, 900	309, 100	354, 200	373, 400
49	225, 400	268, 900	310, 000	355, 700	374, 200
50	226, 300	269, 900	311, 500	356, 500	375, 000
51	227, 200	270, 900	313, 000	357, 500	375, 800
52	228, 100	271, 800	314, 600	358, 500	376, 500
53	228, 900	272, 700	316, 200	359, 400	377, 200
54	229, 800	273, 600	317, 800	360, 500	377, 900
55	230, 700	274, 500	319, 300	361, 400	378, 600
56	231, 500	275, 400	320, 800	362, 400	379, 300
57	231, 800	276, 300	322, 200	363, 300	379, 800
58	232, 600	277, 200	323, 400	364, 000	380, 400
59	233, 300	278, 100	324, 500	364, 700	381, 000
60	233, 900	279, 000	325, 600	365, 300	381, 700
61	234, 500	280, 000	326, 300	365, 700	382, 100
62	235, 200	281, 000	327, 200	366, 300	382, 800
63	235, 800	281, 900	328, 000	367, 000	383, 400
64	236, 300	282, 800	328, 800	367, 700	384, 000
65	236, 800	283, 300	329, 600	368, 000	384, 400
66	237, 300	284, 000	330, 000	368, 700	385, 000
67	237, 800	284, 700	330, 600	369, 400	385, 600
68	238, 400	285, 600	331, 300	370, 000	386, 200
69	238, 900	286, 600	332, 100	370, 300	386, 600
70	239, 400	287, 400	332, 800	370, 900	387, 100
71	239, 900	288, 200	333, 500	371, 600	387, 600
72	240, 400	289, 000	334, 100	372, 200	388, 200
73	240, 900	289, 700	334, 600	372, 500	388, 500
74	241, 400	290, 200	335, 200	373, 100	388, 900

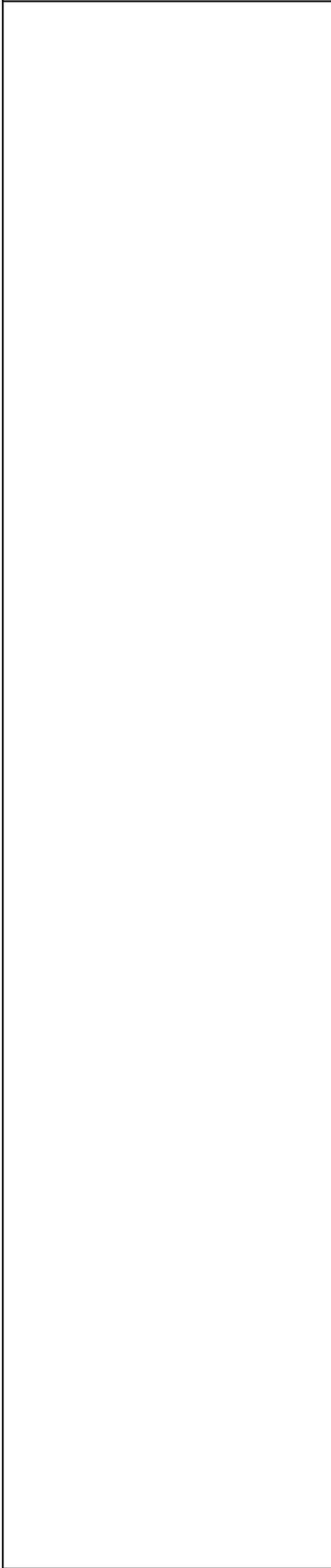


75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000
94		295,900	343,600		
95		296,200	344,100		
96		296,600	344,500		
97		296,800	344,700		
98		297,100	345,100		
99		297,500	345,500		
100		297,900	345,800		
101		298,100	346,100		
102		298,400	346,500		
103		298,800	346,900		
104		299,100	347,300		

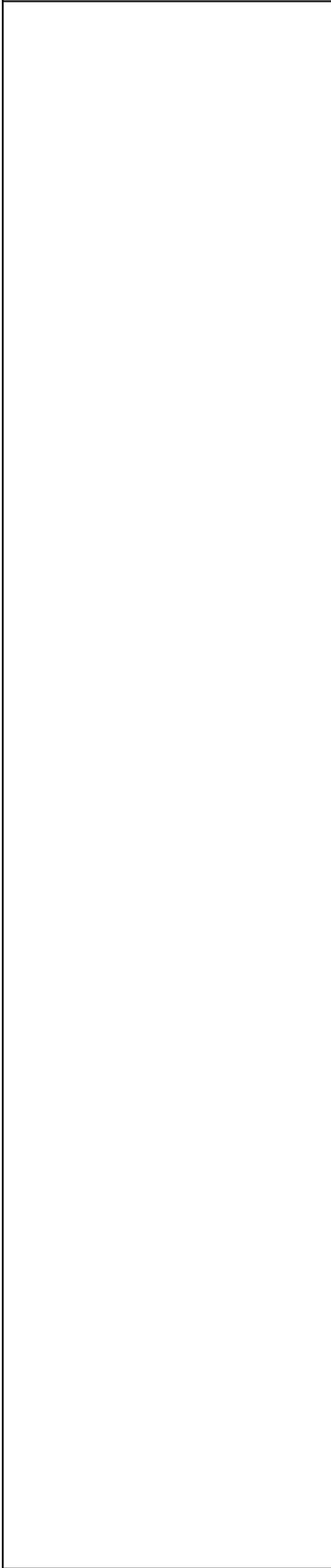
	105	299,300	347,800			
	106	299,600	348,200			
	107	300,000	348,600			
	108	300,300	349,000			
	109	300,500	349,500			
	110	300,900	349,900			
	111	301,300	350,200			
	112	301,600	350,500			
	113	301,800	351,000			
	114	302,000				
	115	302,300				
	116	302,700				
	117	302,900				
	118	303,100				
	119	303,400				
	120	303,700				
	121	304,100				
	122	304,300				
	123	304,600				
	124	304,900				
	125	305,200				
再雇用教職員		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700

2/2

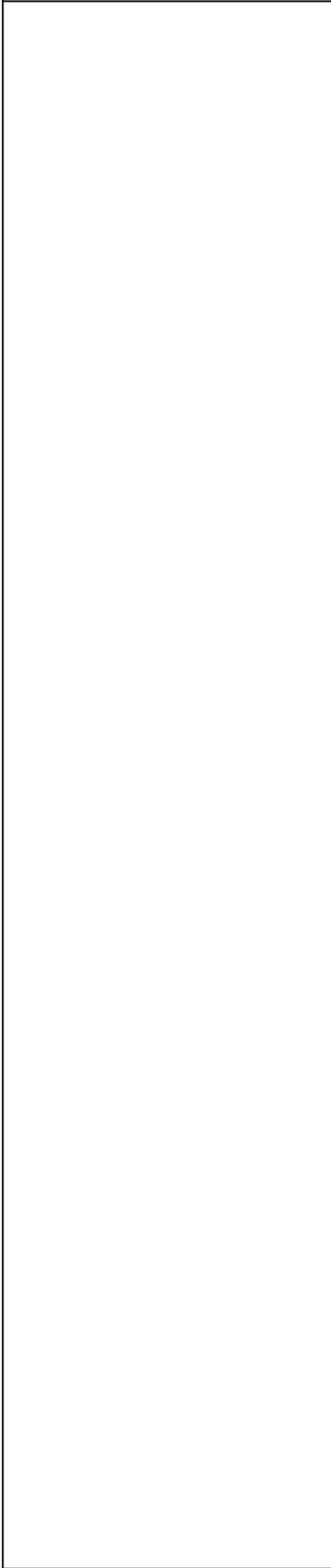
教職員の区分	職務の級	6級	7級	8級	9級	10級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再雇用教職員以外の教職員	1	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
	2	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
	3	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
	4	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
	5	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300



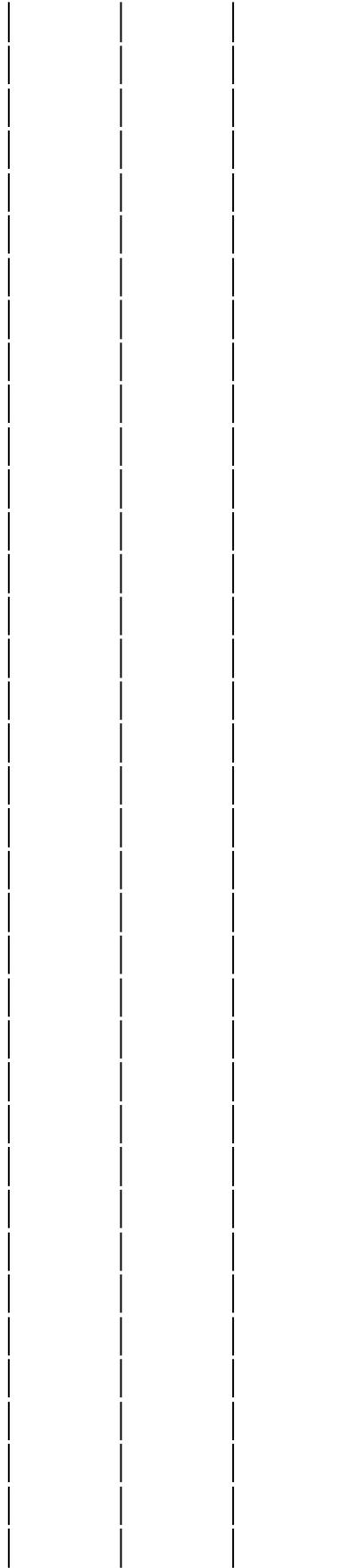
6	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
7	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
8	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
9	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
10	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
11	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
12	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
13	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
14	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
15	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
16	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
17	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
18	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
19	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
20	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
21	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
22	364,000	412,400	451,600	511,500	
23	365,900	414,200	453,000	513,000	
24	367,800	416,000	454,500	514,500	
25	369,700	417,600	455,900	515,600	
26	371,600	419,100	457,200	516,700	
27	373,500	420,600	458,500	517,900	
28	375,400	422,100	459,700	519,100	
29	376,900	423,600	460,700	520,100	
30	378,700	424,900	461,400	521,000	
31	380,500	426,200	462,200	521,900	
32	382,100	427,400	462,900	522,800	
33	383,800	428,600	463,600	523,600	
34	385,200	429,900	464,400	524,500	
35	386,600	431,200	465,100	525,200	



36	388,000	432,400	465,700	525,700
37	389,400	433,600	466,200	526,400
38	390,600	434,400	466,800	527,000
39	391,800	435,200	467,400	527,800
40	392,800	436,000	468,000	528,400
41	393,900	436,600	468,500	528,900
42	395,100	437,300	469,000	
43	396,200	438,000	469,400	
44	397,300	438,700	469,700	
45	398,000	439,500	470,000	
46	398,700	440,300		
47	399,400	440,700		
48	400,100	441,400		
49	400,700	441,900		
50	401,300	442,300		
51	401,800	442,700		
52	402,200	443,100		
53	402,600	443,500		
54	402,900	443,900		
55	403,200	444,300		
56	403,500	444,600		
57	403,800	444,900		
58	404,100	445,300		
59	404,400	445,600		
60	404,700	445,900		
61	405,000	446,200		
62	405,300			
63	405,600			
64	405,900			



65	406, 200
66	406, 500
67	406, 800
68	407, 100
69	407, 300
70	407, 600
71	407, 900
72	408, 100
73	408, 300
74	408, 600
75	408, 900
76	409, 100
77	409, 300
78	409, 600
79	409, 900
80	410, 100
81	410, 300
82	410, 600
83	410, 900
84	411, 100
85	411, 300
86	
87	
88	
89	
90	
91	
92	
93	
94	





95
96

97
98
99
100

101
102
103
104

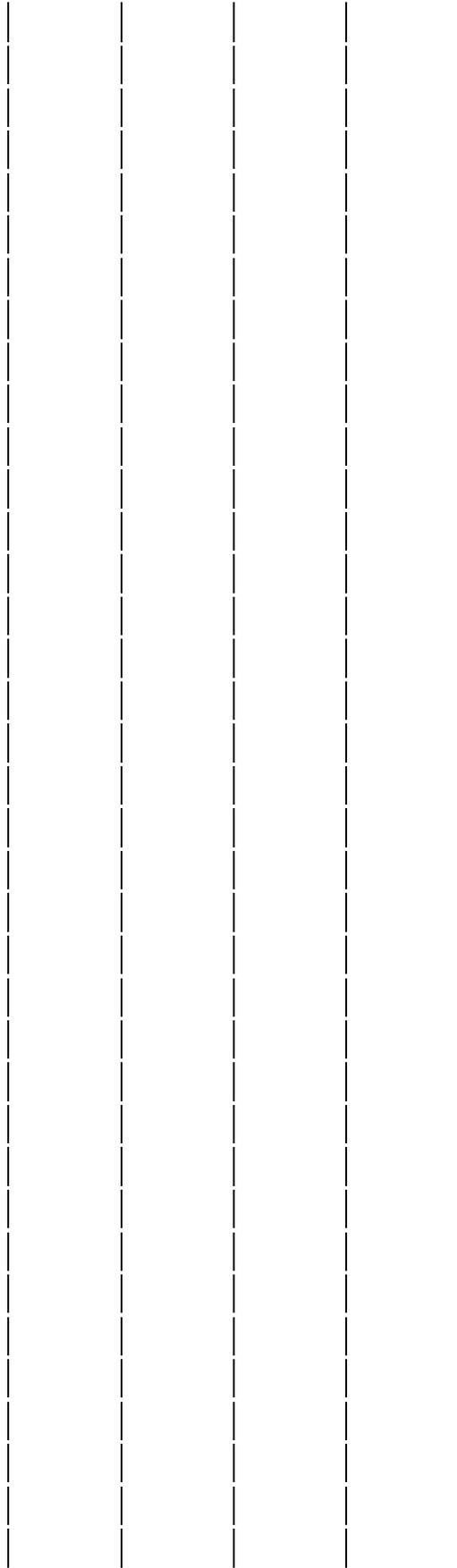
105
106
107
108

109
110
111
112

113
114
115
116

117
118
119
120

121
122
123
124

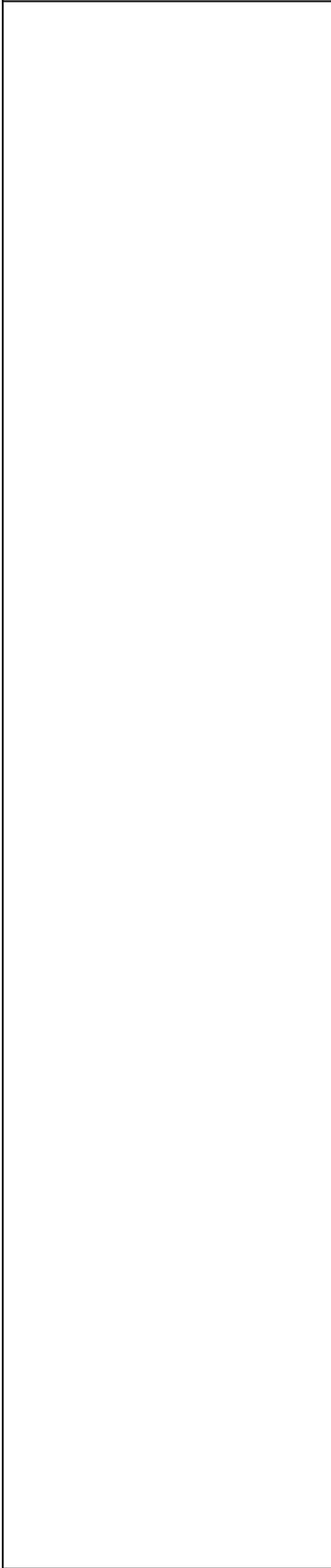


	125					
再雇用教職員		316,200	358,000	391,200	442,400	522,800

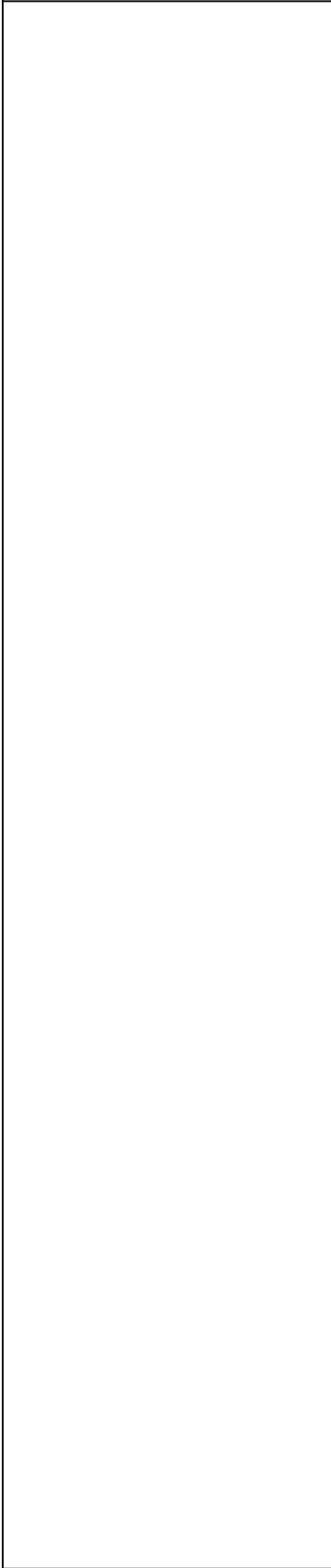
別表第2

技能職等俸給表

教職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再雇用教職員以外の教職員	1	147,100	200,200	219,900	260,200
	2	148,100	201,200	221,000	261,400
	3	149,100	202,200	221,900	262,400
	4	150,100	203,000	222,800	263,500
	5	151,200	203,700	223,800	264,200
	6	152,300	205,200	225,100	265,200
	7	153,400	206,500	226,300	266,100
	8	154,400	207,600	227,400	267,000
	9	155,300	208,900	228,700	267,600
	10	156,400	209,600	230,300	268,300
	11	157,500	210,400	231,800	269,100
	12	158,600	211,100	233,000	269,900
	13	159,500	212,200	234,100	270,700
	14	160,600	213,100	235,300	271,500
	15	161,800	214,000	236,500	272,300
	16	162,900	214,800	237,400	273,100
	17	164,000	215,700	238,000	273,800
	18	165,400	216,700	238,400	274,800
	19	166,700	217,600	238,800	275,700
	20	167,900	218,500	239,300	276,500
	21	169,000	219,200	239,800	277,400
	22	170,200	220,000	241,100	278,000
	23	171,400	220,800	242,300	278,700
	24	172,600	221,400	243,200	279,400



25	173,700	222,100	244,300	279,900
26	175,200	222,600	245,500	280,600
27	176,700	223,000	246,700	281,400
28	178,200	223,500	247,900	282,100
29	179,600	224,100	248,700	282,900
30	181,000	225,100	249,800	283,800
31	182,500	226,000	251,000	284,600
32	184,000	226,600	252,100	285,400
33	185,400	227,100	253,200	286,100
34	187,100	228,100	254,100	287,000
35	188,800	229,100	255,000	287,900
36	190,500	230,100	256,000	288,800
37	192,200	230,600	257,000	289,400
38	193,300	231,700	257,800	290,200
39	194,700	232,800	258,600	291,000
40	195,800	233,800	259,500	291,800
41	196,800	234,500	260,400	292,400
42	198,200	235,500	261,300	293,400
43	199,400	236,400	262,200	294,400
44	200,600	237,200	263,200	295,300
45	202,100	238,000	263,800	296,000
46	203,100	238,800	264,700	296,900
47	204,000	239,500	265,700	297,800
48	205,100	240,100	266,600	298,600
49	206,200	240,700	267,600	299,200
50	207,200	241,600	268,400	299,800
51	208,100	242,500	269,200	300,400
52	209,100	243,300	269,900	301,100
53	210,200	244,200	270,500	301,700



54	211, 200	245, 100	271, 300	302, 500
55	212, 100	245, 700	272, 100	303, 200
56	213, 000	246, 400	272, 900	303, 900
57	213, 900	247, 200	273, 500	304, 500
58	214, 500	247, 900	274, 400	305, 200
59	215, 200	248, 600	275, 300	305, 900
60	216, 000	249, 200	276, 200	306, 500
61	216, 800	249, 800	277, 100	307, 100
62	217, 300	250, 600	278, 100	307, 800
63	217, 800	251, 400	278, 900	308, 500
64	218, 300	252, 000	279, 800	309, 100
65	218, 800	252, 600	280, 600	309, 600
66	219, 400	253, 100	281, 400	310, 100
67	220, 000	253, 500	282, 200	310, 700
68	220, 500	253, 900	282, 900	311, 300
69	220, 800	254, 600	283, 500	311, 900
70	221, 100	255, 100	284, 300	312, 300
71	221, 400	255, 500	285, 100	312, 800
72	221, 700	255, 800	285, 800	313, 300
73	221, 900	256, 000	286, 500	313, 600
74	222, 300	256, 300	287, 200	314, 100
75	222, 600	256, 700	287, 900	314, 600
76	223, 000	257, 100	288, 700	315, 000
77	223, 200	257, 400	289, 200	315, 200
78	223, 700	257, 800	289, 700	315, 500
79	224, 000	258, 200	290, 100	315, 800
80	224, 300	258, 600	290, 500	316, 100
81	224, 600	258, 900	290, 900	316, 400
82	224, 900	259, 200	291, 300	316, 700
83	225, 200	259, 500	291, 800	317, 000



84	225,500	259,700	292,300	317,300
85	225,800	259,900	292,600	317,500
86	226,100	260,100	293,100	317,900
87	226,400	260,400	293,700	318,200
88	226,700	260,700	294,200	318,400
89	227,000	260,900	294,500	318,600
90	227,400	261,100	295,000	318,900
91	227,700	261,400	295,500	319,200
92	228,000	261,600	295,800	319,500
93	228,200	261,900	296,200	319,700
94	228,500	262,200	296,700	320,000
95	228,800	262,500	297,200	320,300
96	229,100	262,700	297,700	320,500
97	229,300	262,900	298,000	320,700
98	229,600	263,200	298,400	321,000
99	229,800	263,400	298,900	321,300
100	230,100	263,700	299,400	321,500
101	230,400	264,000	299,800	321,700
102	230,600	264,200	300,200	
103	230,900	264,500	300,500	
104	231,200	264,800	300,800	
105	231,500	265,000	301,100	
106	232,000	265,200	301,500	
107	232,300	265,500	301,900	
108	232,600	265,700	302,300	
109	232,800	266,000	302,600	
110	233,200	266,300	303,000	
111	233,600	266,600	303,400	
112	233,900	266,800	303,700	

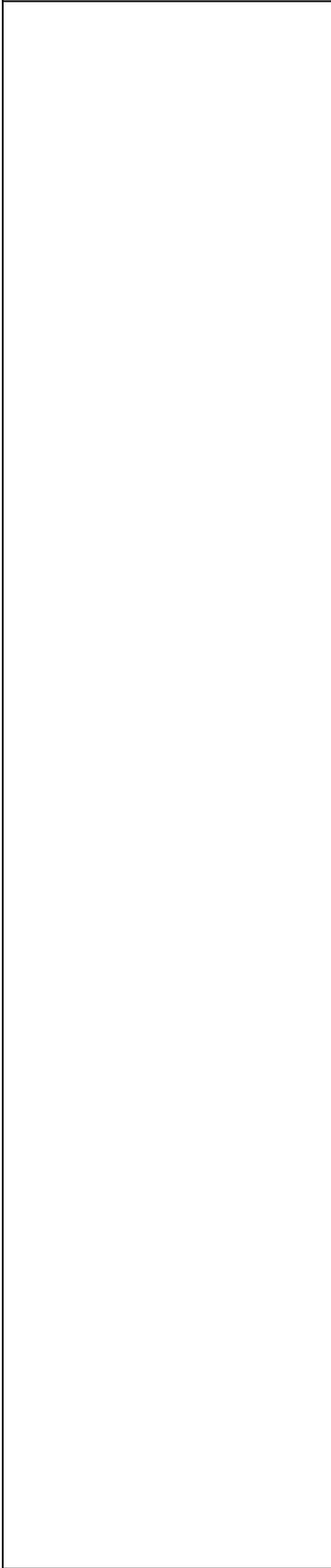
	113	234,100	267,000	303,900	
	114	234,600	267,300	304,200	
	115	235,100	267,500	304,500	
	116	235,600	267,700	304,700	
	117	235,900	268,000	304,900	
	118	236,300	268,300	305,200	
	119	236,700	268,600	305,500	
	120	237,000	268,900	305,700	
	121	237,400	269,100	305,900	
	122		269,300	306,200	
	123		269,600	306,500	
	124		269,900	306,700	
	125		270,100	306,900	
	126		270,300	307,200	
	127		270,600	307,500	
	128		270,900	307,700	
	129		271,100	307,900	
	130		271,300	308,200	
	131		271,600	308,500	
	132		271,900	308,700	
	133		272,100	308,900	
	134		272,300		
	135		272,600		
	136		272,900		
	137		273,100		
再雇用教職員		194,600	205,700	224,200	245,000

別表第3

大学教員俸給表

教職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額

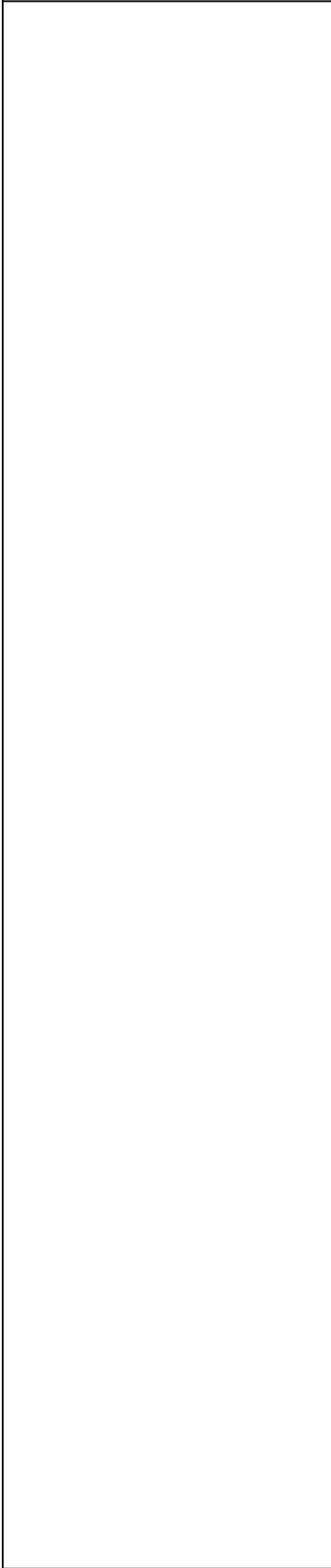
	1	190,900	233,100	290,700	335,600	410,200
	2	193,000	235,400	293,300	338,500	412,500
	3	195,100	237,600	295,700	341,500	414,600
	4	197,100	239,600	298,000	344,500	416,700
	5	199,000	241,700	300,300	347,400	418,600
	6	201,400	243,400	302,600	349,800	421,000
	7	203,900	245,100	304,700	352,300	423,200
	8	206,300	246,900	306,900	354,700	425,500
	9	208,700	249,000	309,200	357,200	427,200
	10	211,100	251,300	311,600	359,800	429,700
	11	213,500	253,600	314,000	362,400	431,900
	12	215,800	255,600	316,400	365,200	434,100
	13	217,900	257,700	318,700	367,800	435,500
	14	219,800	260,100	320,700	369,500	437,700
	15	221,500	262,400	322,700	371,700	439,900
再雇用教職員以外の教職員	16	223,300	264,700	324,400	373,900	442,200
	17	225,300	266,600	326,400	375,600	444,300
	18	226,700	269,400	328,200	377,600	446,600
	19	228,000	272,200	330,000	379,600	448,800
	20	229,400	274,900	331,700	381,400	451,100
	21	230,900	277,600	333,100	383,200	453,100
	22	232,700	280,200	335,500	384,700	455,400
	23	234,500	282,700	337,600	385,900	457,800
	24	236,100	285,100	339,800	387,100	460,100
	25	237,900	287,500	341,600	388,200	462,100
	26	240,000	290,000	343,500	389,900	464,200
	27	242,000	292,400	345,600	391,600	466,300
	28	244,000	294,900	347,700	393,300	468,400
	29	245,800	297,300	349,600	395,000	470,400
	30	247,700	299,600	351,500	396,600	472,700



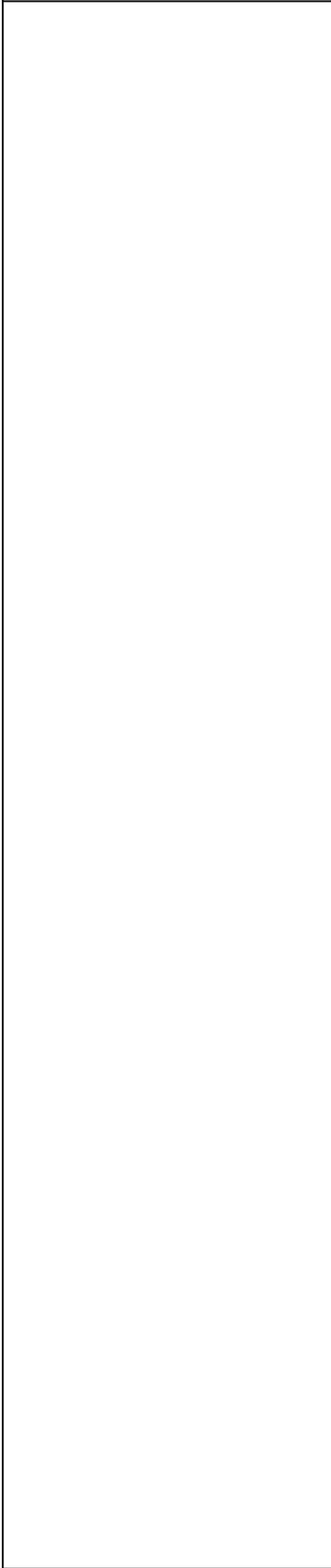
31	249,700	301,800	353,300	398,000	474,900
32	251,700	304,000	355,000	399,300	476,800
33	253,600	306,200	356,900	400,900	478,700
34	255,000	308,400	358,500	402,500	480,800
35	256,300	310,900	360,000	404,000	483,000
36	257,600	313,100	361,400	405,700	485,000
37	258,900	315,400	362,800	406,800	487,100
38	260,200	316,700	364,800	408,300	489,100
39	261,500	318,300	366,700	409,800	491,000
40	262,900	319,700	368,400	411,000	492,900
41	264,600	321,100	370,100	411,900	494,900
42	266,200	321,500	371,900	413,500	496,800
43	267,600	321,900	373,500	415,000	498,500
44	269,000	322,300	374,900	416,600	500,400
45	270,200	322,900	376,600	417,900	502,300
46	271,700	323,400	378,300	419,400	504,100
47	273,300	324,200	379,800	420,800	505,900
48	274,600	325,000	381,300	422,300	507,700
49	275,700	325,600	382,800	423,600	509,400
50	276,200	326,300	384,400	424,800	511,100
51	276,600	327,000	385,900	426,100	512,900
52	277,200	327,700	387,500	427,300	514,800
53	277,600	328,700	388,600	428,000	516,300
54	278,000	329,400	390,100	428,900	517,900
55	278,300	329,800	391,500	429,800	519,600
56	278,700	330,400	393,100	430,700	521,200
57	279,100	330,800	394,400	431,500	522,800
58	279,900	331,500	395,800	432,400	524,100
59	280,700	332,200	397,100	433,300	525,400
60	281,500	332,800	398,400	434,100	526,600



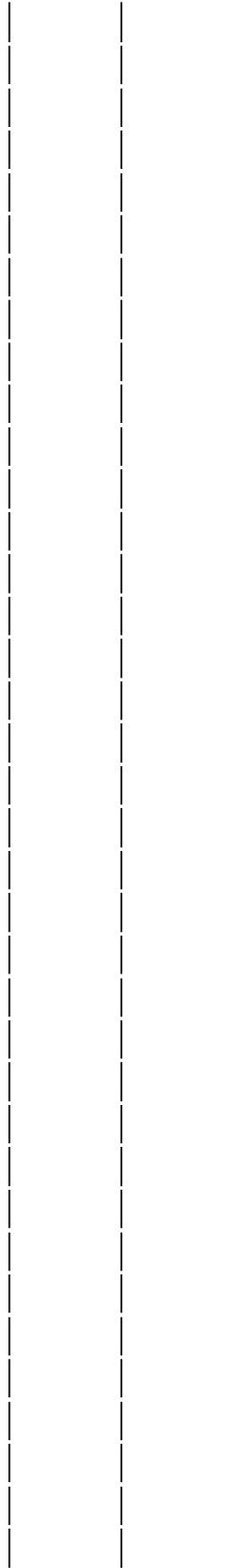
61	282,200	333,500	399,600	434,800	527,800
62	283,100	334,400	401,000	435,700	528,800
63	283,900	335,300	402,400	436,700	529,800
64	284,700	336,100	403,800	437,600	530,800
65	285,400	336,800	404,800	438,500	531,400
66	286,000	337,800	405,900	439,400	532,300
67	286,800	338,500	406,900	440,400	533,200
68	287,500	339,500	408,000	441,300	534,100
69	287,900	340,100	408,900	442,300	535,000
70	288,600	341,000	409,700	443,300	535,800
71	289,300	341,900	410,500	444,200	536,500
72	290,000	342,800	411,200	445,200	537,000
73	290,700	343,100	411,900	446,200	537,700
74	291,600	344,100	412,800	447,100	538,200
75	292,500	345,100	413,600	448,000	539,000
76	293,300	346,100	414,300	449,000	539,600
77	293,800	347,100	414,900	449,800	540,100
78	294,700	348,000	415,400	450,300	540,700
79	295,600	348,900	415,800	451,000	541,300
80	296,400	349,800	416,200	451,600	541,900
81	297,200	350,700	416,500	452,400	542,500
82	298,100	351,600	416,900	453,100	
83	298,900	352,500	417,200	453,400	
84	299,700	353,400	417,600	454,000	
85	300,200	354,000	417,900	454,400	
86	301,000	354,600	418,300	454,800	
87	301,800	355,200	418,700	455,200	
88	302,600	355,800	419,100	455,500	
89	303,200	356,300	419,400	455,800	



90	303,800	356,700	419,800	456,200
91	304,400	357,100	420,200	456,600
92	305,000	357,500	420,500	456,900
93	305,600	357,900	420,800	457,200
94	306,200	358,300	421,200	457,600
95	306,800	358,800	421,500	457,900
96	307,400	359,200	421,800	458,200
97	307,900	359,800	422,100	458,500
98	308,500	360,300	422,500	458,900
99	309,100	360,700	422,800	459,200
100	309,700	361,200	423,100	459,500
101	310,000	361,600	423,400	459,800
102	310,300	362,100	423,800	
103	310,600	362,400	424,100	
104	310,900	362,800	424,400	
105	311,200	363,300	424,700	
106	311,500	363,700	425,000	
107	311,800	364,200	425,300	
108	312,000	364,700	425,600	
109	312,400	365,100	425,900	
110	312,700	365,600	426,200	
111	313,100	366,100	426,500	
112	313,500	366,500	426,800	
113	313,800	366,900	427,100	
114	314,200	367,300	427,400	
115	314,500	367,800	427,700	
116	314,800	368,200	428,000	
117	315,000	368,600	428,200	
118	315,300	369,000		
119	315,700	369,500		



120	316, 100	369, 900
121	316, 300	370, 200
122	316, 600	370, 600
123	317, 000	371, 100
124	317, 400	371, 400
125	317, 600	371, 800
126	317, 800	372, 300
127	318, 100	372, 800
128	318, 500	373, 200
129	318, 700	373, 600
130	319, 000	374, 100
131	319, 400	374, 600
132	319, 600	375, 100
133	319, 800	375, 600
134	320, 100	376, 100
135	320, 500	376, 600
136	320, 700	377, 100
137	320, 900	377, 600
138	321, 100	378, 100
139	321, 300	378, 600
140	321, 600	379, 100
141	322, 000	379, 600
142	322, 300	
143	322, 600	
144	322, 900	
145	323, 300	
146	323, 600	
147	323, 800	
148	324, 100	

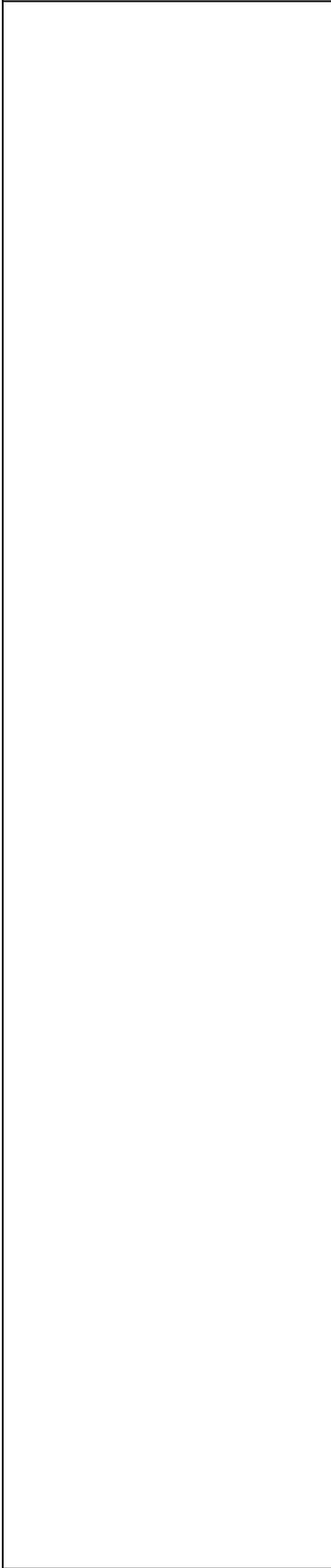


	149	324,500				
	150	324,800				
	151	325,100				
	152	325,300				
	153	325,600				
	154	325,900				
	155	326,200				
	156	326,500				
	157	326,700				
再雇用教職員		236,600	283,800	294,800	316,800	401,000

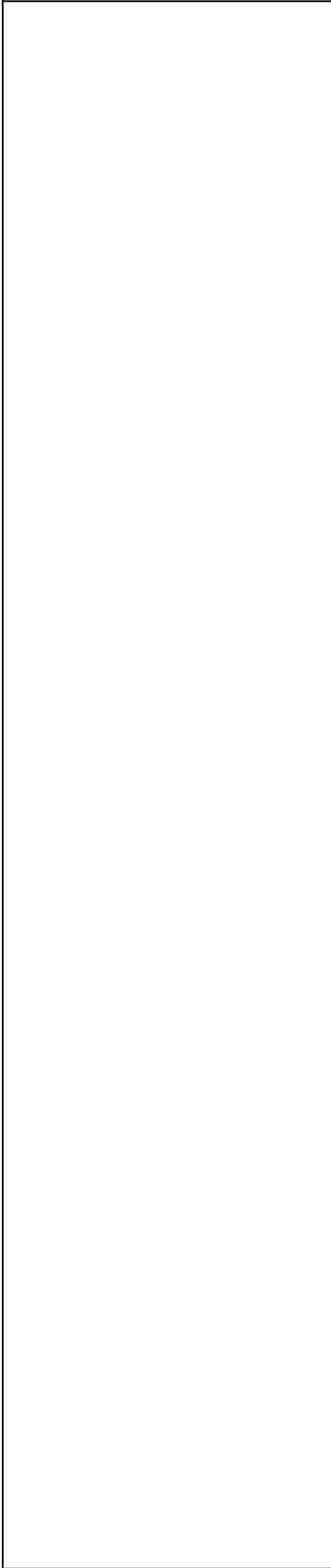
別表第4

特別支援学校教員俸給表

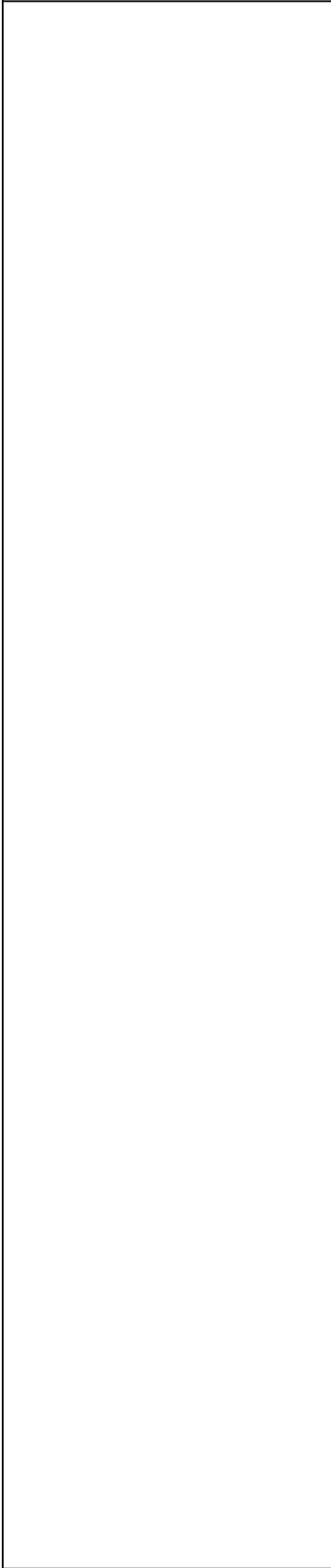
教職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再雇用教職員以外の教職員	1	177,200	219,700	274,900	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	277,200	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	279,500	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	281,600	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	283,800	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	286,000	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	288,200	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	290,300	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	292,400	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	294,700	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	297,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	299,100	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	301,300	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	303,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	304,900	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	306,600	364,900	445,000



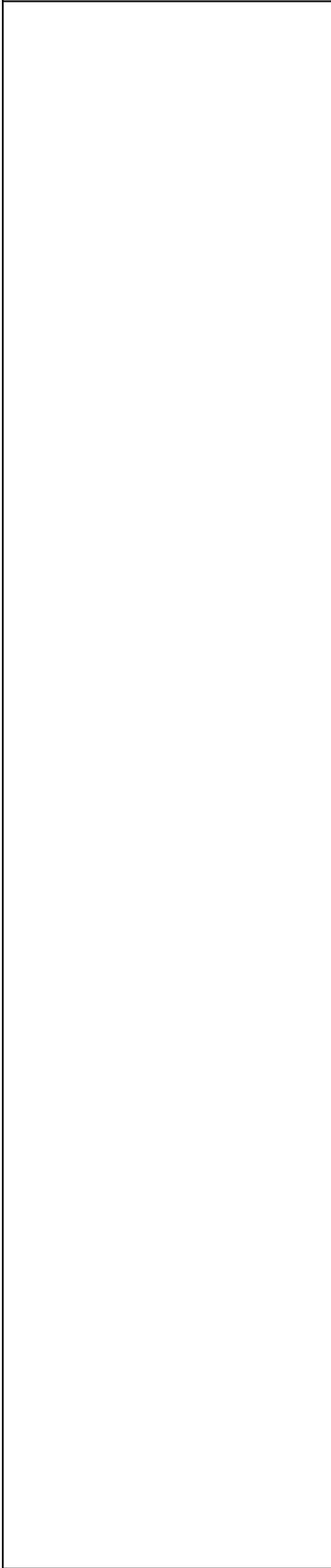
17	207,300	245,600	308,200	366,500	446,700
18	209,400	248,000	310,400	368,300	448,500
19	211,600	250,400	312,500	370,100	450,300
20	213,500	252,800	314,800	371,900	452,100
21	215,700	255,200	316,800	373,500	453,700
22	217,300	257,600	319,000	375,400	455,400
23	218,800	259,900	321,200	377,100	457,300
24	220,300	262,100	323,500	378,800	459,000
25	221,800	264,300	325,700	380,100	460,700
26	223,000	266,500	327,900	381,900	462,300
27	224,200	268,900	330,000	383,700	463,900
28	225,500	271,000	332,000	385,600	465,400
29	226,800	273,300	334,000	387,400	466,900
30	228,300	275,600	335,400	389,200	468,200
31	229,900	277,800	336,800	391,100	469,500
32	231,300	279,900	338,400	393,000	470,800
33	232,700	282,000	339,900	394,600	472,000
34	234,400	284,200	341,900	396,300	472,700
35	236,200	286,300	344,000	397,900	473,400
36	237,700	288,200	345,800	399,600	474,100
37	239,100	290,300	347,700	400,800	474,700
38	240,600	292,000	349,600	402,200	
39	242,100	293,800	351,500	403,600	
40	243,600	295,500	353,400	405,000	
41	245,000	296,800	355,300	406,600	
42	246,300	298,800	357,200	408,000	
43	247,500	300,700	359,100	409,300	
44	248,600	302,700	361,000	410,700	
45	249,700	304,700	362,800	412,100	
46	250,900	306,800	364,700	413,400	



47	252, 100	309, 000	366, 600	414, 900
48	253, 100	311, 200	368, 500	416, 400
49	254, 200	313, 300	370, 100	418, 000
50	255, 500	315, 600	371, 900	419, 400
51	256, 700	317, 800	373, 800	421, 000
52	258, 000	319, 900	375, 800	422, 500
53	259, 100	322, 000	377, 600	424, 200
54	260, 300	323, 500	379, 400	425, 700
55	261, 600	325, 000	381, 100	427, 300
56	262, 600	326, 500	382, 700	428, 900
57	263, 700	328, 200	384, 200	430, 400
58	264, 400	330, 200	385, 800	431, 900
59	265, 400	332, 200	387, 400	433, 100
60	266, 400	334, 100	389, 000	434, 300
61	267, 300	335, 900	390, 200	435, 500
62	268, 100	337, 900	391, 600	436, 800
63	268, 900	339, 900	393, 000	438, 100
64	269, 700	341, 800	394, 300	439, 300
65	270, 800	343, 500	395, 500	440, 500
66	272, 100	345, 500	396, 700	441, 700
67	273, 400	347, 500	398, 000	442, 900
68	274, 700	349, 500	399, 300	444, 100
69	275, 900	351, 300	400, 600	445, 300
70	277, 100	353, 200	401, 900	446, 500
71	278, 300	355, 100	403, 300	447, 700
72	279, 500	357, 000	404, 500	448, 900
73	280, 500	358, 600	405, 700	450, 000
74	281, 500	360, 500	407, 100	450, 600
75	282, 500	362, 300	408, 500	451, 100
76	283, 400	364, 200	409, 800	451, 600



77	284,300	366,000	411,000	452,100
78	285,200	367,700	412,200	
79	286,100	369,300	413,500	
80	287,000	370,900	414,900	
81	287,800	372,300	416,200	
82	288,900	373,800	417,400	
83	289,900	375,200	418,400	
84	290,900	376,500	419,600	
85	291,900	377,600	420,800	
86	292,900	379,000	422,000	
87	293,900	380,400	423,200	
88	294,900	381,700	424,200	
89	296,000	382,900	425,300	
90	297,100	384,200	426,300	
91	298,200	385,300	427,300	
92	299,200	386,500	428,300	
93	299,700	387,700	429,200	
94	300,700	388,800	430,000	
95	301,800	390,000	430,800	
96	303,000	391,200	431,600	
97	304,000	392,600	432,400	
98	305,100	393,600	432,800	
99	306,100	394,600	433,200	
100	307,100	395,600	433,600	
101	307,900	396,500	434,000	
102	309,000	397,500	434,300	
103	310,000	398,600	434,600	
104	311,000	399,700	434,800	
105	311,600	400,400	435,100	



106	312, 500	401, 300	435, 400
107	313, 300	402, 200	435, 700
108	314, 100	403, 100	435, 900
109	314, 800	403, 900	436, 100
110	315, 200	404, 800	436, 400
111	315, 600	405, 600	436, 700
112	316, 100	406, 400	436, 900
113	316, 600	407, 000	437, 100
114	317, 000	407, 700	437, 400
115	317, 500	408, 400	437, 700
116	317, 900	409, 100	437, 900
117	318, 400	409, 700	438, 100
118	318, 900	410, 200	
119	319, 300	410, 600	
120	319, 800	411, 000	
121	320, 300	411, 300	
122	320, 700	411, 600	
123	321, 200	411, 900	
124	321, 700	412, 100	
125	322, 300	412, 300	
126	322, 600	412, 600	
127	322, 900	412, 900	
128	323, 200	413, 100	
129	323, 400	413, 300	
130	323, 700	413, 600	
131	324, 000	413, 900	
132	324, 300	414, 100	
133	324, 500	414, 300	
134	324, 700	414, 600	
135	324, 900	414, 900	

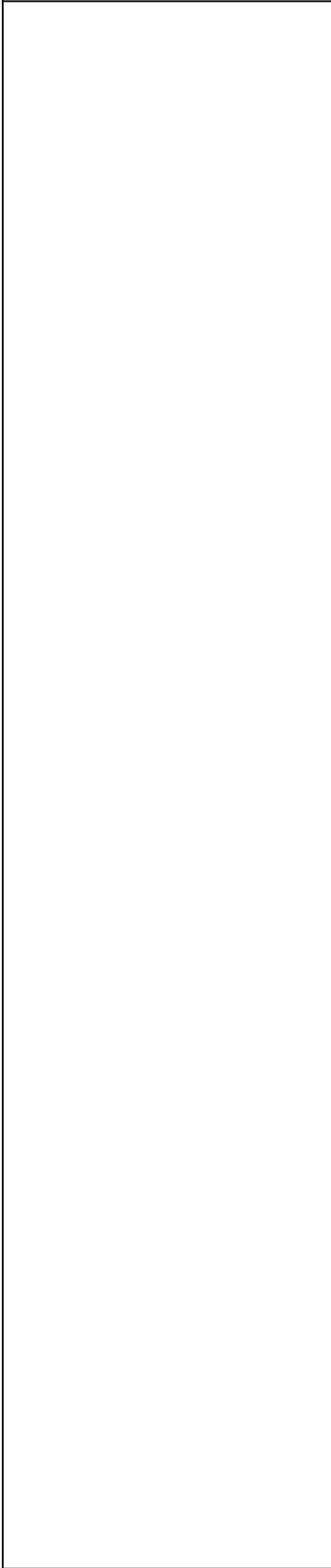
	136	325,200	415,100			
	137	325,500	415,300			
	138	325,700	415,600			
	139	326,000	415,900			
	140	326,300	416,100			
	141	326,500	416,300			
	142	326,700	416,600			
	143	327,000	416,900			
	144	327,200	417,100			
	145	327,500	417,300			
	146	327,700				
	147	328,000				
	148	328,300				
	149	328,500				
	150	328,700				
	151	329,000				
	152	329,300				
	153	329,500				
再雇用教職員		235,000	275,300	304,000	332,200	416,600

備考 この表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が4級である教職員の俸給月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

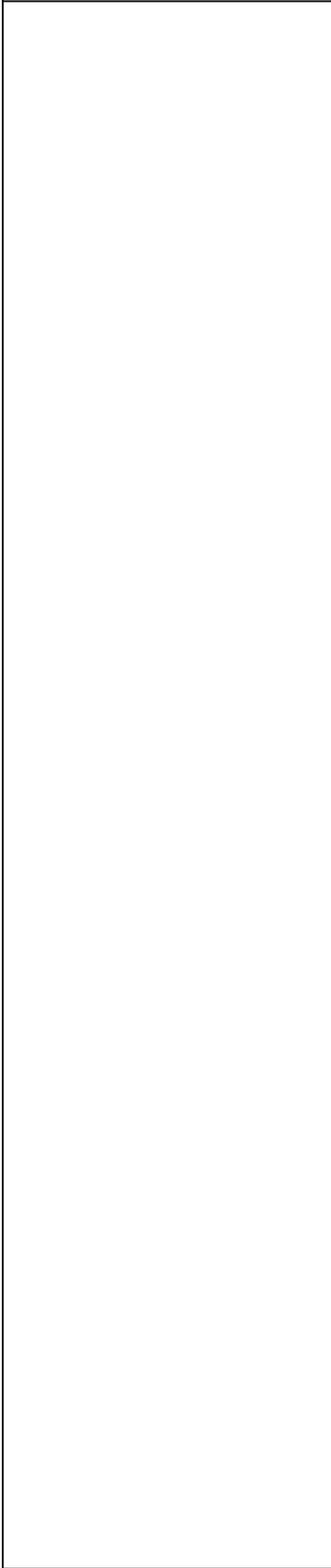
別表第5

中・小学校教員俸給表

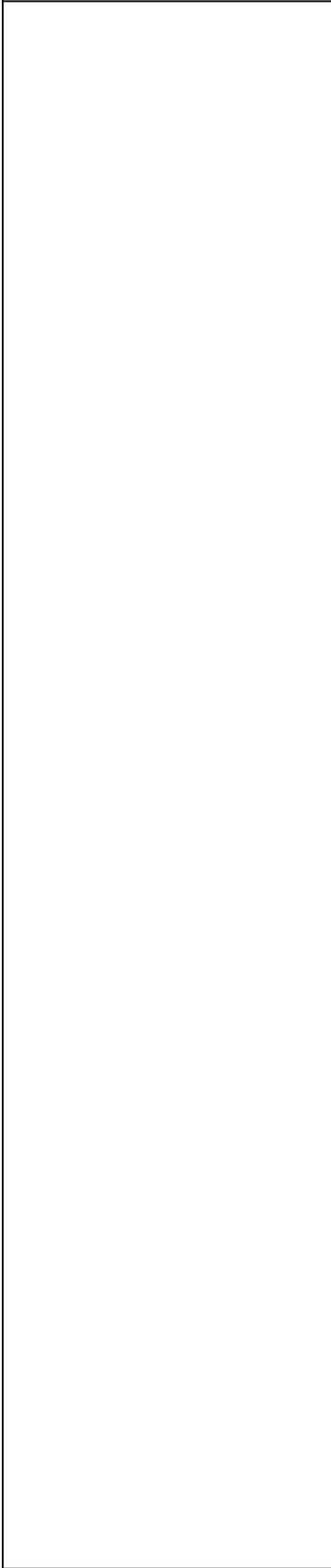
教職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再雇用教職員以外の教職員	1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900



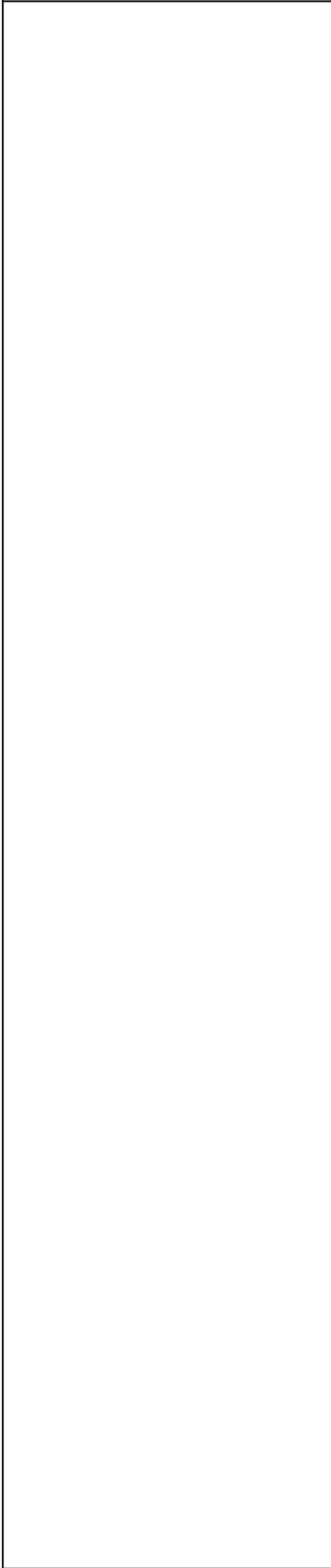
5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300
25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100
30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500
34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000



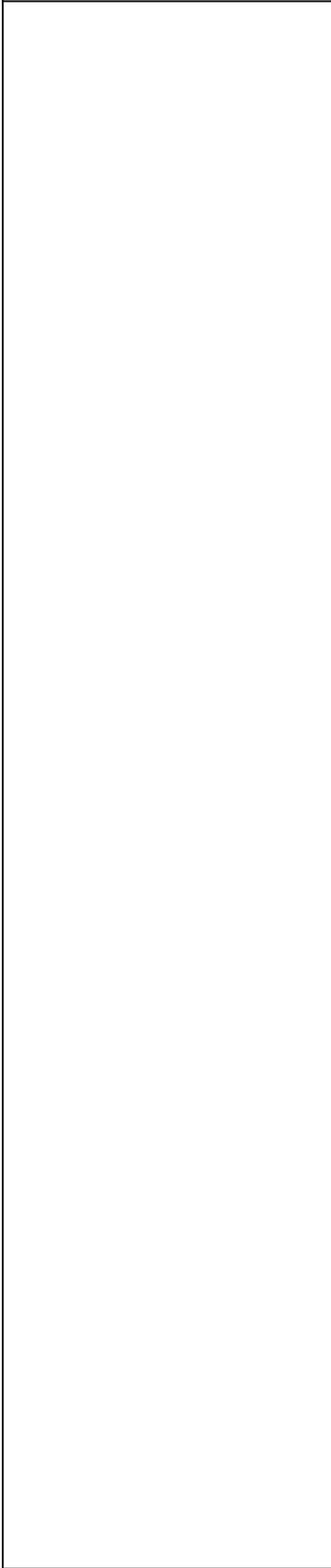
35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500
36	237,200	262,100	345,800	369,300	450,000
37	238,500	264,300	347,600	371,000	450,500
38	239,900	266,500	349,300	372,500	
39	241,300	268,900	351,000	373,800	
40	242,700	271,000	352,600	375,200	
41	244,000	273,300	354,100	376,300	
42	245,300	275,600	355,800	377,700	
43	246,500	277,800	357,400	379,100	
44	247,800	279,900	359,000	380,600	
45	249,100	282,000	360,700	382,000	
46	250,400	284,200	362,400	383,600	
47	251,600	286,300	363,700	385,100	
48	252,700	288,200	365,100	386,600	
49	253,800	290,300	366,300	387,900	
50	255,100	292,000	367,800	389,400	
51	256,400	293,800	369,400	390,800	
52	257,400	295,500	370,900	392,100	
53	258,500	296,800	372,300	393,300	
54	259,900	298,800	373,800	394,600	
55	260,900	300,700	375,300	395,700	
56	261,900	302,700	376,700	396,800	
57	262,900	304,700	378,100	398,000	
58	263,900	306,800	379,500	399,200	
59	264,900	309,000	380,800	400,400	
60	265,900	311,200	382,100	401,600	
61	266,800	313,300	383,000	402,700	
62	267,500	315,600	384,200	403,700	
63	268,200	317,800	385,300	405,000	
64	268,800	319,900	386,400	406,200	



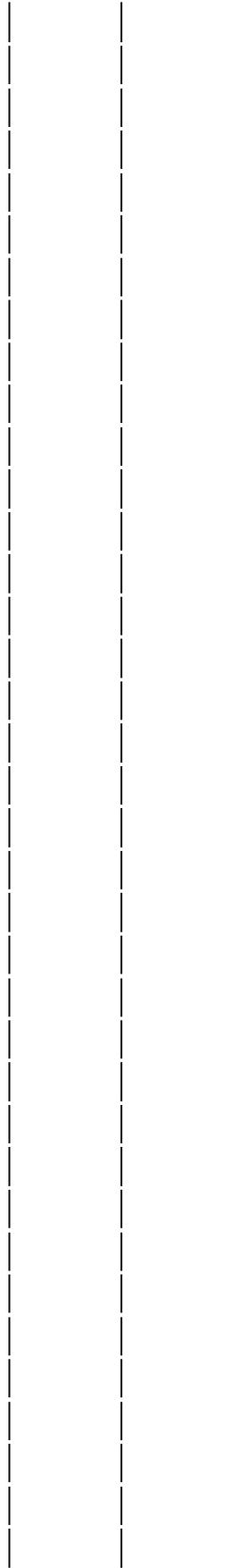
65	269,500	322,000	387,200	407,400
66	270,700	323,500	388,300	408,500
67	271,800	325,000	389,300	409,600
68	272,900	326,500	390,300	410,700
69	274,200	328,200	391,400	411,700
70	275,600	330,200	392,400	412,900
71	276,800	332,200	393,500	414,100
72	278,000	334,100	394,600	415,300
73	278,800	335,900	395,600	415,900
74	279,700	337,900	396,700	416,700
75	280,700	339,800	397,800	417,400
76	281,700	341,700	398,800	417,900
77	282,600	343,400	399,700	418,200
78	283,600	345,200	400,600	418,600
79	284,700	346,900	401,600	419,000
80	285,500	348,600	402,600	419,400
81	286,300	350,400	403,400	419,700
82	287,100	352,100	404,200	420,100
83	287,900	353,500	404,900	420,500
84	288,700	355,100	405,700	420,800
85	289,600	356,300	406,400	421,100
86	290,400	357,900	407,200	421,500
87	291,100	359,400	407,900	421,900
88	291,900	360,900	408,600	422,200
89	292,800	362,200	409,200	422,500
90	293,700	363,500	409,900	422,800
91	294,600	364,800	410,400	423,100
92	295,300	366,200	411,100	423,300
93	295,600	367,600	411,500	423,500



94	296,300	368,900	411,900
95	297,000	370,100	412,200
96	297,700	371,200	412,500
97	298,400	372,200	412,700
98	299,200	373,200	413,000
99	300,000	374,200	413,300
100	300,700	375,100	413,500
101	301,400	375,900	413,700
102	301,800	376,900	414,000
103	302,200	377,800	414,300
104	302,600	378,700	414,500
105	302,800	379,500	414,700
106	303,100	380,400	415,000
107	303,400	381,300	415,300
108	303,600	382,200	415,500
109	303,800	383,000	415,700
110	304,000	384,000	416,000
111	304,300	384,900	416,300
112	304,600	385,800	416,500
113	304,800	386,400	416,700
114	305,000	387,300	417,000
115	305,200	388,200	417,300
116	305,500	389,100	417,500
117	305,800	389,900	417,700
118	306,000	390,600	
119	306,300	391,400	
120	306,600	392,200	
121	306,800	392,800	
122	307,000	393,600	
123	307,200	394,300	



124	307, 500	395, 000
125	307, 800	395, 600
126		396, 300
127		396, 800
128		397, 400
129		398, 100
130		398, 700
131		399, 200
132		399, 700
133		400, 000
134		400, 300
135		400, 600
136		400, 900
137		401, 200
138		401, 500
139		401, 800
140		402, 100
141		402, 400
142		402, 700
143		403, 000
144		403, 300
145		403, 500
146		403, 800
147		404, 100
148		404, 300
149		404, 500
150		404, 800
151		405, 100
152		405, 300



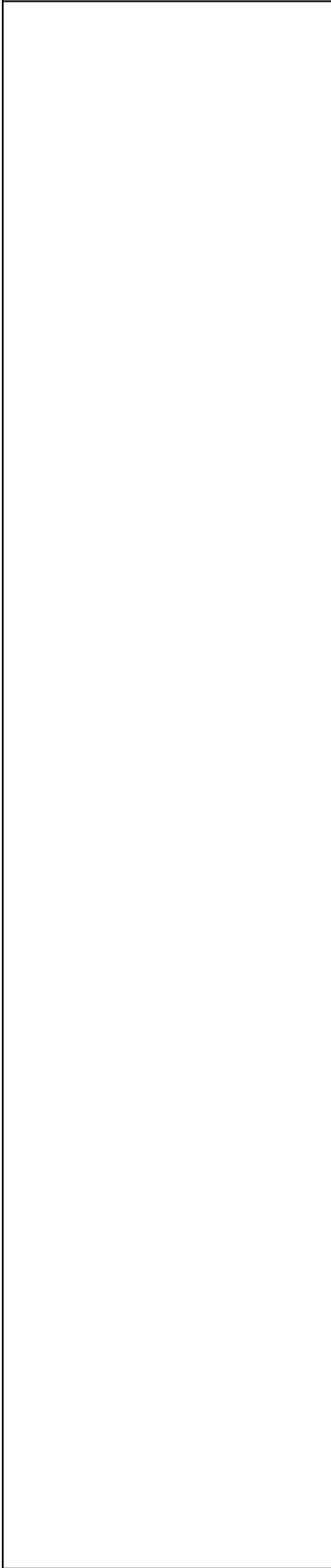
	153		405,500			
	154		405,800			
	155		406,100			
	156		406,300			
	157		406,500			
再雇用教職員		226,200	272,100	299,100	325,500	406,600

備考 この表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が4級である教職員の俸給月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

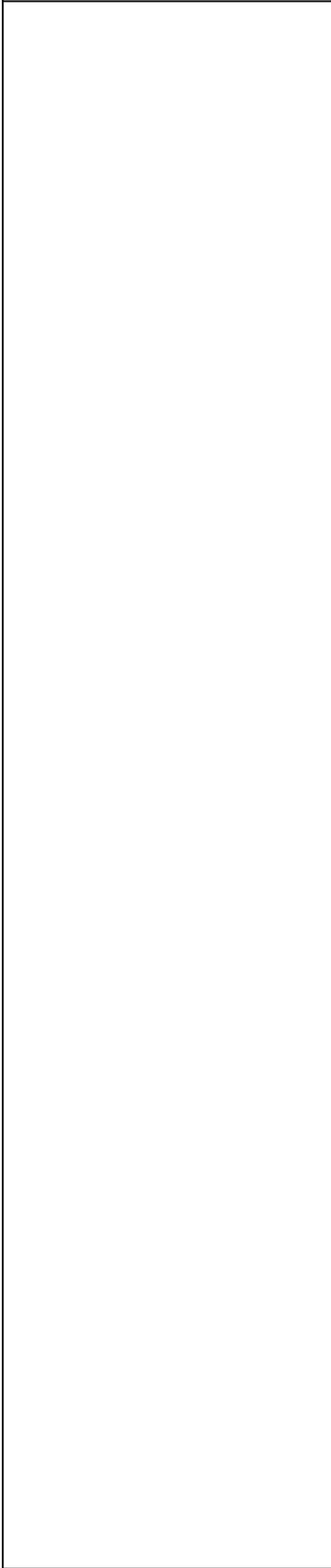
別表第6

栄養士俸給表

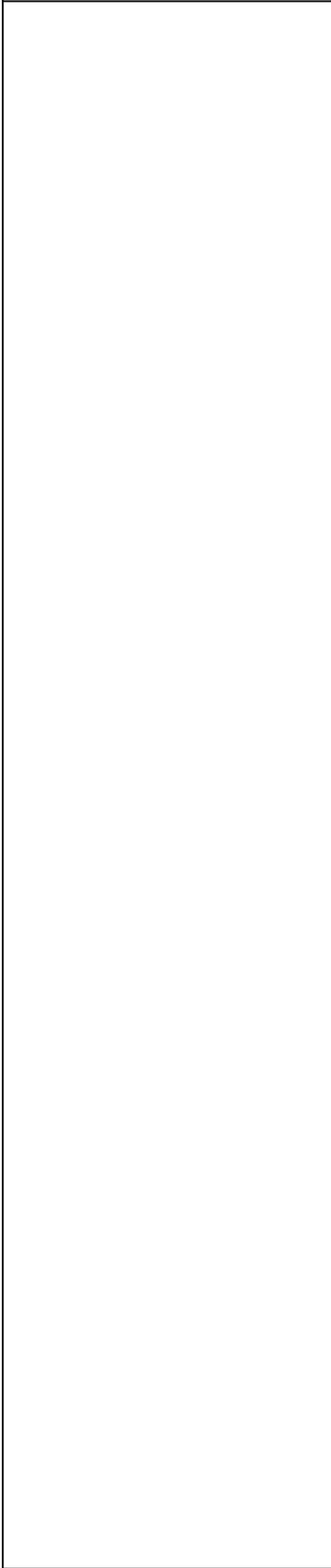
教職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再雇用教職員以外の教職員	1	167,200	202,800	236,100	258,800
	2	168,600	204,400	237,400	259,900
	3	170,000	205,900	238,700	261,100
	4	171,400	207,300	239,900	262,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400
	6	174,500	210,000	242,300	264,600
	7	176,200	211,200	243,400	265,700
	8	177,800	212,400	244,500	266,700
	9	179,400	213,800	245,400	267,800
	10	181,100	215,300	246,500	268,500
	11	182,700	216,800	247,800	269,200
	12	184,600	218,300	248,900	270,000
	13	186,000	219,700	250,200	271,000
	14	187,800	221,200	251,400	272,000
	15	189,800	222,700	252,600	273,000
	16	191,600	224,200	253,800	274,100
	17	193,500	225,500	254,600	275,300
	18	194,700	226,800	255,800	276,800



19	196,200	228,200	256,900	278,400
20	197,600	229,500	258,000	280,000
21	198,800	230,600	259,200	281,500
22	200,300	231,700	260,000	283,100
23	201,700	232,800	260,800	284,700
24	203,000	233,900	261,600	286,300
25	204,600	235,000	262,500	287,900
26	205,600	236,200	263,500	289,400
27	206,700	237,400	264,500	290,900
28	207,800	238,500	265,500	292,500
29	209,000	239,500	266,700	293,800
30	210,100	240,800	268,200	295,300
31	211,200	242,200	269,700	296,800
32	212,300	243,400	271,000	298,300
33	213,700	244,400	272,200	299,800
34	215,000	245,700	273,800	301,400
35	216,300	246,600	275,300	303,000
36	217,500	247,800	276,800	304,600
37	218,500	249,000	278,100	305,900
38	219,500	250,100	279,500	307,500
39	220,500	251,100	280,800	309,000
40	221,500	252,100	282,100	310,500
41	222,400	253,000	283,200	312,100
42	223,200	253,800	284,600	313,700
43	224,000	254,600	286,000	315,300
44	224,900	255,400	287,300	316,800
45	225,800	256,200	288,600	317,700
46	226,700	257,400	290,200	319,100
47	227,600	258,600	291,700	320,600
48	228,500	259,700	293,100	322,200



49	229,200	261,000	294,300	323,600
50	230,100	262,300	295,800	324,900
51	231,000	263,400	297,100	326,100
52	231,800	264,400	298,600	327,300
53	232,100	265,400	299,900	328,300
54	232,900	266,500	301,300	329,300
55	233,500	267,600	302,700	330,300
56	234,200	268,700	304,000	331,200
57	234,800	269,400	305,000	331,700
58	235,400	270,500	306,200	332,600
59	235,900	271,600	307,400	333,400
60	236,400	272,500	308,800	334,300
61	237,000	273,300	310,100	335,000
62	237,500	274,300	311,300	335,300
63	238,000	275,200	312,500	335,800
64	238,600	276,100	313,700	336,400
65	239,100	276,900	315,000	337,000
66	239,600	277,900	315,800	337,700
67	240,200	278,800	316,500	338,400
68	240,700	279,700	317,200	339,000
69	241,200	280,600	317,800	339,700
70	241,700	281,600	318,500	340,200
71	242,100	282,700	319,200	340,800
72	242,600	283,700	319,800	341,400
73	243,100	284,300	320,400	341,700
74	243,600	284,800	320,600	342,300
75	244,100	285,300	321,100	342,800
76	244,600	286,100	321,600	343,300
77	244,900	286,900	322,200	343,800



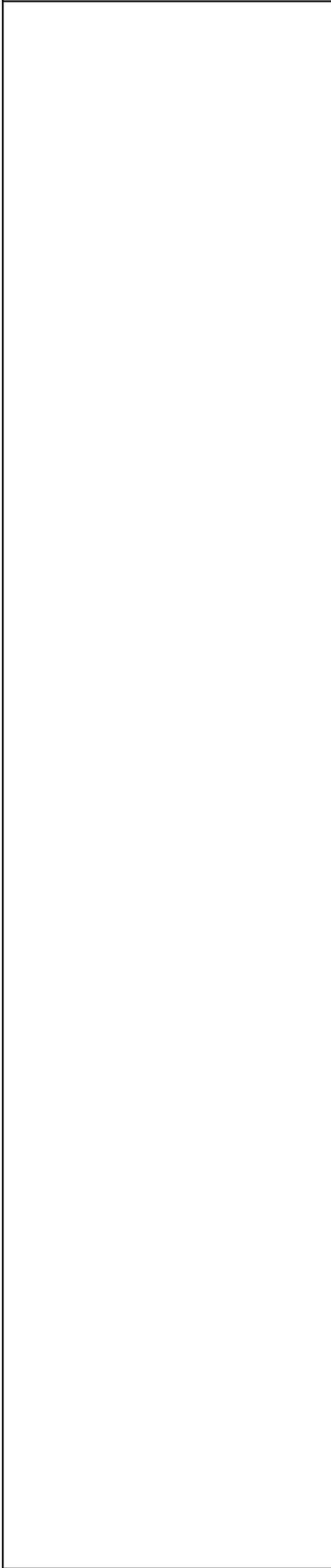
78	245, 200	287, 500	322, 700	344, 300
79	245, 500	288, 100	323, 200	344, 800
80	245, 700	288, 600	323, 600	345, 200
81	245, 900	289, 100	324, 200	345, 500
82	246, 200	289, 600	324, 700	345, 800
83	246, 500	290, 000	325, 100	346, 200
84	246, 700	290, 300	325, 600	346, 500
85	246, 900	290, 500	326, 100	347, 000
86		290, 700	326, 500	347, 300
87		290, 900	326, 700	347, 600
88		291, 100	327, 000	347, 900
89		291, 500	327, 400	348, 300
90		291, 700	327, 800	348, 600
91		291, 900	328, 200	349, 000
92		292, 100	328, 600	349, 300
93		292, 500	328, 900	349, 700
94		292, 700	329, 100	350, 000
95		292, 900	329, 500	350, 300
96		293, 200	329, 800	350, 600
97		293, 500	330, 000	350, 900
98		293, 700	330, 300	351, 300
99		293, 900	330, 600	351, 700
100		294, 200	330, 900	352, 100
101		294, 500	331, 100	352, 600
102		294, 700	331, 400	353, 000
103		294, 900	331, 800	353, 400
104		295, 200	332, 000	353, 800
105		295, 500	332, 200	354, 300
106			332, 400	
107			332, 800	

	108			333,000	
	109			333,200	
	110			333,600	
	111			334,000	
	112			334,400	
	113			334,600	
再雇用教職員		189,700	216,300	244,500	257,900

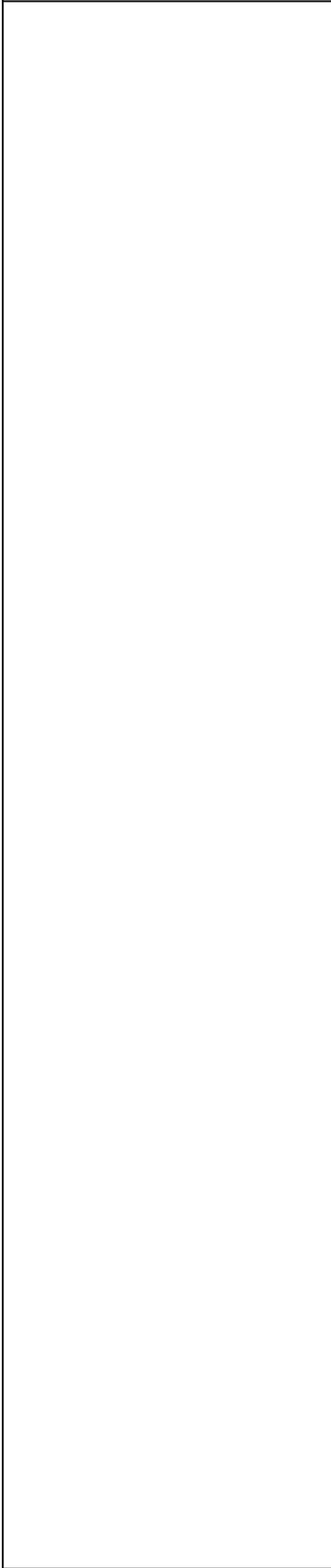
別表第7

看護師俸給表

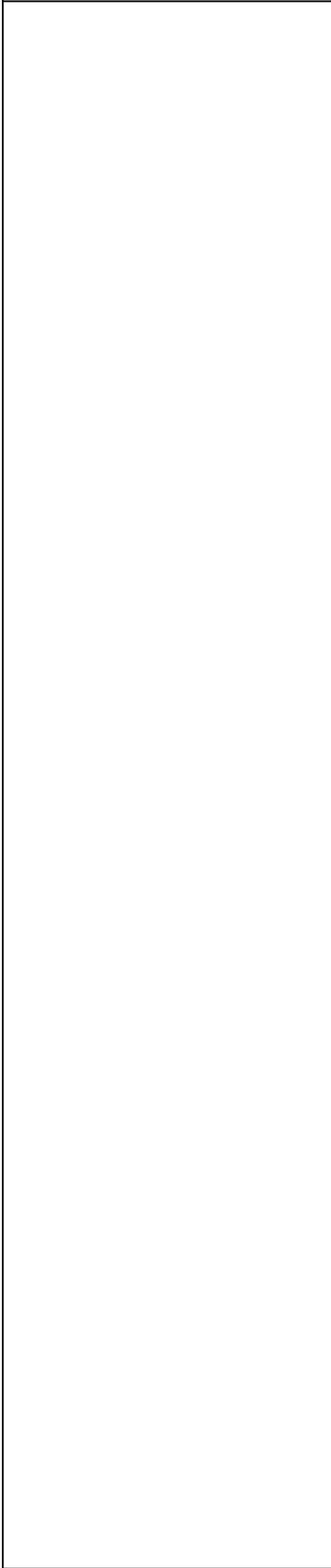
教職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再雇用教職員以外の教職員	1	183,500	211,000	253,600
	2	184,900	212,900	255,000
	3	186,400	214,900	256,500
	4	187,800	216,800	257,900
	5	189,300	218,800	259,100
	6	190,800	220,600	259,900
	7	192,300	222,400	260,700
	8	193,800	224,100	261,400
	9	195,000	225,800	262,100
	10	196,700	227,200	262,800
	11	198,300	228,500	263,600
	12	199,800	229,400	264,300
	13	201,200	230,800	265,100
	14	203,200	231,800	266,000
	15	205,300	232,800	266,800
	16	207,300	233,700	267,700
	17	209,300	234,800	268,200
	18	211,300	236,200	269,000
	19	213,400	237,600	269,800



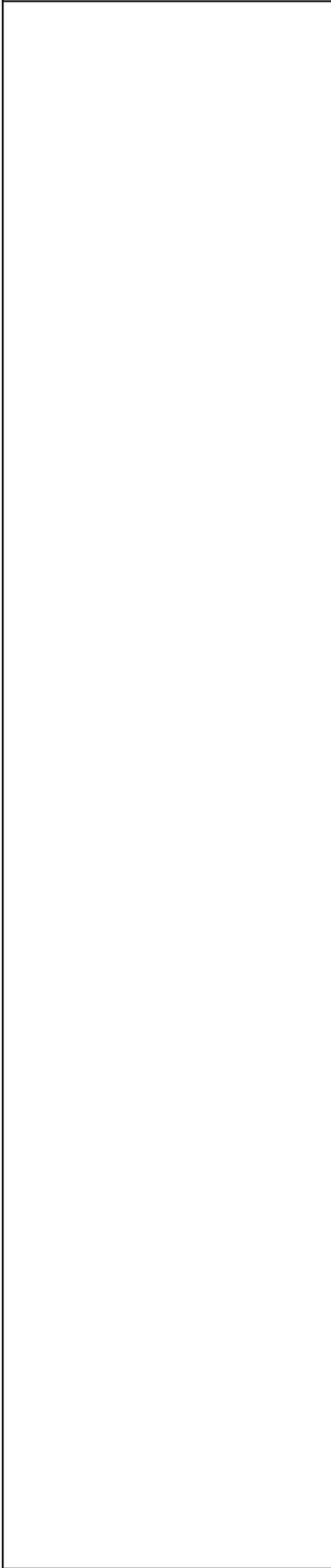
20	215,400	238,700	270,600
21	217,300	239,800	271,300
22	219,000	241,400	272,000
23	220,700	243,100	272,700
24	222,400	244,500	273,500
25	223,700	245,700	274,300
26	225,000	247,000	275,000
27	226,100	248,400	275,800
28	227,100	249,700	276,600
29	228,200	251,100	277,600
30	229,000	252,100	278,700
31	229,800	252,900	280,100
32	230,500	253,600	281,300
33	231,600	254,400	282,500
34	232,800	255,300	283,800
35	233,900	256,200	284,900
36	234,900	256,900	286,100
37	235,900	257,600	287,500
38	237,200	258,500	288,600
39	238,500	259,400	289,700
40	239,700	260,300	290,700
41	240,500	260,700	291,700
42	241,500	261,500	292,900
43	242,500	262,300	294,100
44	243,500	263,000	295,300
45	244,500	263,700	296,400
46	245,500	264,400	297,700
47	246,400	265,100	299,000
48	247,200	265,800	300,200



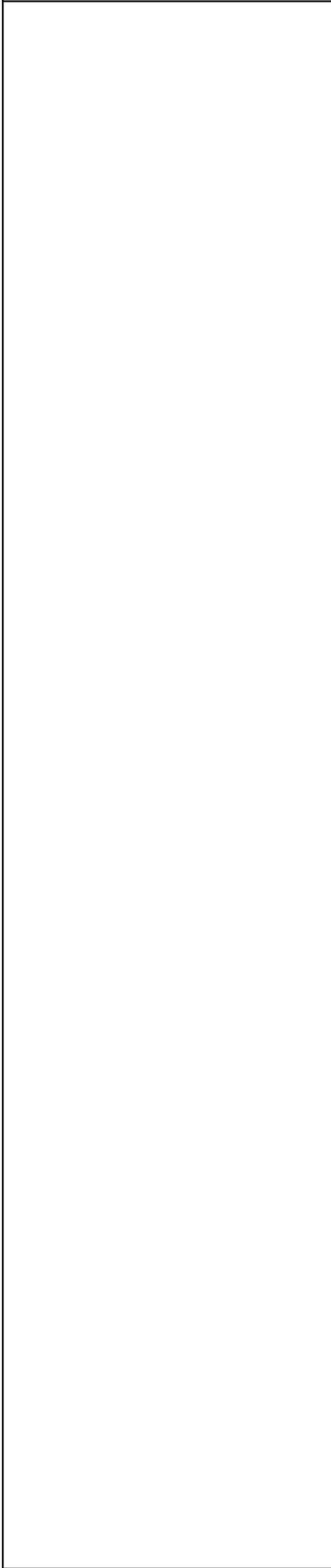
49	248,000	266,500	301,300
50	248,900	267,300	302,500
51	249,800	268,000	303,700
52	250,600	268,900	305,000
53	251,200	269,800	306,400
54	252,100	270,900	307,700
55	253,000	272,000	309,000
56	253,800	273,200	310,200
57	254,500	274,400	311,000
58	255,400	275,800	312,200
59	256,000	277,100	313,400
60	256,800	278,400	314,800
61	257,500	279,600	315,900
62	258,200	280,800	317,200
63	258,900	281,900	318,400
64	259,600	283,000	319,600
65	260,200	284,000	320,800
66	260,900	285,200	322,100
67	261,500	286,400	323,300
68	262,100	287,400	324,500
69	262,700	288,400	325,200
70	263,300	289,800	326,300
71	264,100	291,100	327,400
72	264,900	292,300	328,300
73	266,100	293,300	329,400
74	267,200	294,600	330,100
75	268,200	295,800	331,200
76	269,200	297,000	332,300
77	270,100	298,300	333,400
78	271,000	299,500	334,600



79	271,900	300,700	335,700
80	272,800	301,900	336,800
81	273,600	302,400	337,900
82	274,500	303,600	339,000
83	275,400	304,700	340,000
84	276,000	305,800	341,100
85	276,700	306,900	342,000
86	277,400	308,100	343,000
87	278,100	309,300	343,900
88	278,800	310,400	344,900
89	279,600	311,500	345,800
90	280,400	312,700	346,600
91	281,200	313,900	347,400
92	282,000	315,000	348,200
93	282,800	315,800	348,800
94	283,800	316,500	349,400
95	284,700	317,200	350,100
96	285,600	317,800	350,700
97	286,200	318,300	351,100
98	286,800	318,600	351,500
99	287,400	319,200	352,000
100	288,300	319,800	352,400
101	289,100	320,200	352,900
102	289,900	320,800	353,300
103	290,700	321,400	353,800
104	291,500	321,900	354,200
105	292,100	322,300	354,500
106	292,600	322,800	355,000
107	293,100	323,300	355,400
108	293,500	323,800	355,700



109	293,700	324,200	356,200
110	294,000	324,600	356,700
111	294,200	324,900	357,200
112	294,500	325,200	357,700
113	294,800	325,500	358,200
114	295,000	325,900	358,700
115	295,300	326,300	359,200
116	295,500	326,600	359,600
117	295,800	326,800	360,000
118	296,100	327,100	360,400
119	296,400	327,500	360,900
120	296,700	327,700	361,400
121	297,000	327,900	361,800
122	297,400	328,200	362,300
123	297,700	328,500	362,800
124	298,100	328,800	363,300
125	298,300	329,000	363,600
126	298,500	329,300	
127	298,800	329,700	
128	299,200	329,900	
129	299,400	330,100	
130	299,700	330,300	
131	300,100	330,700	
132	300,500	330,900	
133	300,700	331,200	
134	301,000	331,600	
135	301,400	332,000	
136	301,700	332,400	
137	301,900	332,700	



138	302, 200	333, 100
139	302, 600	333, 500
140	302, 900	333, 900
141	303, 100	334, 200
142	303, 500	334, 600
143	303, 900	334, 900
144	304, 200	335, 300
145	304, 400	335, 600
146	304, 600	336, 000
147	304, 900	336, 400
148	305, 300	336, 800
149	305, 500	337, 100
150	305, 700	337, 500
151	306, 000	337, 900
152	306, 300	338, 300
153	306, 700	338, 600
154	306, 900	
155	307, 100	
156	307, 400	
157	307, 700	
158	308, 000	
159	308, 300	
160	308, 600	
161	309, 000	
162	309, 300	
163	309, 600	
164	309, 900	
165	310, 300	
166	310, 600	
167	310, 900	

	168	311,200		
	169	311,600		
再雇用教職員		236,100	256,400	263,600